

○大谷國務大臣 稲田君に御答致します、御説のやうな議論は私展聞くのであります、匪賊が横行する地と申しましても、滿洲國獨立當時武裝移民を送りました時と、今日とは治安の上に餘程の違ひを生じて居るのであります、匪賊から移民村が襲はれたと云ふ事實はあるにありますが、全然それが無くなつたとは申しませぬが、大體に於きまして獨立當時よりは遙に治安の状況は良くなつて居るのであります、又彼の先住民族の安い生活費で労働をする所の彼等と、一日に一圓も掛るやうな日本の労働者と相對して、果して我が移民が耐へ得るか云ふことに付きましたは、私は是は確信して申上げるのであります、移民には十町歩の耕地と十町歩の山林放牧地を付けて與へまして、完全なる自作農として立つて行くやうに之を渡して居りました而も我が農民は集團移住を致しまして、集團農業をやりまして、進歩した所の農業經營法のやつて居りますので、我が日本の農夫の能率は遙に滿洲人の農民の能率よりは數倍して居るのであります、此結果私は先住の是等の農業に依り、日本の農民が農業的に耐へ得られなくして失敗に終ると云ふことは、私は全然無いものと存じますし、我が最近の農業的技術及び知識と云ふものは殊に優れて居まして、又今迄外國へ行きました移民と云ふものは、直ぐ船に乗つて行つたのであります、左様なことがありましては失敗を重ねると存じまして、此移民に對しては、日本に於きまして相當に訓練を與へて居ります、又若干の先遣隊を送つて置きました、本隊が入りましたも仕事は直ぐ出来るやうに、速はないやうに總ての準備を整へて、本隊を迎へることになつて居りますので、今日迄の成績かき見まして、支那人の労働者の能力に、日本人の移民が敗けて驅逐されると云ふやうなことは、全然無いと私は確信致して居るのであります

○稲田委員 私が曾て滿洲事變後に於きまして、滿蒙を視察致しました

た時に、某陸軍大將は、稲田君、滿洲は百年は駄目だ、君方の孫の時でないといふ移民なんか駄目だと言はれた、又滿洲の政治に最も深い關係を有する某陸軍中將は、百年とは言はないが、五十年は駄目だと言つた、又或る日本の最も上の地位に在る高官は、百年も、五十年もあつたものではない、全然日本の滿洲政策と云ふものは駄目だと申しましたので、私は實に天を仰いで長歎致しました、其時に滿鐵の某首脳部が言ひました、日露戦争後の日本は關東州を中心と致しまして、少くとも二三十億の金を注込んで居るが、賣つては歸り賣つては歸り致しまして、其實權は殆ど支那人が握つて居る英國は六七十年来に於きまして香港を其手に收めました、東洋一と言つて豪語して立派な金殿玉樓を築いて居ります、彼等の今日は賣つては歸り、賣つては歸りして、香港の大夏高樓と云ふものは、殆ど支那人の手中に在ると云ふことを申しました、是れ即ち「グレシヤム」の法則である、惡貨が良貨を驅逐すると云ふ法則であつて、是が即ち人種競争に適用されて居るものであると云ふことを申しましたので、私は實に天を仰いで長歎致しました、拓務大臣、對滿事務局總裁は此「グレシヤム」の法則が、人種競争に決して行はれるものでないといふことを、地方農村の爲に北支移民、滿洲移民の爲に、將來さう云ふ氣遣ひはないと云ふことを五千萬農民の人口問題の爲に、はつきりと申して戴きますならば、私は幸福であります

### 鞏固な信念の下に

### 我が生命線を護る

滿人移民は成功 大谷拓相

○大谷國務大臣 滿洲に参ります日本移民は、唯單なる移民の考を持つて行くばかりではないのであります、彼の地に参りまして、五族協和の上から、又日本の生命線である所の滿洲を、立派な國に作り上げると云ふ信念を持つて参るのであります、隨て内地に於きましても十分訓練をし、又選抜をして行つて居るのであります、最近に青少年の移民が送られると云ふことを聞きまして、私の所へ血書を以て移民を志願して来る者もあるやうな状態であります、昔に百姓をするばかりでなく、日本の國家の爲に盡すと云ふやうな心持を當人も持ち、又家族も持つて居るのであります、或る一例を申し上げますと、大分縣でありましたか、實は匪賊に殺された人の遺骨が著きました、縣廳の役人などは其遺骨を親に渡す時に、非常に心配したのであります、親は其遺骨を迎へます時に、私にはまだ二人の息子がございまして、之を差出して國家の爲に盡したいと存じますと言はれたので、縣廳の役人等は皆涙を流したと云ふやうな事實があるのであります、さう云ふやうな決死の覺悟で、國家の爲に移民として行きます者に對しましては政府と致しましては何處までも保護を致しまして、此事業を致さなければならぬと私は信じて居ります

○稲田委員 拓務大臣の熱誠ある御答辯に依りまして、滿洲移民も、北支移民も、日本の農民に取りまして必しも絶望ではない、寧ろ努力

の如何に依りましては成功すべきものであると云ふ言葉を、私は得たものと致しまして、是で以て拓務大臣に對する質問は打切ります

### 對支強力中央機關

### 設置は考究中

近衛首相の答辯

濱田委員の對支中央機關設置の質問に對して近衛首相は左の如く述べた

○近衛國務大臣 對支中央機關を設けると云ふことに付しましては、其必要なることは既に此豫算總會に於きましても申述べましたが、如何なる組織にするかと云ふことに付しましては、今濱田君が御述になりましたやうに、色々の説がございまして、それが又それぞれ一長一短あることである、政府と致しましては、差當り北支及び中支に出來ます開發會社の監督機關としての事務局を設置することに定めまして、併ながら是は取敢へずさう云ふものを置いた次第でありまして、對支政策全般のことを司る機關を如何にするかと云ふことに付しましては、尙ほ考究を致して居る次第であります

# ダバオの耕地問題 邦人の權益を擁護

廣田外相野中氏に答ふ

○野中委員 外務大臣に御尋申上げますのは「ダバオ」の問題でございます。昭和十年の九月に「ダバオ」に於きまして日本人の土地所有權取消、此事を繞りまして紛擾が起つて、日本人が非常に困憊致しましたと云ふ事實は、御承知のことであると思ひます。其結果と致しまして、時の「ケソン」大統領が二回も「ダバオ」に参りまして、審かに實情を視察した結果、所謂「ダバオ」の問題と云ふものは無い、斯う云ふ風な結論を得まして、比律賓の政府の決定致しました所謂國憲違反の問題が、現在まで未解決の状態で残つて居ります。此残つて居りました「ダバオ」の問題が、最近また起るのではないかと云ふ不安が私共はあるのであります。それは一月十五日に駐比高等事務官「ポール・グイ・マクナット」と云ふ人が、比島駐屯米國陸軍司令官「ルシアス・アール・ホールブルック」と云ふ少將と共に「ダバオ」を視察致しまして、其結果陸軍機で以て上海に飛びまして、一月二十日に米國亞細亞艦隊司令長官「ハリー・イー・ヤーネル」中將と上海に於て會見を致しました。どう云ふやうな會見の内容であつたかと云ふことは分りませぬが、二月の二日に此「マクナット」氏は「マニラ」發の「チャイナ・クリップ」の飛行機で以て亞米利加に歸りました。此事に關しまして「マニラ・プレテイン」紙には斯う云ふ風なことが書いてあります。「比島政府は「ダバオ」に於ける日本人問題の解決を求

めてはどうかと云ふことを慎んで居るのであります。要するに此問題は現時に於て豫め用意するにあらずば、出て來た場合に於て、或は所謂物投げを打たれるやうな危険がないとも限らぬと私は思ふ。それでありまして、私共は今の内に豫め此問題に對して用意をして貰ひたい、又しなければならぬ、斯う云ふ意味合から此「ダバオ」問題に關して、外務大臣はどう云ふ風な御所見を御持ちでございませうか、更に進んで如何なる對策を御持ちでございませうか、事國交に關することでありませぬ、或は十分の御話が出来ないかも知れませぬ、併し出來るだけの範圍は漏らして戴くならば、「バダオ」に於ける邦人はどれ程安心が出来るか知れないと思ひます。それでありませぬから、一應外務大臣の此問題に對する御所見並に對策を御伺致したいのであります。

○廣田國務大臣 只今野中君から、多年我が邦人が比律賓に於て開拓致しました「ダバオ」の耕地の問題に付て、實況を御述になつたのであります。外務省に於きましては此問題に對しましては、其進行振に付て細心の注意を拂つて居るのであります。殊に「ダバオ」に於ける事業は、比律賓に於ける我が邦人の經濟生活に最も大なる關係を持つて居る問題でありまして、此問題は多年我が政府と、比律賓政府との間の交渉案件になつて居りましたので、其問題の進行に付きまして又其問題の進むべき方向に付きまして、又其問題の進むべき方向に付きまして、我が政府としてそれ／＼對案を持つて居るのであります。最近「ハイ・コンミツショナー」が米國に歸つたことに付て、是が又突然何等か暫定的の方法を立てるのではないかと云ふ懸念も全くないではないのであります。政府として考へて居りますことは、斯かる問題は比島政府と致しまして、我が邦人及び我國との關係に付きまして、十分の考慮を拂つて居るのであります。決して亂暴なる處置に出づることは考へて居るのであります。隨て此問題は非常に重要な

める最初の公式手段を講じつゝある。「ケソン」大統領は最近書面を以て國務省に此問題を取上げて貰ふやう「マクナット」氏に要望し「ダバオ」に於ける日本人の土地所有及び投資に關する比島政府の調査書類を「マクナット」氏に提出したと諒解される。「マクナット」氏は比島政府及び一般極東情勢の比島に對する影響に關し、「ルーズヴェルト」大統領に報告すべく歸米するものであるが、比島官界では外國關係問題、特に比島政府が違反なりとせる日本人の「ダバオ」に於ける土地所有の如き問題を解決するに絶好の機會なりと觀察して居る。斯う云ふ風に書いてございませぬが、此様子から見る場合に於ては、米國亞細亞艦隊司令官と會見してどう云ふ内容のことを相談したかと云ふことは分りませぬが、比島新聞に依りますと、「マクナット」氏が歸りましたのは、恐らく日本の「ダバオ」問題を解決する爲に歸國せられたのではないかと思ひます。さうすると此問題が近い内に起るのではないかと、殊に此問題に關しまして、比島政府の方からは、此時機が、日本の「ダバオ」問題を解決するのに最も適當なる機會である、日本は既に諸方面に事を構へて、所謂實力を以て之に干渉することは出來ないから、此際に於て解決したい、する方が宜いと云ふやうな氣分があつて、此舉に出たのではないかと云ふ風に見られて居ります。元來「ダバオ」に於ける日本人の權益は、私が申上げる迄もなく、今まで不毛の島を開拓致しまして、全體に於きましては五萬二千町歩、そこに於て生産される「マニラ」麻は四十五萬俵と云はれ、比島全體の四割も生産する、是は一に日本人の努力に依つて貢獻されて居るのであります。隨てさう云ふ風な大切な「ダバオ」の日本人の土地所有權の問題が再び取上げられて、或は日本人は、土地所有權を取上げられた結果として「ダバオ」から追放せられるのではないかと云ふやうな一抹の不安がそこにあるのであります。而もそれが近い内に現れる

問題でありまして、十分慎重に考慮して參らなければならず、又同時に最も時宜に適したる方法に依つて、「ダバオ」に於ける我が邦人の權益の擁護に遺憾なきを期しなければならぬ問題であるのであります。故に其點に付ては實際の問題の進行の經過、之に對する對策等に付きまして、著々此方では研究を進めて參つて居りますので、左様御承知を願ひたいと思ひます。

## 十三年度追加豫算 第二號中拓務省所管

○大谷國務大臣 昭和十三年度各特別會計追加豫算案第二號中拓務省所管のものに付きまして、其概略を御説明申上げます。

拓務省所管各特別會計の歳入歳出追加豫算額は、朝鮮總督府特別會計歳入二百二十二萬餘圓、歳出四百三十九萬餘圓、臺灣總督府特別會計歳入四百一十一萬餘圓、歳出四百七十八萬餘圓、樺太廳特別會計歳入四十五萬餘圓、歳出五十三萬餘圓、南洋廳特別會計歳入四十九萬餘圓、歳出二十七萬餘圓と相成つて居ります。

今其重要事項に付きまして簡単に御説明申上げますれば、朝鮮總督府特別會計に於きましては、北支及び中支等の新情勢に對應致す爲めの所謂時局對策臨時施設費二十七萬餘圓、氣象觀測施設等整備擴充に要する經費百二十二萬餘圓、朝鮮北支間連絡航路補助の増加十三萬圓、北鮮國境警備充實に要する經費の増加七十八萬餘圓、臨時軍事援護諸費の増加十六萬餘圓、重要礦物の増産に要する經費六十萬餘圓、重鑛物資の需給調整等に要する經費二十八萬餘圓、勞働力の需給調整に要

する経費二十三萬餘圓、物價調整及貯蓄獎勵の爲めの経費三十二萬餘圓等でありまして、是等は何れも時局並に朝鮮の實情に鑑み、一日も忽にすることの出来ない事項のみであります、尙ほ是等経費の財源として茲に計上致しました歳入は、前年度剩餘金の繰入であります、其金額の歳出金額に比し不足致します部分は、曩に特第一號追加豫算として御協賛を願ひました支那事變特別税令制定等に依る増収額の中の歳出財源充當残額を以て之に當てること、致して居ります、次に臺灣總督府特別會計に於きましては、重要礦物増産、其他に要する経費二十五萬餘圓、臨時軍事援護に要する経費の増加大三萬餘圓、臨時防空及び警備等の経費として三百二十二萬餘圓、氣象觀測施設の整備擴充等に要する経費五十六萬餘圓、重要物資需給調整に要する経費十六萬餘圓南支那經濟調査に關する経費十七萬圓等であり、以上の諸経費の財源は大部分前年度剩餘金繰入を以て之に充て、尙ほ歳入の不足致します部分は朝鮮總督府特別會計に於きまると同様、特第一號追加豫算に依る本年度歳入超過額を以て支辨致すものであります

次に樺太廳特別會計に於きましては、氣象觀測施設の整備擴充に關する経費二十四萬餘圓、本年二月の暴風雪に依る災害復舊及新營に要する経費十三萬餘圓の外に重要物資需給調整、臨時軍事援護、物價調整並に貯蓄獎勵等に付きましてもそれ／＼経費を計上致して居ります是等経費の財源は、主として前年度剩餘金繰入に依るものであります、最後に南洋廳特別會計に於きましては、氣象觀測機關整備費二十二萬餘圓の外、物價並に物資需給調整等に要する経費を計上致して居ります、此財源は主として支那事變特別税法の制定に伴ひます砂糖出港税の増収額に依るものであります、以上簡單ながら御説明と致します、何卒御審議の上速に御協賛あらんことを希望致します

を以て爲し得べきやうな仕事は、成べく個人若くは小資本会社にやらせる、さうして大資本を要し、若くは個人で出来得ない、或は營利を必しも目的としないやうな仕事に當らせるやうに致して居る譯であります、只今の御話のやうな他の摩擦を來さないやうに、特に其點は注意致して居る次第であります

○小笠原委員 さう云ふ御方針で御監督を願ひたいと存するのであります、又臺灣拓殖では總督府の援助の下に棉花の栽培を奨励して、臺灣棉花會社を創立して棉操業を行つて居るが、臺灣の棉花の栽培の成績は甚だ不良であつて、傳へ聞く所に依りますと、昨年度の如きは豫想收穫高の三分の一と云ふことであります、私は北支が現在のやうに日本の勢力圏内に入りまして、其處で棉花を奨励することにすれば臺灣のやうな所は棉花を奨励する必要はないと考へる者であります、其點に付て政府はどう云ふ風に御考になつて居るか、適物適所と申します、臺灣のやうな所に於ては、寧ろ最も適當である所の砂糖を奨励して、其砂糖の邪魔になるやうな棉花などは奨励することを止められた方が、實際適物適所の趣旨に適ふものであらうと思ふ者であります、政府の御方針は如何でありますか

○森岡政府委員 臺灣に於ける棉花の栽培に付きましては、昨年度比較的大掛りに棉花の栽培を致したのであります、只今御話の當初の豫想の三分の一と云ふことではなくして、當初の豫想よりは悪かつた譯であります、必しも非常に不成績と云ふ状態ではないのであります、唯臺灣に於て棉花以外に臺灣に最も適した作物を栽培すれば宜いではないかと云ふ御話であります、砂糖を始め其他有用植物の栽培は、是は奨励致して居りますが、臺灣に於きましても臺灣特有の他の地に得られないやうな棉花の栽培が出来る譯であります、又相當の耕地を有して居る關係から致しまして、棉花の栽培にも力を致した

### 臺拓の島内事業は 民間と摩擦を惹起

小笠原委員質問

○小笠原委員 臺灣拓殖會社は我國南方發展の國策機關として、半官半民の株式會社として創立されたものであるが、今までの所同會社が南支南洋方面でどう云ふ仕事を居るか世間に發表されて居らないが、創立以來今日まで同方面にどう云ふ仕事を居るかを御説明願ひたい、聽く所に依りますと、臺灣で干拓事業、製鹽事業、棉繰事業、其他島内の事業ばかり手に掛けて、それが民間の事業界に突出することになつて、或は各方面に摩擦を惹起し、民間では少からず困つて居る者がある、斯う云ふことを懸へて來て居るのであります、其點は如何でありますか

○大谷國務大臣 臺灣拓殖のことに付て島各内面で摩擦を起して困つて居ると云ふことであります、是は私から御答するものが本當でありませうが、私より長官の方が能く事情を知つて居りますから、總務長官から御答致させます

○森岡政府委員 御答致します、臺灣拓殖會社は御承知のやうに、漸く開業後一年二三箇月に過ぎないのであります、今日まで比較的味ではあります、相當確實に一步々進んで參つて居る譯であります、唯只御話の如く、島内の民間の仕事と摩擦を來し、或はそれと衝突を來すと云ふが如きことはなからしめるやうに注意致して居るのであります、大體に於きまして個人の爲し得べき仕事、若くは小資本

い、斯う考へて居る譯であります

### 本島人の志願兵制

現在はその意なし

大谷拓相答ふ

○小笠原委員 今回の日支事變に際し上海方面に臺灣から軍と共に本島人の軍夫を二、三千人送つて居るとの事である、それに付ては新聞紙等では頗る勇敢な者が居つて吾々頗る意を強うして居りますが、此軍夫出征の臺灣統治に及ぼした影響は如何なものであつたか、又、是と同時に御聞きたいのは、軍夫を今回の事變に出征せしめたが、それ等が歸臺した後の思想問題であるが、此思想上に及ぼす影響が善い方に向けば甚だ結構であるが、例へば軍夫として出征し、國の爲め働いたのであるから、軍夫たりとも軍人と同様である、是は取りも直さず兵役を果したと同じである、云ふ所から臺灣人が母國人と同じやうな權利を主張しては來ないか、其が往年盛に行はれたやうな臺灣議會設置運動となり、又現在は變則なる地方自治制が施行されて居るが其完全なる地方自治制を要求して來ることになりはせぬか、此點拓相は如何に御考になつて居るか、今度朝鮮では朝鮮人の志願兵制度を設けられたが、是と同じ意味で臺灣にも志願兵制度を行つても宜いやうに存じます、臺灣は領有以來、既に四十有四年になつて居り、朝鮮より十餘年も早く我國の領有となつて居るのであるから、後で合併された朝鮮に志願兵制度が設けられて、先に領有した臺灣に之を行はないと云ふ理由はないやうに考へる、拓相並に軍部當局の所見如何、此二

○大谷國務大臣 曩に上海の軍に隨いて臺灣人が向ふに参りました。其成績が大變好かつたことは洵に統治上喜ばしことと存じます。又それ等が歸りましてから、思想上にさうしたやうな軍夫たりとも軍人と同じものだから、日本内地人と同等の権利があるものであると云ふやうな考を持つて居るものとは考へて居りませぬ、決してそれに依つて政治上の地位を獲得しようとか云ふやうな考は、今の所彼等には起つて居らないと存じます。次に朝鮮に志願兵制度が出来たから、それより先に領土となつて、日本臣民となつて居る臺灣人になぜやらないのかと云ふことに付きました。朝鮮の方は滿洲事件、續いては今度の北支事變と云ふものを契機と致しまして、ひどく彼等の人心が内地人に非常に近い日本人であると云ふ感じが起つて來て居るのであります。此機會に於きまして其精神を助長させ、さうして同化を益々發達させる爲に、最も有効適切な事柄であつたと存じて居るのであります。臺灣に於きましては今回の事變と云ふものと關聯致しまして、今直ちに兵役志願兵制度を設けると云ふ所の意思はございませぬ。

### 外地官吏の網紀弛廢 福田委員の質疑

○福田委員 拓務關係に付て拓務大臣に簡單に御伺したいと思ひます。今回豫算に御要求になつて居ります滿拓の問題であります。聞く所に依りますと、滿拓の現状は餘り面白くないと云ふことを聞いて居るのであります。是等に對しまする元利保證の増額等を、是等の結果として生ずるのではないかと云ふ疑を持つて居ります。隨ひま

して滿拓其ものの實體を承りたいと思ひます。其次には朝鮮に於きまする重要鑛産物の増産法であります。商工省と拓務省とが、斯様になりますると、其連絡は如何にして爲さるゝのであります。其點を承りたい、それから臺灣總督府が南支、南洋等に相當の設備を爲さるゝと云ふことであります。其設備は如何なる程度の御設備を爲されるのであるか、それを承りたい、それから又臺灣に於ける防空設備、經費等に、非常な豫算を御取りになつて居りますが、どの程度の御設備を爲さるのであります。之を承りたいと思ひます。それから過日も他の委員會に於て申上げましたが、元來臺灣、朝鮮等に於きまする外地の一般の行政に於きまして、網紀の面白からざる點が間々あることを發見するのを、本員等は遺憾とするのであります。斯かる追加豫算を御要求に相成りまして、果して完全なる之が施行が出来まするかどうか、大臣の御所信を承つて置きたいと思ひます。取敢へず以上述べましたことに對する拓務大臣の御所見を承つて置きます。

○大谷國務大臣 福田君に御答申上げます。滿拓のことは面白くないと云ふやうに聴いたのであります。滿拓會社は漸く昨年の九月に出來上つたものであります。まだそれに付て意見を申上げる程の成績も擧つて居ないのであります。元利支拂の件に付ては、昨年の議會で決定せられて居るのであります。次に朝鮮の重要鑛物に付て、商工省と拓務省との關係如何、或は臺灣の防空經費に付きましては、朝鮮の政務總監、臺灣の總務長官から御答申上げます。それから外地の一般の施政に付て網紀の弛廢するやうなことがあつてはならないと云ふ御心配の點は、過日も承つたのであります。追加豫算を提出して多數の豫算を使ひますに付きましては、是は十分考慮し監督を嚴重に致しまして、御期待に副ふやうに致したいと存じます。

### 半島の鑛物増産

○大野政府委員 只今の重要鑛物の補助の問題は、朝鮮總督府と致しましては、商工省と能く連絡を致してやつて行きたいと思ひますが、御承知の通り朝鮮に於きましては特殊の鑛物がございす。例へば水鉛鑛とか、或は「タングステン」等に付きましては、特に選鑛の設備等に對しまして、特別の設備を致し、尙ほ其他の重要鑛物の補助に付きましては、大體商工省と能く連絡を取つてやる積りであります。

### 臺灣の南方對策

○森岡政府委員 臺灣の南方に對する施設は一口に申上げますれば、大體に於て文化並に産業方面の施設が主であります。南方に在住致して居ります邦人に對する資金の貸付、或は企業の助成と云ふやうなこと、其他病院、學校等の施設に付きまして相當補助をし、或は人を派遣すると云ふやうな文化施設を主に致して居る次第であります。又第二の御尋の臺灣に於ける防空施設の状況であります。臺灣に於きましては防空法の實施以前に、既に一昨年國民防衛規定を設けました。それに基いて準備を致して居りました所、偶々今回の事變が起りました。其規定に基きまして各種の施設を致して居るのであります。例へば監視船、是は餘程長期に亘つて今日尙ほ致して居る譯であります。海上數十海里の沖合に、多數の船を以て監視すると云ふやうな費用等もありません。又警察費は主として今回の事變で召集されました多數の警察官の補充等の費用が、大分含まれて居る譯であります。今回要求致して居ります追加豫算は、主としてさう云ふ點が多い譯であ

ります。

### 南拓、臺銀、華銀の利害

○福田委員 滿拓はまだ成立して間もありませんから、十分な實績に付ては餘り御追申上げることとは無理であります。南洋方面は例へば委任統治、若くは蘭領印度、或は比律賓等に於きまする企業者に對する融資の問題であります。多くは——昔に拓務省ばかりではありませぬが、實際資金を要さないやうな、資金を持つて居るが、低利資金を利用する傾向がある、是等に對しましてはどの程度に認識され、又どの程度に南洋に御進出になつて居りますか、南洋の拓殖會社と利害の衝突する點はございませぬか。

○森岡政府委員 南方に於ける邦人の企業に對する資金供給は、大體に於て臺灣銀行並に主として南方に仕事を致すべき華南銀行と云ふのがあります。是等のものが調査し、而してそれに依つて融資を受けるやうに致して居る次第であります。それに對する助成として、利子補給と云ふやうなことを致して居るのであります。それ等の仕事の調査に付きましては、決して誤ないやうに致して居る次第であります。尙ほ只今資金を必しも要せぬ者が、資金を借ると云ふやうなことがあり得ると云ふやうな御話でありましたが、此點に付きましては、あり得ないことは存じますが、十分に注意を致し、監督致したいと存じます。尙ほ南洋拓殖會社との關係に付きましては、兩者の間に於て自らそれ／＼の使命がございすので、摩擦を來さないやうに致して居る次第であります。

### 外地官吏の綱紀問題

濱野君に大谷拓相答ふ

○濱野委員 福田君の御質問に關聯して國務大臣に御注意を申上げたいと思ひます、只今朝鮮並に臺灣に於ける官吏の綱紀問題に付て御話がありました、此議會の勢頭に、特に現職の官吏の方達が退職された後の被監督會社との問題に付て質問したのであります、是が新聞に掲載されました結果であります、臺灣、朝鮮の未知の諸君から多數の手紙が参りました、それは殆ど山積と申しても宜い程多數であつたのであります、是は私本當だと思ひます、それに依ると露骨な、吾々が想像出来ないやうな、又斯う云ふ席上で發表することを憚るやうな文字で言表されて居ります、それ等の手紙から想像しますと、結局臺灣、朝鮮などには殆ど官僚萬能の氣風が漲つて居りまして、内地に於て互に戒心して居る以上に、戒心する點があるのではないかと思はれるものが多々あるのであります、一々其人達の名前も調べて居りますから、或は例を挙げよと云ふならば擧げることも出来ませんが、それも如何かと存じます、結局は植民地と申しますか、朝鮮、臺灣などに於ては殆ど民間からは等の人達に對して監視の眼を注ぐ者がないから官僚の勢が餘りに強過ぎるのではないか、さうして結局は本當を言ふとさう云ふ所に於ける官吏の方達の心持としては、其處を墳墓の地と定めて働いて貰ふのが、吾々の希望でありますけれども、餘り其處に落付いてしまふ結果、其處に安住の地を得て、老後の静養の地にしたと云ふことになるのが人情であります、年を取ると、其處を墳墓の地と定めて働く氣持は宜いが、子孫の爲に美田を買つてしまふ結果、一

面官僚萬能結果として、植民地の官吏諸君の間には現職中はいざ知らず退職した後に於ては、洗ひ洗ひすると可なり非難すべき者があるやと思ひます、是は吾々が内地で想像する以上ではないかと思ふのであります、現内閣は官吏制度の改革を企てられて居りまして、それは洵に結構であります、制度の改革のみならず、是等に對しては所管大臣より、嚴に戒飭される餘地が十分にあるやうに思ひますので、此點に付て御注意を申上げまして、御確信を伺ひたいと思ひます

○大谷國務大臣 濱野君に御答申上げます、洵に植民地に於きましても、今日のやうな大切な時代に於ては、綱紀の肅正と云ふことは極めて必要だと思ひます、御趣旨のある點は十分戒飭してやつて行きたいと思ひます

### 北樺太の石油事業

福田氏に廣田外相答辯

○福田委員 外務大臣に御問申上げたい、今回北樺太石油會社に對する元利保證限度五百萬圓の増額を御要求になつて居られます、而して是は實際石油開發に要する費用と云ふことであります、併し石油の開發の事業は現在出来ぬ、出来ないに拘らず斯う云ふ金を要求されて居るのは、外務省に於きまして必ず今年度中に、中程位から其事業は開始し得るとの御見込があつて、商工省は斯の如き案を御立てになつたに違ひないと思ひます、之に對する外務大臣の御所信を承つて置きたいと思ひます、次に「ソ」聯は我國に對しまして領事館廢止の申出をして居りますが、此問題が北樺太利權擁護の上に、重大なる關係を持つて居ると本員は認識するのであります、政府は之に對しまし

て如何なる措置を御執りにならんと致すのであります、此點に對します外務大臣の御所見を伺ひたいと思ひます

○廣田國務大臣 只今福田君より御質問になりました第一點の北樺太の石油事業に關してであります、最近露西亞の方で相當我方の利權事業に關し、難題を持掛けて居るものがあるのであります、併ながらこちらと致しましては、飽まで條約上有する正當の權利は實行して参らなければならぬと思ふのであります、隨て將來の試掘の事業に付きまして、今回十分にこちらの資金の準備を致しまして、著々實行に移つて参りたいと思つて居るのであります、それに付きまして最近露西亞の方では、我が利權事業を實行致して居ります方面の領事館の廢止等を要求致して居るのであります、是は我が事業經營上、邦人の保護の爲には是非共必要であると存じまして、飽まで其存置方を要求致して居るのであります、其交渉の結果はまだ確定は致さないのであります、是非存置して参りたいと云ふ方針で居るのであります、隨て事業の經營に付きまして、十分政府としては保護して参りたいと考へて居るのであります、今回それだけの資金の途が成り立ちますれば、著々豫定の行動に進んで参りたいと思つて居るのであります

## 分科會

第一分科會 (外務、司法、拓務)

### 滿洲移民の定着性

○豊田委員 滿洲移民の定着率は我々の期待ほどでなく樂觀を許さぬ

分科會

がどうか

○安井政府委員 第一次第二次は四百九十三人が三百三十六人になり約三分の一減つてゐるといふ點から考へて必ずしも定着性が十分でないといふ意見も尤もだが、右は昭和七年八年といふ年に佳木斯に入つたものは最近の如く平和的經濟的移民といふ意圖ではなく治安が完全でなく所謂武装移民時代で爲に討匪等で戦死、又は落伍者等もあつたのに基因するが、第三次以降は治安も維持されてゐたこと、都合良く定着を續け開墾農地建設の歩を順調に進めてゐる、十二年度には六千萬を送りその中一千万を自由移民とし他の五千萬を集團移民としてゐる

○豊田委員 移民地經營を科學的に研究し適地適作を徹底すれば自然定着率も高まつて来るが、その研究はありますか

○安井政府委員 大體に於て原則を滿洲の普通農業に置く即ち普通種の農業の一つの途を置き之に配するに特作物の研究を並行して行くといふ農村指導の原則にしてゐる、第一次は畜産、第二次は農事、或ひは第三次に綿羊の各試験所を置くといふ風にそれ、特殊の研究を對象とし、滿洲國の産業五ヶ年計畫に基く各地の重要な縣立農産試験所と連絡をとつて指導してゐる

### 日支事變と移民

○豊田委員 日支事變に依つて移民計畫に支障はないか

○安井政府委員 別に何等の不安を考へてゐない、この點については農林省の農村更生、若しくは非常時農村指導の計畫に順應して滿洲移民の國策的必要に應じて農林省は不足の努力の合理化に依つて更に補充するといつて來てをります、將來もこの方針でやつて行きます

### 南米移民の狀態

○豊田委員 南米「ブラジル」「ペルー」方面は從來二萬人も送つてゐたものが最近では三千人内外に減じてゐるが、右は伯國の舊憲法第二百一十一條の即ち移民制限に依るものであるが、現在の「ベルガス」大統領の舊憲法に對する空氣は相當緩和されてゐる様だが、政府の對策はどうか

○安井政府委員 ブラジル移民は最近五十年間入國したる數の二分制限の束縛を受けてゐるか、交渉の結果十四歳未満のものはこの割當に入らぬといふことになり四千人程度の移民送致をみてゐる、外務省でも二分制緩和に努力してゐるが、我々としても充分に努力する

### 外南洋の對日感情

#### 拓務省の對策如何

##### 豊田氏積極的態度を希望

○豊田委員 其次に南洋拓殖事業獎勵に關する經費として約五十萬圓近いものが出て居りますが、是も同様なる狀態でありまして、南洋が如何に日本に對して國防上、産業上の觀點からも重要であるかと云ふことは、今更種々の言を費する必要はありません、唯私共が從來考へて居つて間違つて居つたことは、滿洲事件以後の世界の空氣が頗る惡化して居る、其結果御他聞に漏れず、蘭領印度支那方面に於ても非常なる排日の空氣が横溢して居る、斯う云ふ風に聞いて居つたのであり

ます、所が最近の狀態を聞きまするとそれはさうではない、最近の蘭領印度支那の方面の調査から歸つた人の狀況の報告を聞きますると、頗る好感を持つて居る、現に先般和蘭駐劄の特命全權公使として行かれた桑島主計氏が、赴任の途に於て官民と色々懇談をして見た所が、其席上に於て斯う云ふことを言つて居る、日本の國は蘭領印度方面に向つては決して帝國主義的な態度を執られないのだ、侵略をするものではないのだ、唯南洋方面に對する經濟的な發展をしたいと云ふのが日本の民族の願である、斯う云ふ風に吾々蘭領方面では聞いて居るのだが、一體それは言ふだけで行はないのか、一つも經濟的の進出をして呉れぬのではないか、千古斧鉞を入れない所の多數の原野が——數字は抜きま——横つて居るのに對して、一つも日本は手を入れて呉れぬのぢやないか、現に蘭領印度の如き和蘭の資本と和蘭の技術だけでは到底此廣漠たる所の地帯を開墾は出来ないのだ、外資の輸入を俟つこと洵に切なるものがある、日本は口で言うて行はないのだ行はない以上は是は私共適當の機會を見て侵略的な意圖なしと保障し兼ねる、そこで、今度どんくどと入つて来て貰ひたいのだが、一向伸びて來ないぢやないか、斯う云ふ政府當局の話である、是は日本に對する一つの御世辭だと思つて、今度は民間の中へ入つて行つて、民間の有力者と會見して見ると、やはり同様なことを言うて居る、即ち日本が彼の方面に向つて今後經濟的發展を遂げると云ふことは、案に相違して私は機會が宜しいと思ふ、どうも事件以來非常に世界的惡化をして居るのであるから、困難だと思つて居つたのだが、豈に圖らんや今言ふやうな空氣である、昨日も外務大臣に詳しく述べたのでありますから、茲に重ねて申上げませぬけれども、南洋方面への發展と致しまして、拓務省は相當の御研究がある筈であります、特殊會社の小さいものに任せて置くと云ふやうな時代ではない、殊に長期抵抗と云

ふやうな事にでもなりましたれば、其原料の供給地として根本的に考へ直さなければならぬ、現に石油の如きは五百萬圓も出来る、其他鐵にしても「アンチモニー」錳等一切の鑛産物を初めとして、頗る豊富な土地である、是等に鑑みまして只今御計上になつて居る程度の五十萬圓近くの金で、さう云つた大きな仕事の出来やう筈がない、是は恐らくお座なりの仕事をして居るのであつて、積極的な南洋經濟的發展に對する日本の國策が伸びて居ないと云ふことを如實に物語つて居ると考へられる、之に對する拓務當局の御意圖を一つ御伺致したい、さうでないと唯各外地の特別會計を監督するとか、或は「ブラジル」の三、四千人の移民を面倒見たり、滿洲の移民の三千か四千の面倒を見る、斯う云ふことでは拓務省としての社會的の認識に影響なきやを私は考へる、曾て拓務省は廢すべし、何とか廢すべからずとか大變な「テクニク」が出来た、拓務省に對する色々な批評も出来るのであるから長期抵抗と云ふ重大な時局に際して、日本は更に之を考へ直さなければならぬ

拓務當局は其中心の地位に在ると思ひます、其經緯を御伺致したい

### 平和的經濟的に

#### 南方發展を企圖

##### 八角拓務政務次官答ふ

○八角政府委員 私から御答致します、只今の豊田さんの御意見が私共全然御同感でございます、然らば何故に斯う云ふ僅ばかりの豫算を以て之に臨んで居るかと云ふ御叱りを受けますが、是も御尤な次第

でありませぬ、只今の御話の長期抵抗にもなりましたれば、國內の資源を充實致しまして、之に對抗致しまするには、南方の豊富な資源に著目致さなければならぬと云ふことは、是は全然御同感でございます、隨ひまして一昨年から其第一著手と致しまして國策會社を二つ設け、之に關係ある他の會社に對しても、之を積極的に指導致しましてさうして平和的、經濟的に邦人の進出を企圖致しますることを以て根本と致してやつて居るのであります、然るに色々な事情の爲に御期待に副ふことの出来ませぬのは洵に遺憾の點でございますが、私共は常に之を念と致しまして、關係各省とも十分なる聯繫を取りまして、御期待に副ふやうに努めたいと考へて居る次第でございます

### 産金獎勵方針

○豊田委員 此度の豫算の中産金獎勵に關する經費の増加と致しまして此處に斯う云ふ文字を使つて居ります「金の増産を圖るに必要なる諸般の施設に對する補助、金山道路の改修、電工及鑿岩工の養成、發破の研究及指導並金山送電設備の監督に要する經費二百九十四萬五千五百六圓を臨時部第二十四款に於て増加せり」斯様に書いてある、産金獎勵に關する日本の力の入れ方は、是は獨り此部分だけではありませぬ、各方面に向つて産金の獎勵を致して居りますが

産金獎勵に關する御意圖の概要は承知致して居りますが、未だ産金獎勵に關する計畫内容、目論見を十分に了解致し兼ねますので、此點だけは少し詳細に吾々に分るやうに一つ御説明を願ひたいと思ひます

### 金山を三級に分ち 種々の費用を補助

大野朝鮮政務總監

○大野政府委員 朝鮮關係の産金の計畫は八角政務次官から御話がありましたやうに、大體昭和十七年度までに年産七十五萬の産金の計畫を致して居るのであります。昭和十二年の産金は、是は少し不明確な數字であります。大體二十四萬ばかりでございます。順次約十萬位づゝ増加致して参りました。結局昭和十七年には年産七十五萬と云ふ計畫になつて居るのであります。朝鮮では只今稼行鑛山が約三千程ございますが、其中で先づ主な山を七百五十ばかり選びまして、其中で先づ「エー、ビー、シー」と云ふ三段階に分ちまして、第一級に属する山が八十九鑛山、其次に属する山が百五十鑛山、あと五百ばかりの山がございまして、是等を目標と致しまして、之に付て資金の融通を圖ります。又先程政務次官から御話のありました、或は坑道の掘鑿堅坑、横坑の掘鑿、或は選鑛設備の補助、鑿岩機の補助、又採鑛夫の養成或は共同の選鑛施設、左様な費用を計上致しまして是が助成を致します。それから間接の補助と致しましては、産金の道路を七百萬圓ばかりの計畫を立てまして、是は道にやらせまして、之に對して約八割の補助を國庫から與へる、斯様な計畫を立て、居ります。それから今産金の問題に付て一番困りますのは、澤山の山がございまして、是が金が出るか出ないかはつきり致さぬ爲に、電力會社の方では左様な邊鄙な處には中々電力を引く計畫が立たないのであります。それで取

急いで總督府に於て送電の計畫を立てまして、此設備を拵へて送電會社に其設備を使用せしめ、それに依つて動力網を完成する、斯様な計畫を立て、居るのであります。其金額は三千六百萬圓でありまして、最初の年は八百萬圓、三年で大體完成する豫定になつて居ります。是は別途朝鮮事業公債法の方に於きまして、起債の計畫を以て御協賛を仰いで居る譯であります。先づ大體左様な計畫でありまして、資金の融通に付きまして、只今の所では商工省と相談を致しまして、特に資金融通の會社を組織致しまして、又必要な場合には此會社に於て製鍊其他の助成をするに云ふことに致しまして、只今打合せを致して居る次第であります。恐らく他の形式に於て又御審議を煩はすこと、考へるのであります。大體を申し上げます産金計畫の朝鮮に關する分は左様な手順で進行致して居る次第であります。

### 電力の送電計畫

○豊田委員 電力の送電計畫の大體を伺ひましたが、是はどの位の規模を持つて居るのでありますか、もう少し御説明願ひます。  
○大野政府委員 大體七萬五千「キロ」ばかりの電力を産金の爲に是れ以上要する豫定になつて居ります。隨て其電源等に付きまして是れ、既設の水力或は火力等に付て之を求めると云ふことになつて居るのであります。

### 内鮮の對立感情 最近は殆んど無し

○松山委員 滿洲事變以來鮮人の對内地人感情が頗る好くなつたと聞くがどうか  
○大野政府委員 全般的に非常に好くなつて來ました、従前の民族的意識、或ひは共産的の考へも殆んど絶滅致しまして和やかな氣分になり總督府としても喜んでゐます

### 青年層の感情

○松山委員 青年層の共産的思想はどうか  
○大野政府委員 朝鮮内にもまた外部的にも「ソヴェト」のやり方に對しては不信の考へを持つてゐる、其點はどうしても我帝國の臣民として立派な臣民にならねばならぬといふ氣分が横溢して全然心配はなくなつたが、夫々の注意は怠らぬ心意である

### 朝鮮の林業開發

○松山委員 朝鮮林業開發會社と大森林火災保險について説明願ひたい  
○大野政府委員 森林火災保險はまだやつてゐない、林業開發會社は總督府の國有株五十萬町歩を貸付けその中約四十萬町歩に植栽、増林

### 南洋群島の航空路 及び放送局問題

北島南洋長官答ふ

○松山委員 南洋廳の航空路と放送局に關して説明を願ひたい  
○北島政府委員 數年來飛行艇を以て試験飛行の意味で「パラオ」から各地に航行するといふ状態を續けてゐる、試験成績も良好の見透しもついたので「パラオ」と内地間月一回十二年度から行ふ豫定のところ今事變に依り中止となつてゐる、他に飛行機を以て近く連絡航空路を開設する見透がついてゐる、ラヂオ放送局は成可く早く設置したい考へである  
○松山委員 氣象觀測設置は南洋群島にとつて國民生活の安定、國防上重大な問題であるが南洋群島の施設は不完全であるがこの點はどうか臺灣關係にもお訊ねしたい  
○北島政府委員 充實のために努力中である

### 臺灣の氣象陣

○森岡政府委員 航空に關する觀測所といふ様なものも十二年度に設置したが尙ほ充實のために一層の力を致してゐる

# 拓殖政策の貧困性

## 須永委員拓務省を激勵

○須永委員 日本は如く内地人口の澤山にありまして、而も國威が洋々として發展して参ります時に、私も日本の拓殖計畫の貧弱さに、不満を持つて居る者であります。今まで御聽き致しました計畫の範圍から申すと、頗る細かいものに注意を拂ひ、幾つもの計畫を立てて居られるやうであります。之を大雑把に見れば、洵に貧弱であると言はざるを得ないのであります。そこで私は全體に於てもつと大規模な國策的な發展を企畫しなければならぬと云ふことを前提として申し上げたいのであります。どうも海外居留民の連絡と國策に從つての活動が非常に統制が取れて居ないと云ふことを、私共は痛感するのであります。支那のやうな國に於きましても、海外に働いて居ります支那人の間には、よく支那の國策が滲透して居りまして、「シンガポール」に於きましても、或は南洋、或は印度に於ても、支那の人間は一つの統制の下に動いて居る、日本品の「ポイコット」と云ふやうなことは、寧ろ其地方の民衆の「ポイコット」よりも商人としての、所謂華僑の「ポイコット」の方が、影響があると云ふやうなことが現在行はれて居る位であります。斯う云ふ問題は、日本に於ては今貧弱な此拓殖計畫の中に於きましても、力が弱いやうにも考へられるのであります。今後益々此拓殖計畫が發展して参りますならば、實に重要な問題であると考へるのであります。此場合海外居住者の代表を國內に送らせて能く海外事情を國策の上に吸収して行くと同時に、又一面に於きましても國策を能く是等の人々に傳へることが出来まして、それが直ちに

其移住地、或はそれ等の人々の居住地に移されて、直ちに國策に從つた行動が取れるやうな方法を執ることは、最も必要であるのであります。是は滿洲移民であるとか、南洋移民であるとか、左様な地方へ行つて見まして、奥地に入つて農業移民何かを營んで居る人々に致しますと、洵に政治的な機會を與へられて居らないのでありますから、何が彼等に取つて無聊であると申しても、政治に關與することが出来ないと云ふことが、一番不足のやうに私共には感ぜられるのであります。偶々吾々が出掛けて参りましたが、恐らく政治に對する所の要求は、其機會より外に傳へる機會がないので盛んに申出があるのであります。是は僅かの經費で出来るのでありますから、さう云ふ方面から代表者を出させて、拓務計畫なり、或はもつと大きな國策なりに付て意見を徴して、尙ほ國策を是等の人に傳へて、現地に於きましては、其國策に從つて十分に活動出来るやうにすることが、是等の移住民の精神的活動を活動ならしめる所の手段であらうと思ふのであります。之を是非ともやつて貰ひたい、前にも申し上げまして、大體拓務大臣からも賛成であると云ふことを言はれて居りますが、外務大臣からも賛成であると言ふことを言はれて居りますが、唯賛成であると云ふことだけでは、どうにもならぬのであります。此國際關係の逼迫して居る時に斯う云ふことは僅かの經費で出来るのでありますから、一日も早く實現して戴きたいと思ふのであります。之に對する計畫が具體的に御説明願へるならば、今日此處で第一に此問題に付て御伺ひたいのであります。

○八角政府委員 只今の御意見は洵に御尤でございますが、何分にも是は現在の組織では、殊に南洋方面に出て居ります居留民等の保護指導と云ふことは、外務省の所管でございます。私等拓務省と致しまして、今具體的にどうなつて居り、どうしなければならぬと云ふやう

なことを申し上げるのは同じ政府部内だから宜いではないかと云ふやうにも言へますけれども、一寸工合が悪いので、筋が違ふかも知れぬが、私共の常に考へて居ります點を御参考に申し上げたいと思ひます。それは只今の御話の中で、臺灣の所謂本島人、南方に出て居ります籍民と普通申して居ります其方面に向ひましては、臺灣で之を指導致します設備、又教育致します點、之に對して先程申し上げたやうに豫算を取りまして、之をやつて行つて居るのであります。それは言語の關係、色々の關係もございまして、さう云ふやうにこちらから外務省と協議を致しまして、嵌込んでやつて居るのでありますけれども、日本内地から参りました人々に對しましては、只今の領事館の管掌になつて居るのでございますから、こちらで手を出して居りませぬ。此點は外から御考になりますと、非常に不統一のやうに御考になるのは御尤だと思ひます。是は能く私共と致しましては、關係の各省に相談を致しまして、さうして改むべきものは速に改め、手を著くべきものは速に手を著けて遺憾なきを期したい、斯様に存じて居るのであります。

# 國策會社の近情

## 植場政府委員説明

○葉製委員 各國策會社、東拓、南拓、この三社の活動状況如何

○植場政府委員 私からそれでは簡単に申し上げます。臺拓、南拓の仕事の分野に付きましては、創立當時只今葉製さんの御話の通り、大體地域的に其分野を決められて豫定して居つた譯であります。大體只今

でも仕事の大雜把な分創としては、さう云ふ方針で行つて居る譯でありますけれども、御承知の通り相當資本の要りますやうな仕事、それから事業に依りましては、資本が少くても國策會社が十分に検討する必要があると云ふやうな問題に付ては、必しも其分割した地域別に明確に分れて活動すると云ふことは致して居りませぬ。自然より今世間では、此兩特殊會社の「フレクシヨン」の問題を噂する方もございまして、現在ではさう云ふことは絶対に無いやうに承知致して居ります。それから尙ほ只今迄やつて居ります兩會社の海外並に臺灣、或は南洋島内に於ける仕事の要領を申し上げたいと思ひます。臺灣拓殖會社は御承知の通り臺灣島内に於きましては、本來の使命でございます資金の貸付、詰り島内開發業と云ふものの全般を通じてやつて居りますが、最近其著しい例と致しまして、昨年の五月四日に臺灣棉花株式會社を子會社として創設致しました。臺灣棉花株式會社は大體三百萬圓の資本金で、臺拓が全部引受けて持たのであります。それから臺灣海運株式會社と云ふのを、昨年六月八日に設立致して居ります。是は高雄市内に本店がございまして、資本金は二十五萬圓程度のものであります。其中の相當部分を臺拓が出して居ると、斯う云ふことであります。それから臺東興發株式會社と云ふのを、やはり昨年の四月八日に臺東街に致して居ります。是は臺東方面の開發助成に當つて居る會社であります。それから臺灣國產自動車株式會社と云ふものを、やはり昨年の七月三十日に臺北市に設立致して居ります。資本金は五十萬圓であります。自動車及び其附屬品の製造販賣をやつて居ります。それから最後に一つ附足して申し上げたいと思ひますのは、南支方面に關係のある會社を、御承知の興中公司と合作で福大公司と云ふのを、昨年十一月一日に本店を臺北市に設立して居ります。此會社は只今資本金は三百萬圓でございますが、此大部分を臺拓が引取つて居る、斯う云ふ状



態でございます、それから先程申上げましたやうに、島内で社有地の經營と云ふやうなものに付ては勿論でございますし、島外殊に今申上げました南支方面の問題に付きましては、事變關係で多少其進展を阻まれて居りますけれども、今後相當活動するのではなからうかと、拓務省と致しましても相當な期待を懸けて居る次第であります、それから尙ほ其他暹羅、或は蘭領印度方面に調査員を出しまして、棉花だとか鐵礦だとか云ふやうなものに付きましても調査を進めて居るやうな状態でありまして、それから次に南洋拓殖株式會社の概況でございますが、是亦御承知の通り「アングウル」燐礦を中心と致して又「ファイラス」の燐礦採掘も始めて居ります、何れも皆相當優秀な成績を擧げて居ります、それから其他例へば内地の會社銀行の代理店業務を、各々昨年の初めから開始を致して居ります、例へば郵船會社、或は日本銀行代理店と云ふやうな業務を開始致して居ります、それから關係會社として設立致して居りますものも、相當に上つて居りますが、最近合併して日本眞珠株式會社となりましたが、其前身でございます太平洋眞珠株式會社を、昨年五月に「パオ」に設立致しました、是は「アラフラ」海方面に於ける眞珠採取を目的とした會社でありまして資本金が百二十萬圓であります、それから「バイナツブル」の會社を五月にやはり資本金二百萬圓で作つて居ります、やはり是亦南拓引受株数は五十一%ばかりに上つて居ります、それから南洋「アルミニウム」工業株式會社と云ふのが、昨年の六月に出来て居りまして、相當多數の株を南拓が引受けて居ります、それから南洋電氣株式會社、是も「パオ」に昨年の六月設立致しました、五十萬圓の會社であります、やはり南拓が五十%株式の引受をやつて居ります、それから從來南洋興發會社の子會社として存在して居りました南興水産株式會社と云ふものを、新しく南興から切離しまして獨立させ、自分の資本をそれに

入れることになりました、大體最近の目ばしい事業と致しましては、只今のやうなものを列擧することが出来るだらうと思ひます

### 南拓と既設會社摩擦

#### 全く噂に過ぎぬ

#### 植場政府委員の答辯

○葉製委員 南拓及び臺拓の出現に依り南洋經濟産業は澁滞たるものがあるとおもふが既設會社と協定があつたが、次にセレス開發は如何

○植場政府委員 分野については地域的に協定があつた業務の大難把な分割は協定に従つてゐるが事業の特質に依り、國策會社が充分な検討を必要とする處では、その分野に従つてゐない南興と南拓との摩擦云々は全く噂にすぎない、臺拓はシャム、蘭印を調査し棉花、鐵礦の資源獲得に努力してゐたが今事變で一時發展を停止してゐる

○葉製委員 南拓の運営については充分の注意と裁斷を誤るは政府として相當な決心を要する、アラフラ海球貝出漁船統制は如何

### アラフ海の眞珠採取統制

○北島政府委員 統制はまだ完全とは言へない、南興、南拓關係で百五、六十隻ある、取敢ず運搬船を中心とする五十萬圓の會社をつくつた

○葉製委員 南拓の出現がこの統制を攪亂したやうに思ふが最初は南興にやらせる方針ではなかつたか

○北島政府委員 南拓設立以前は南興のみでそれと同数の群小會社があつたがこれを一手に統制することは業者のため國家のため望ましいこととおもつたが、南興の許に急速に統制することが困難な事情にあつた、感情的に不可能であつた、南拓が設立されることになつたのでその使命の一つと認め拓務省、南洋廳がこれが統制を許可した

○葉製委員 南拓は國策會社であるから大乗的見地にたゞねばならぬ、南拓の設立が反つて無統制状態を生んだといふことは南拓の使命にもとるところではないか、南洋の水産業は今後南拓をして行はしめるのか、南興水産をしてやらせるのか

○北島政府委員 眞珠運搬船の統制は南拓が攪亂するためにやつたものではない、南興水産合併は設立當初からの計畫である

### 水産業南拓兩社協力

○葉製委員 南興が主役か、南拓が援助的立場にあるのかを承はりた、南興で充分間に合ふことを南拓でやつてゐる、南洋廳は相當の決意を要する、ダイバー船の統一をも斯様にやるのか他水産業を南拓の指導下に置くつもりか

○北島政府委員 群小漁業者を南興、水産、南拓で獨占的に統一する考へはない、お互に手を握り發展させたい、個人企業的發展を阻止するものではない、一本立ちの出来ない群小企業家には南拓が資金融通し、連絡協調を保つて發達を期したい

○葉製委員 南拓は資金のみを提供するのか

○北島政府委員 南洋廳としては特殊會社に限らず凡ゆるものに助成

施設をなす事になつてゐる

○葉製委員 鑛業權の先願優先不認については如何

### 燐礦は南拓中心

○北島政府委員 燐礦は、南拓中心で行ふ方針であるが南拓以外に發見者があればその資本、信用、經營方針等を調査して差支えないものには許可する方針である

○葉製委員 開發促進の見地から信頼し得る企業家にやらした方が良と思ふ

### 北鮮の警備問題

○羽田委員 北鮮警備状況如何

○大野政府委員 軍需工業關係から注意してゐる、種々スパイ事件もあるので特別注意し特に防空について地域的關係から特別注意も軍當局と連絡して萬遺憾なきを期してゐる

### 第四分科會 (陸軍、海軍)

#### 滿重と重工業問題

○栗山委員 滿鐵が鐵道部門のみを残して重工業部門を滿洲重工業會社に移譲するが、鐵道利潤に依つて採算をなしつゝあつた現狀に鑑みれば新會社が採算上に支障を來たし、却つて重工業部門完成の遲延を來し、國防的にも缺陷を來たさないと虞れるが如何

○原政府委員 運営上に支障なき様計らふ考へである、日滿兩國政府が援助するところもこの點にある

### 第五分科會 (商工、農林)

#### 石炭液化の計畫

- 宮澤委員 石炭液化計畫進捗状況如何
- 竹内政府委員 現在輪西、宇部、樺太、朝鮮でやつてゐるが昨年の製造高は揮發油二千底、低温タール三千五百底である、今後増設するものでは北朝鮮の阿吾地、滿洲國の四平街があり、三池に於て三井が明春迄には工場建設を完成する見込みである
- 宮澤委員 石炭の増産計畫進捗状況如何
- 小金政府委員 昭和十二年の内地の石炭生産額は四千五六百萬トンであり十二年中滿洲より移入せる石炭は二百萬底である、十三年以降の増産計畫の内容は言へない

### 各法律案委員會

#### 樺太地方鐵道補助法中改正法律案委員會

〔資料要求〕

- 木原委員より要求された資料左の如し
- 一 樺太鐵道會社及南樺太鐵道會社の考課狀、重役氏名、株主名簿
- 一 右兩社に對する補助指令書

- 一 東拓會社所有の各會社別株式數、同株式金額、拂込金額
- 一 東拓姉妹會社の會社名、考課狀、重役氏名
- 一 東拓會社總裁及理事の年報酬、賞與金額(最近五ヶ年分)
- 一 東拓歴代總裁及理事の退職慰勞金入別一覽表
- 一 東拓の朝鮮、北支、滿洲南洋等の地方別預金及貸出一覽表(貸出は農耕地、鑛業、工業、水産等の種類別)
- 一 東拓各種營業一覽表

#### 將來適當な時機に樺鐵線を買収する

牧山委員に今村長官答ふ

- 牧山委員 樺太地方鐵道補助は五年の延長であるがこの五ヶ年間に買収するといふ計畫と關聯があるか
- 今村政府委員 買収せねばならぬのであるが財政その他の關係で實現しない状態である
- 八角政府委員 先づ五ヶ年経てば相當の實績を挙げ得るのではないかと思ふ、樺鐵線は重要線であるので將來適當な時期に買収する方針である
- 牧山委員 買収する方が安い公債利子でやれるし運賃も低減され一般民衆の利益ともなり、政府の財政々策にも得策と思ふがどうか
- 今村政府委員 北部地方開發及び國防上の見地から言つても買収は適當と思つてゐるが具體化された方針はない、將來は買収する
- 牧山委員 五ヶ年経てば更に補助期間の延長問題が起るのではないか

- 今村政府委員 今後の情勢に依つて決定致したい
- 牧山委員 朝鮮私鐵補助期間の延長についてはどうか
- 植場政府委員 買収は一應考慮し都合がつかぬ場合は補助を繼續したい
- 牧山委員 補助法は朝鮮も樺太も同一と思ふが朝鮮が延長されれば種々の財經事情から補助率が下るのではないかと思ふが、樺太の方は補助率に影響を及ぼすことはないか
- 今村政府委員 法文にある通り實施したいが朝鮮の方が下れば樺太も考へねばならぬ
- 牧山委員 樺太の鐵道政策を承はりたい

### 樺太の計畫線

#### 炭田開發を主眼に

○今村政府委員 敷香、氣屯間が計畫中である、保惠初間は農耕地森林もあり將來有望である、敷香、上敷香間は繼續事業で承認されてゐる、先線はまだ確定してゐないが研究中である、西海岸線は泊居から久春内に延長され、更に百四十四軒惠須取へ延長する、これは繼續事業で十六年度に大體完成する、惠須取は附近に良質の炭田を控へ、將來その搬出地として有望である、敷香、惠須取線は經濟交通が盛んでなく鐵道は難工事が豫想されるので、道路により連絡を行つてゐる、眞縫、久春内間は先年請願を採擇されたが實現の意向はない、私鐵に關する計畫は只今のところは無い

#### 王子との關係不正なし

- 牧山委員 樺太の林政と王子製紙との關係に不正あるの如きことを開くがどうか
- 今村政府委員 會ては肉眼鑑定の下に賣拂を行つてゐたが、この方は不正確極まりないものであるから、昭和七年に林政改革を斷行し合理的に基礎ある賣拂地域の埋木調査の計數の下に拂下げを行つてゐる、誤伐の例はあらうが、今日では故意の盜伐は豫想も許さぬし事實もない
- 牧山委員 樺太廳の退職官吏が王子に入社したものがあるか
- 今村政府委員 さういふ事實はない、希望はあつてもこれを差止めてゐる

### 樺太島内の保有炭

#### 官民とも二十億トン

#### 將來惠須取に搬出港

- 牧山委員 保留炭田について樺太廳の方針を知りたい
- 今村政府委員 樺太はいたるところ炭田で非常に豊富である、距離の關係で樺太炭はあまり島外に出てゐない、昭和九年には百萬トンを移出し、毎年五十萬トン増加を見、十二年には二百八十萬トンとなつてゐる、埋藏量は民間の炭田と保留炭田を合せて二十億トンと推定されてゐる、その内譯は民有炭田十一億トン、保留炭田九億トンである、民有炭田からは現在三百萬トン出てゐる、増産は可能であるが進捗しないが増産の理由から保留炭田を開發する計畫はない、島外移出に當つては冬期間は海の結氷のため、一年を通じて二百四、五十日し

か移出の日がない、今後圓滑ならしめる爲には相當の設備を必要とするが今日のところ未完成なので惠須取に大規模の築港を設置したい計畫である、同方面から國境方面へかけて良質の炭を有つてゐるので着々研究中である

### 國境警備を増員

○牧山委員 最近岡田、杉本等がソ領に越境したが國境警備が不完全に思ふ、その實情及び方針、スパイにつき憂慮すべき點はないか  
○今村政府委員 樺太の國境は何ら障害物のないところを三間幅に伐開して設けられたもので一步越境すれば全く手の下しやうがない、例へば一步でも越境したもので我が警備員がピストルか何かで射殺したとしても、これは國際問題を惹起することになる、ソ聯からの越境者は充分取り締つてゐる、國境警備員は次の如く増員し益々取締りの徹底を期することになつた、安別二十五名、半田澤二十五名、武意加九名、淺瀬二十五名で従來の倍になるわけである

### 赤魔ソ聯と接壤

#### 樺太の警備堅めよ

##### 立川委員政府を鞭撻

○立川委員 樺太は國防上及び資源の點から言つても重要地點であるにも拘らず、警備状態は寒心に耐えぬ、陸接の北樺太では相當の軍備があると聞いてゐる

○加藤政府委員 ポーツマス條約により駐兵出来ない、ソ領には準軍隊と覺しきものがある、我方としてもこれに對應する方法を講じたい如何なる方法、如何なる準備かは申し上げかねる、正式には機會を待たねばならぬ

○立川委員 現状から見れば、一朝有事の際は損害が甚大である王子製紙で高射砲射撃を申出たが、陸軍は正規兵でなければ操作出来かねるとの理由でこれを機關銃にとり代へたといふが、機關銃では飛行機は射てない

○加藤政府委員 詳細は知らぬが左様な場合は考慮する  
○立川委員 在郷軍人及び青訓を強化訓練して正規軍隊と同等の兵備をなすべきである

○加藤政府委員 正式に駐兵問題解決までの方法としては良い方法である、ソ聯の勢が日に日に變化してゐるので今日の狀態では勿論満足してゐない、條約上の問題は別として大いに考慮を要する

○立川委員 せめて聯隊司令部を設置してはどうか  
○加藤政府委員 現在出張所がある、これで間に合つてゐる

### 北樺太買収問題

○立川委員 北樺太には有名無實の權益が寝てゐる、これを完全に活用することは政府の義務だ外務省の遺り方はどうもその場限りである大所高所に眼をつけ一步進んで北樺太買収を目標とせよ、沿海州の森林伐採権はどうなつてゐるか

○松本政府委員 北樺太權益は或る程度の經營が出来てゐる、沿海州の森林は事實上伐採が出来ない、買収問題はまた表面に出る迄は至つてゐない

### 樺太の林積と伐採計畫

○立川委員 現在の樺太に於ける林積と伐採計畫を説明されたい  
○今村政府委員 トド松エゾ松六億五千萬石、グヒ松五千萬石、潤葉樹一億一千万石の材積がある、このうち施業案により利用出来るものは、五億五千万石である、伐採數量は王子製紙原料材として七百八十八萬石(昭和二十二年迄)、人絹原料として五百五十萬石(昭和二十八年迄)王子島外工場原料材として四百四十萬石(昭和十八年迄)、島内用材として二百萬石(三百萬石、個人年期拂下(昭和十五年迄))として十三年度は二百八十萬石以上で十三年度伐採量合計は一千五、六百萬石である

○立川委員 伐採補充計畫を承はりたい

○今村政府委員 伐採跡地には造林林をやつてゐる、十三年度は四千七百町歩を増して合計二萬四千七百町歩の植林を行ふことになつてゐる、これは島内の勞働力から申しても適當な數字である

○立川委員 商工省のバルブ増産計畫は濫伐を強いる結果となるのではないかと思ふが拓務省、樺太廳と商工省の間に抵觸する點はないか  
○八角政府委員 樺太の増産計畫は商工省、企業院と充分打合せて出来たものでそのやうなことはない

○本郷政府委員 緊密な連絡をとつてゐる、樺太の山林については最初大いに期待するものがあつたが調査研究の結果、及び樺太統治の特殊事情に鑑み今回の方策をたてたものである

○立川委員 樺太森林資源の潤滑は樺太のみの問題でなく帝國の重要問題である、只今の豫算では不十分であるから一層考慮せよ

### 王子偏重事實無し

#### 今村政府委員答ふ

○立川委員 國有林の大部分は王子のみに拂下げて居りそこに漠然とした批難が起つてゐるが、王子以外の資本を誘致するか國營事業をやる等の計畫はないか

○今村政府委員 王子、樺太工業、富士の三製紙会社に對し昭和三年に向ふ二十年各々三百萬石の拂下契約を行つた、その後三社は王子合併となつたもので今日はその契約を履行してゐるに過ぎない、更に人絹に對しては二十年千五百萬石を拂下けることになり、王子製紙の方からも一定數量を人絹に供給することになつた、これ以上の伐採供給は不可能なので、樺太廳としてはこれ以外の事業計畫を持たない  
○立川委員 廣大な帝大の試験林があるが、學校の収入をはかるのみだから返還せしめて他にもつと有効に利用する考へはないか  
○今村政府委員 樺太廳としては文句を言ふわけには行かない  
○大谷國務大臣 現況をよく調査し文部省とも打ち合せたい

### 東拓法中改正法案委員會

#### 大陸進出の線に

#### 東拓事業網を擴充

##### 牧山氏に八角政府委員答ふ

○牧山委員 東拓創立當初は副總裁があつたその後廢止となり、今ま

- たこれを設置することについて、政府の意見を承はりたい
- 八角政府委員 近年業績擧り、事業も發展區域も擴張されるので積極的な圓滑に事業遂行のため副總裁を設けることになつた
- 牧山委員 總裁及副總裁の任所は決つてゐるか
- 八角政府委員 總裁が本社、副總裁は事業の進展につれて支社所在地及び方々を移動するだらうが具體的に決定してゐない、副總裁の他に技術的専門家として參與理事を設置する
- 牧山委員 今後東拓の主力をどの地方に注ぐか
- 八角政府委員 東拓發展の歴史及び投資状況に鑑み、主要事業地は朝鮮である、我が國發展は將來大陸に向はねばならぬ、國策會社の使命としても、その方面に重きを加へてくる、政府としては國策に併行するやう指導する
- 牧山委員 特殊會社の弊害は重役間に統制がとれないことである、その點政府の所信を聞きたい
- 八角政府委員 内部機構に缺陷あるといふが、その間の衝突はない人の問題の對立はあるかも知れないが善處する
- 牧山委員 個人で充分やれる仕事を東拓がまき上げてやつてゐる、例へば東拓鑛業の如きはそれであるが民間に對する態度方針はどうか
- 八角政府委員 法律及び定款に従つてゐる、故意に民間事業を捲き上げる如きは嚴重取締る
- 牧山委員 各方面についての事業方針を承はりたい
- 八角政府委員 南支南洋方面には臺灣、南拓が出来てをり従つて兩者が將來大資金を要するやうな場合東拓に援助を求めれば、援助する東拓が兩社に自ら踏み出すことは考へてゐない、東拓の専らすゝむべきはアジア大陸である
- 牧山委員 帝國の勢力範圍内でやれ、北支、中南支に於ける邦人に

- 牧山委員 日本産金振興會社と東拓の鑛業資金の關係はどうなるか
- 植場政府委員 同社は本年十月頃設立豫定である、朝鮮の産金はそれまで待つぬのでその間東拓と朝鮮殖銀が内地資金により暫定的に貸付けをなし、産金會社を設立せばこれに肩替りし、同社の投資代行として働く案を有してゐる、東拓鑛業が直接出て行くことはない、鑛業資金は現在四百六十一萬圓貸付けてある

### 副總裁官吏天下り排撃

- 松尾委員 東拓の人事に弊害が多い、對内外的に對立して仕事が進まない、今回の副總裁選任についての政府の所信は如何
- 八角政府委員 特殊會社の弊害は過去に於てもあつた、國策會社の使命遂行のため充分注意する、副總裁はどういふ方面から物色するかは申上げかねるが、適材適所に選任する
- 松尾委員 官吏の天降りには絶対に排撃する
- 木原委員 東拓の鮮人社員は高級社員に採用してゐないやうであるがその理由は如何
- 植場政府委員 特に鮮人社員を昇格せしめないといふ取扱ひはしてゐない

### 社債發行の限度

- 星委員 もつと社債を發行せよ
- 植場政府委員 無制限に擴張することは危険であるといふ論もあり十五倍が適當と思ふ
- 星委員 社債の發行困難といふことは拓殖會社が資本主義の奴隷に

對し今後如何なる援助をなすか

○八角政府委員 事變の見透しが適確につけられぬので具體的に申せない、在留邦人の復興は政府の方針に従ふ、對支政策の輪廓が決つてから同方面の東拓の事業計畫も確立される

### 社債擴張は必須

植場政府委員が説明

- 牧山委員 社債發行限度の擴張は東拓の資金から言つて困難と思ふ
- 植場政府委員 東拓の社債發行の餘力はなほ相當ある、進出地域が擴大されて來たので十二年度以降十三年度の資金繰の豫想は、十三年度分は上期三千三百萬圓、下期四千萬圓の新資本を必要とする、昨年の如きは起債が思ふに委せずやむを得ず短期借入れで二千萬圓を入れた、更に九千萬圓乃至一億圓の必要が最近年度に豫想される、現在の發行餘力では行き詰まるので限度の擴張が必要である、上期の問題も興銀とも具體的に折衝してゐる
- 牧山委員 七億五千萬圓の擴張をやるわけであるが、今事變に關係して北支に活躍するため將來の事業方針が漠然としてゐてはならぬ
- 八角政府委員 政府の北支經濟開發の方向に併行するかどうか或は一緒にやるかは判然しないが東拓が進出せねばならぬ時には出る、具體的に決定してゐない、山東省方面は情勢により打撃をうけた在留邦人の復活に積極的援助をせねばならないと思ふ

### 産金會社十月に設立

- 陥つてゐるといふことだ、創立の使命に反する
- 植場政府委員 株引受けの多いのは國策上已むを得ない、拓殖會社が資本主義の走狗とは考へてゐない、拓殖進展の國策に沿ふてゐると考へてゐる

### 臺拓の事業目標

星委員と森岡政府委員問答

- 星委員 臺拓は百五、六十萬圓の總督府の補助の下に生活してゐるのみだ大事業の目標がない、東拓をも臺灣に入れて刺戟を與へる考へはないか
- 森岡政府委員 今日迄の業績のみで前途を見る事は早計だ、相當の仕事はやりつゝあるが地味であるため、外部に表はれない、東拓の臺灣進出は同使命の國策會社であり、こゝで摩擦を生ずるおそれがある
- 星委員 摩擦は反對であるが競争は必要である、臺拓は特權の下に眠つてゐる
- (と斷じて支那事變と臺灣の重要性を強調し藥草問題に言及、更に臺拓を攻撃する)
- 星委員 臺拓は民間事業を捲き上げてゐる、臺拓理事は事業の目標を持たない
- 森岡政府委員 使命に反してゐる様なことはしてゐない、對支經濟提携についてもこれに當る會社は臺拓中心でつくつてゐる時局にも無關心ではない、民間事業の壓迫、または捲き上げ等は特に注意してゐる、營利上からみてもなし得ぬ仕事をしてゐる増資といふことも社債發行といふことも考へてゐる

○星委員 今日まで社債を發行してゐないのは仕事がないからではないか、あまり資本にとらはれてゐるからだ、自己本位の案にとらはれてゐるからだ、要するに人的問題である、臺拓に見込みがなければ東拓にやらしてはどうか

### 南興小作人問題

○小谷委員 南洋廳財源の中心たる砂糖出港税四百萬圓の主體をなす甘蔗小作人は毎年缺損を見テニアン三百萬圓、サイバン二百萬圓の負債を背負つてゐるこの整理に對し南興が四十萬圓を貸出したが、それ程の効果がなかつたといふことである、この負債の原因は南興の特權を濫用によるもので小作料不當配給生活必需品に暴利を貪つてゐる、甘蔗買上げ値段も安い、小作人の困窮に比べ、會社は一割二分の配當をしてゐる、かくの如きでは暴利搾取の譏りは免れない小作人の獨立性は全くない

○北島政府委員 小作人全部が負債の累加で自力で生活が困難といふわけではない、テニアン六百六十戸の小作人の一割は十年以上居住して、相當の産をなしてゐる、南洋廳としては會社と小作人間の争議即ち勞資協調の問題が起れば干渉に過ぎない程度で圓滿解決を希望してゐる、現在のところ靜觀態度をとつてゐる、十年以降の買上げ値段は千斤につき一等品二圓五十錢、二等品二圓二十錢、三等品一圓九十錢で買上げてゐる、昨年二圓五錢値上げし、更に本年一圓から二十錢の特別割増をやつてゐる、これは小作人代表と會社との話し合ひで決定し、南洋廳も適當と認めてゐる、大部分はこれで満足してゐる、不平分子は一部少數のものである

### 拓務省に勞働對策課を設置せよ

田原委員が要望

○田原委員 南洋にも小作調停の機關を設置せよ、ために拓務省は勞働對策課か勞働課を設置せよ、將來移民が多くなれば滿洲、朝鮮、樺太にも必要だ

○葉梨委員 東拓の社債發行は北支に對する新規事業に備へるものと思はれるが、これに關聯して計畫中の北支産業開發會社の設立大綱及び基礎條項につき陸軍當局の答辯を願ひたい

### 北支開發と東拓

○町尻政府委員 基礎案は企畫院で決定して近く閣議に上提決定をみる豫定である、大綱は滿洲産業開發五ヶ年計畫のラインを逸脱せず、更にこれを強化し日滿支共存共榮の國際的交驛を期せんとするものである

○八角政府委員 東拓は北支開發會社が出来なくとも當然開發工作には一役買ふべきところで開發會社の誕生の曉はその統制下に事業を繼續する、同開發會社の事業は既有的の各會社事業網を統制下に置くこととなるので、それに依つて各社が今後成すべき事業の部門もおのづから決まつて行くわけで、興中公司と東拓等の對抗摩擦などの意志はない、多少あつたにしても解決されるべきものである、興中公司は滿鐵の子會社として北支に於て事業を營んでゐたが、東拓は山東方面で、土地、鑛山、住宅、北支では棉花、紡績、電氣等の事業分野が決つてゐるから向後この事業は續ける

### 南洋の製糖事業

○小谷委員 臺灣製糖狀況と比較して南洋の小作人は恵まれてゐない様に思ふが

○北島政府委員 臺灣と南洋の製糖事業は建て前が違ふ、條件の相違であるが、南洋では不當に安く買つてゐない

○小谷委員 小作人に味方した役人は左遷された事實があるか

○北島政府委員 その様な事實はない

○小谷委員 決算後六ヶ月の生活費を高利で會社が小作人に貸付けてゐる

○北島政府委員 會社では耕作資金渡航費の貸付けはやつてゐるが、生活費の貸付けは莫大ではない

### 南興の小作料問題

○小谷委員 役所が會社に安い地代で貸せば小作料も安くはないのではないか

○北島政府委員 契約條項によるもので、そのやうな關係は考へられない

○小谷委員 南興と小作人と役人との感情が錯雜してゐる、この空氣を緩和に努力せよ

○北島政府委員 會社に味方し、小作人に同情し過ぎるわけには行かん、充分注意する

### 南洋興發への補助

○鹽川委員 無水酒精のショラー法特許權買収は東拓の使命と關係はないと思ふ

○植場政府委員 燃料國策の見地から東拓でこれを引受けた

○星委員 南洋興發への補助額および東拓の南米投資如何

○植場政府委員 南興補助は大正十一年から昭和十一年まで、三百餘萬圓で、今日は補助してゐない、東拓の南米投資はアマゾンヤ産業に六萬圓、日伯棉花に十二萬圓である

○八角政府委員 南拓の燐礦の販賣価格は内地に比しても安くはない契約後支那事變勃發により暴騰したもので已むを得ない

○葉梨委員 南拓の十二年度下期決算報告書は大臣認可の申請が出てゐるか

○植場政府委員 十二年下期の分はまだ出てゐない、理由は南洋と東京間の書類の往復に他よりも多くの日数を要するからである

○葉梨委員 事業規模は遙に大である東拓と、南拓の社長理事報酬が同額なのは不公平である

○八角政府委員 形式上では不合理ではあるが、賞與その他の方法により均衡してゐる

### 小作人金融問題は

### 南興自體で解決

○葉梨委員 南洋の金融事業は南拓の使命である、南興と小作人との

金融問題の紛争解決に當れ

○北島政府委員 拓殖資金の供給は援助するが一般商業資金、生活資金の供給は南拓の業務ではない、小作人の貸付問題は全然別個のもので、南興自身で解決すべきである、南拓が手をのばせば益々紛糾するだらう、然し定款から言へば出来ないことはない

○南興小作人によつて結成されてゐる共榮會の内容を述べ、南興自身で解決すべきを強調する、次いで葉梨氏は豫算分科會の論議をむし返して、ダイバー船統制問題を述べ

## 南洋眞珠船統制

○葉梨委員 現在二千五百トンの眞珠のストックがあり、しかも半分に値下りしてゐるため、和歌山縣漁船の如きは全く困窮してゐる、統制外の漁船との共食ひをやめ速かに解決すべく南洋廳で斡旋する意向はないか

○北島政府委員 統制は必要である、全部を統制する方針は決定してゐる、買収問題などには南洋廳はタッチせぬことにして、其點は會社に一任してゐる

○葉梨委員 ストック處分について政府の方針は決定してゐるか

○北島政府委員 十二年は例年よりストックが多く、値も安いことも承知してゐる、對策研究中である

## 新捕鯨會社

○葉梨委員 南大洋における捕鯨會社の新設計畫についてはどうか

○八角政府委員 渡航費、農具その他の補助、運賃については相當補助を行ひ主として滿鐵がこれに當つてゐる、なほ不充分的點は對滿事務局とも研究し國策遂行に遺憾なきを期したい

○安井政府委員 積極的に政府は移民の負擔軽減に努力してゐる、運賃減について滿鐵がよく理解してくれる無賃輸送をやり移住直接貨物も無賃となつてゐる、移住後の農具購入に當つても運賃を安くするやう交渉中である

## 海外發展思想涵養

○小谷委員 子供の時から海外發展思想を植付けてはどうか、文部省方面とも交渉して良い方法をとつてほしい

○大谷國務大臣 文部省に意見書を出してゐる、拓殖關係の學校には補助を出してゐる、拓殖獎勵館を設けて一見して我が拓殖事業が分るやうにしてゐる

○小谷委員 我が國の支那論の貧困は從來我が國民が支那を輕蔑してゐたからだ、英語教育があるやうに支那語教育に對し特に力を入れて貰ひたい

○大谷國務大臣 滿洲北支發展には言葉は重要な問題であるから文部省と協力して善處したい

○小谷委員 半島人を先達としトコロ天式に滿蒙へ發展せしめよ

○大谷國務大臣 滿洲事變前、鮮人の滿洲進出は國境を探してゐる關係上亂雑に行はれてゐた、その當時は先住滿人との争ひが絶えなかつたが今日ではその様なことはない、滿鮮拓殖會社がその衝に當つてゐる、農業經營方法もお互ひに犯さぬ様に努力してゐる

○小谷委員 滿洲米の前途についてどう考へてゐるか、水田適地は滿

○八角政府委員 計畫は事實である、特殊會社の加入は海外發展の重要事業と認めて許可を與へる

## 赤字公債委員會

### 滿移送運賃の高率

原政府委員改善を約す

○今成委員 新潟港が日滿運繋の重要港として認められて來たが京圖線の運賃が大連—新京線に比較して三割位高率であることは遺憾である、これは滿鐵の大連モノロー主義から出發したものだと思ふが京圖線の運賃高率は北滿の發展を阻害する虞れがある

○原政府委員 大連中心主義は現在では問題となつて居ない、北鮮航路及び港灣の關係と滿洲全體の運賃政策から、京圖線の運賃が高いのであるが、今後北滿移民國策の積極化により運賃引下げは必要であるから、これが改善を進めたい

○野濤委員 滿洲移民は大農業經營をやつて居る關係上、その機械器具の購入に當り運賃も従つて高率である、例へば七百圓の機械購入に當り三百圓の運賃を拂はねばならない、斯くの如きは移民國策上の一つの缺陷ではないか、即刻改正を斷行されたい

○原政府委員 本年一月一日の滿洲關稅改正により移民農具の税金を免除し、渡航費は割引してゐる、農具の運賃も同様割引を行つてゐる、と記憶してゐるが、それがために農具配給機關が出來てゐる

洲にどれ位あるか

○大谷國務大臣 先住滿人は米作をやつてゐない、邦人移民は自分の食ひ分だけを作つてゐる、鮮人の米作はある程度制約して内地との摩擦のないやうにしたいと思つてゐる

## 拓務省の積極化

櫻井兵五郎氏が激勵

○櫻井委員 拓務省自身の數字的基礎が薄弱でそのために拓務省に對してとやかくの風評をなすものがあるのは遺憾である、拓務省は最高の信念をもつて國策を遂行しなければならぬ、ブラジル移民はその後先方の事情が緩和されてゐるか、將來の見ようはついてゐるか、滿洲移民は既定計畫が遂行されて居るか、南洋移民計畫の經過、將來の方針を伺ひたい

○大谷國務大臣 ブラジル移民は順調である、許される範圍内でやつて行きたい、南洋移民は國際收支の關係から少しやつてゐる、南洋興發會社ではニューギニアに入れてゐる

○安井政府委員 五ヶ年六百五十戸の南洋移民計畫は、本年六十五戸これを送ることになつてゐる、事變後この遂行計畫に変更はない

○櫻井委員 農林省では、事變の影響もあるが、農村人口の四割を過剩人口と斷定してゐるがこれは、人口問題解決に非常に役立つてゐるしかるに拓務省では、日本の現在人口はどの程度過剩かはつきり調査を遂げてゐない、これでは移民國策と言ふも甚だ心細い、今後の人口増加率、産業發展に伴ひ吸收される人口は如何、過剩人口は幾らと推定計算が出來てゐるか、五年や十年の計畫ではいかん、二十年、三十

年に亘る期間を見透して人口問題の解決に資してほしい、南洋方面に大移民地を考へて解決せよ

○大谷國務大臣 數字は分らんが過剰は間違ひない、これを何處かに探すことは緊要である、二十年、三十年の上に立案した人口問題解決に寄與するため大方針をたてることの必要は同感である、早速研究調査したい

○櫻井委員 その點はつきりさして頂きたい、過剰に間違ひないから移民は間違ひないでは國策の基礎は薄弱だ、凡ゆる角度から現在の過剰増加率、商工發展に依存するもの等の國民生活に現れる結果、是非斯うしなければならぬといふ眞剣な考へから立案しなければならぬ、基礎が薄弱だから「拓務省は軍の推進力で滿洲移民をやつてゐる」と惡口を言ふものがある最高の信念で根本國策を樹立するやう希望する

### 臨時増徴法委員會

## 外地増徴額は過少

○前田委員 外地の増徴額は過少である、臨時軍事費の内譯を承はりたい、この財源のうち増徴に依る分はどの程度か

○賀屋國務大臣 陸軍三十二億五千萬圓、海軍十億五千萬圓、豫備費五億圓であるが、多少増加の見込みである、十三年度分の増徴によるものが大部分であるが煙草値上げにより十二年度分は若干入つてゐる内地増徴額は三億圓、四十四億圓は公債に依る、その他外地特別會計よりの繰入れがある外地の増徴収入全部はこれに繰入れるわけには行かないがその大部分はこれに充てる、その額一千萬圓を越すと思ふ

○前田委員 外地の増徴額は過少である、外地は植民政策、經濟事情

等から平常も基本稅率が低い、この時局に當り内外地の増徴率に大きな差が生ずるといふことは内地資金が外地に流出するおそれがある

### 北支開發費は見込つかず

○前田委員 北支經濟工作について政府の計畫および今後一ヶ年間の日本からの北支投資額の見込みは如何

○賀屋國務大臣 國內及び國際金融情勢の双方から考へなければならぬ、今どの位の資金を投ずるか明言出来ない、滿洲は既に下可分關係にあり對外金融の考慮を必要としない、北支の投資は、北支との輸出入關係および北支と第三國との貿易關係を考慮してからでなければつきりしないので、にはかに金額において決定するわけには行かぬ

### 國家總動員法案委員會

## 外地實施の機構

○河野委員 外地に施行の總動員法の準備及び機構如何

○大谷國務大臣 外地においては機構その他は豫備費によつて行ふ

○河野委員 朝鮮臺灣の如きは精神總動員においても特別な心構へが必要である、外地は國家總動員の前衛でなければならぬ、しかるに拓相の答辯は遺憾である

○大谷國務大臣 出来るだけ準備し實施したい

○河野委員 本法は議會が通れば四月から實施するのだから、今日既

に準備が出来て居らなければならぬ、ところが拓相の答辯に依ると法律と準備が併行してゐない様にうけとれる

○棟居政府委員 總動員法案が成立しても直ちに全部發動するものとは考へてゐない、實施期間については、内地の統一ある連携のもとに内地に則應する、朝鮮、臺灣では總督に權限を與へてその事情に適切な運用を期する考へである、外地は綜合行政の建前上内地と完全な一致をみないかも知れないが、統制ある歩調で進む、機構については企畫院で研究中である



## 内外地一體になり

### 帝國の指針を定めよ

三田村委員と拓相の問答

○三田村委員 總動員法成立の上は朝鮮、臺灣、南洋、樺太にも施行されることと思ふ、對外國策遂行に當り内外地一帯にならなければならぬ、拓務省は中央に於ける、國策機關で根本指導原理がなくてはならない、次ぎに来るべき大きな國家的の重大局面を想像するならば、朝鮮、臺灣は重要位置である、かくの如き國防の見地から重要な外地を管理してゐる、拓務大臣は内外地を一緒にした一つの國力の總和をつくるやうに計畫を持たねばならぬ、從來の



拓務省はそれが出来てゐない

### 北支開發會社法案分科會

## 農業部門に關し

### 拓務は發言權を握る

○田中(源)委員 北支産業開發に伴ふ勞働力の需要を我が國過剩人口をもつて供給せよ



○八角政府委員 北支には移民の餘地はない、唯今の占據地域の河北山東、河南の一部、山西に對しては支那人の比例から言つても滿蒙とは遠ひ稠密である、今日滿洲人と稱せられる人は年々百萬人の北支過剩人口が滿洲に入りそのうち六十萬人が定着したもので、今後はこれが制限をしないと考へてゐる、蒙疆方面には考慮すべき餘地ありと思ふが調査したい、北支における農業技術と産業開發の人と物と技術の指導にはイエシアチブをとつて行きたい、拓殖方面には關係各省とも充分連絡をとりまた開發會社成立とも密接な協

調を執る

### 請願委員会

樺太北海道より一般用  
材供給の爲増伐を請願

### 樺太は増伐不可能

樺太、北海道よりの増伐請願は樺太、北海道の政府委員より不可能な旨を答へたが、満場一致を以て可決採決をみた

○深澤委員 樺太に於ける一般用材供給禁止決定は事變前のごとで事變後、木材界の状況は變動し輸入制限その他により一般木材業者への壓迫は大きい爲替管理及び輸入統制實施期間だけ、樺太より三百萬石北海道より百萬石の増伐を斷行されたい、勿論林政の根本を亂すものではない

○伊藤政府委員 現在の蓄積量は僅かに八億二千八十萬石に過ぎぬ、昭和二十三年に樺太の木は八百二十一萬石しかなくなる、需要に應ずることは出来ないで本請願の主旨に沿ひ得ない

○今村政府委員 昭和七年の年期拂下契約の停止は南洋材の輸入等を考慮して行はれたものではない、樺太廳の財源の六割は森林収入である、人口の五割はバルブ事業に依存してゐる、一工場が閉鎖されれば一町か全滅するバルブ事業は樺太のために永續させなければならぬ出来ないだけ御希望に沿ひたいのであるが事實七百萬石の過伐の状態に

をすゝめてゐる、宗谷海峡は霧が深い關係から無電施設の完備を期してゐる冬期は飛行機にスキーを用ひねばならぬ、これは目下札幌で試験してゐるが成績良好で研究に成功すれば出来るだけ早く樺太にも延長したいともかく技術上の問題が解決されなくては早急の實現は困難である

### 人絹生産統制中に滿鮮向 織物統制解除の請願

○松村光三君 日本人造絹織物工業組合聯合會に依る造人造絹織物生産統制實施地域は内地のみに局限され朝鮮を包含してゐないため、朝鮮に大會社が進出して勝手にやつてゐる、



その結果内地業者は悲境にある、又我が人絹織物輸出の最大市場たる印度に於いては原料絲及び力織機的大量輸入技術者の招聘並び養成に主力をつくし、自給自足に努めてゐるので近い將來はこれを放棄せねばならない、依つて業者は滿鮮市場に輸出する外ない、政府は朝鮮にも内地同様の人絹織物生産統制を實施せよ、實施に至る間現行統制品種中より、滿鮮向織物のみを除外して内外地の生産の不均衡を是正せよ、朝鮮に統制が行はれてゐないの不思議である

○佐藤政府委員 朝鮮の統制については總督府、拓務省と協議中である、朝鮮總督府管内にも内地同様の統制を施すべきを本筋と思ふので善處方針を折衝である

請願委員会、建議委員会

あるので、これ以上の増伐は不可能である

### 惠須取區裁設置を請願

「惠須取に區裁判所設置の件」が沖島鎌三氏(政)の紹介で請願採擇された、請願者は惠須取の高村純平氏である、その趣旨は次の如し  
惠須取は人口三萬五千を算し樺太北部西海岸に於ける海陸交通並に物資集散の樞要地にして各種産業發達し従て司法事件増加の傾向に在る此の所轄眞岡區裁判所は七十里の遠距離に在り然も久喜内村以北三十里の間に鐵道の便なき爲め司法事務上住民の不利不便尠ならず依て惠須取に區裁判所設置せられたし

### 北方定期航空路新設の請願

樺太、北海道を連絡する航空路開設問題に關して北方國防、交通、商業上久しく要望されてゐたが、請願第三分科會の席上「北海道空知に國立飛行場を設置されたし」との請願審議に當り東京札幌間定期航空路の樺太延長が論議された

○川崎太郎君 「ソヴエト」の北方航空路は「ハバロフスク」を基點として相當に活潑であるが政府は我北方航空路に對してどう考へてゐるか

○櫻井通信局航空局長 樺太への航空連絡のため稚内に飛行場設置を考慮してゐる

○坂東幸太郎君 東京札幌間の航空路の樺太延長は政府で近く實現する方針か

○櫻井航空局長 樺太の定期航空路開設は島民の熱望もあり先年來調査

### 東北より滿洲移民を 多數送致され度し

疲弊してゐる東北々海道農村民の救済策として滿洲及び北支方面への農業移民をこれらの地方特に雪害冷害地帯から多數送られたことの請願は高橋山形縣新庄町々長以下六百名の連署の下に提出されたが右は採決となり、桑原内務省東北局長は政府側の意向を左の如く趣旨に副ふことを明示した

○桑原政府委員 政府では十三年度から多數の青年移民を送り出すべく目下鋭意努力してゐるが、この募集に當りては現地的關係から雪害冷害地方から多數送出すやうに特別の考慮を拂つてゐる、北支に對する移民に關しては、現在北支の土地人口及び耕作情況等よりして一應困難と認めるも更らにその可否その他につき種々熱心に研究中である

### 建議委員会

### 帝國造林會社設立に 關する建議案

松浦周太郎氏(北海道選出)は帝國造林會社設立の建議に關し提出者



を代表して理由を左の如く説明したが、農林省當局は内外地の林政の統一は早急には困難であり、バルブ増産に關しては拓務、農林、商工内務各省と打合せのうへ色々と事務上不便を感じてゐるが、國策樹立のためには統一した方策を樹てるべく努力中である旨を答へた

○松浦委員 帝國造林會社は現下狀勢に照し木材自給自足をはかり一面治山治水のため半官半民の特殊會社を設立せんとするものであるが



計畫の遂行を期するに困難を生じたるにかんがみこれが統一を圖るべきである

### 長崎教養所擴充

長崎移住教養所擴張計畫は拓務省に於いても實施を急いでゐるが、豫算の關係上、これが實現を見るに至らないいま、今日に至つてゐるが、建議委員會に於いて倉成庄八郎氏提出のこれが建議案の審議に際し伊禮拓務參事官は十四年度に於いて必ず實施したい旨を言明満場一致で可決採擇となつた



○倉成委員 我が海外發展の目的達成は朝野協力すべきである、長崎及神戸に在る移住教養所の如きは其の國家施設の一である昭和八年二月長崎移住教養所が開所され、收容人員は逐年非常な増加を示し、當初豫想した以上の飛躍的増加を見るに至り、南洋方面の移住者は同方面に於ける農業企業その他の活況により、我が南進政策と相俟つて將來一層の増加を見るべきは明かな事實である、

現在既に狹隘を告げてゐる長崎移住教養所の設備を以つてしては到底是等多數の移住民を收容することは出来まい、速かに擴張計畫を實施されたい

○伊禮政府委員 十三年度豫算に擴充費を計上したが種々の事情から削除された、今日の狀態は決して満足でないので十四年度豫算を以つて是非實現せしめる

## 貴族院本會議

### 人口増殖問題

淺田男政府委員問答

○男爵淺田眞逸君 帝國の興隆は國民の齊しく祈願する所でございます、故に帝國興隆の鍵とも考へられます所の人口増殖の問題に付て御質問申上げます、總理大臣其の他の關係の方々から御答辯を煩したのであります、日本は天然の原則を守りまして、人事の最善を盡して人口の増殖を圖るのであるからして、漫然と口を開いて、牡丹餅の天から落ちて来るのを待つて居る譯には行かないのであります、勿論此の狭い内國や、或は滿洲移民等で満足することは出来ないと思ひます、須らく萬里の波濤を開拓し、他の民族と手を握りまして、要しませれば指導的立場にあつて、自己を完成すべき所の方策を樹てて、海外に進出をしなければならぬと思ひます、如何に此の點を御考になりまするか、積極的なる所の人口増殖、之に伴ふ大和民族の海外發展に關する所の國際政策の指針と申すか、或は綱領と申すか、根本的の御方途に付て御所見を伺ひたいのであります、尙此の方策を遂行するに當りましては、餘り痛く他國を刺戟することなく、又危險を醸さず所謂持てる國と持たぬ國などと云ふやうな争の正面衝突を起すことなく極めて慎重に、お互の理解の下に、此の方策を實行する所の御自信があられるかどうかと云ふことを伺ひたいのでございます

貴族院、人口増殖問題

○國務大臣(公爵近衛文麿君) 人口の増殖と云ふことが、國力の發展の上に於て重大なる要素であると云ふ御説でございますが、是は全く御同感でございます、此の點に付きましては厚生省に於きまして、體力の向上其の他の方策を講じつゝあります、是は人口の増殖等に十分役立つことと考へて居ります、尙増殖獎勵の方法等に付きましては考究を致したいと考へて居ります

○國務大臣(廣田弘毅君) 昨日の淺田男爵の人口問題に付て、外交關係の點に御説明を致します、人口増加の問題と外交の關係は、非常に密接なものであるのであります、國運の勃興は一面に於きまして人口の増加と相俟つて居るのであります、人口増加の問題が國家の内治外交に非常な影響のありますことは勿論、就中其の結果と致しまして國際關係上に幾多の問題を起し、國際的に國家が發展する一つの原因となり又結果と相成つて參るのであります、従ひまして人口の増加問題に伴ひ、外交方面に於きましては國內に於ける人口の包容力を強力ならしめる爲に、海外に對する貿易の伸長を圖ると同時に、又我が國民の海外發展に對して大いに努力を致して参りつゝあるものであります、斯かる事情より致しまして、將來日本と同じ立場にありませう所の世界に於ける色々の國との間に、共通の利害關係を生じて來ることも當然であると謂ふのであります、昨日淺田男爵は其の點に付きまして、日獨伊の關係を、さう云ふ方面にも共通の點があることであるから、十分協力するやうに進んで行くべきだと云ふことであります、御承知の通り現在迄の所では、此の三國の關係は防共政策の點に付て共通の點を進んで参つて居りますので、此の國交の將來の發展の結果と致しまして、次第にさう云ふ問題に觸れて來る場合もあり得ると存するのであります、元來日本政府と致しましては、是迄我が國民の海外移住に對しましては、一定の方針を以て進んで居りまして、我

が貿易の發展と伴つて、出來得るだけ移民の獎勵を努めて參つて居るのであります、併しながら此の移民の獎勵と言ふものも、決して我が民族の移住を歓迎しないやうな場所には、決して無理に之を出す考を持たないものであります、出來得るだけ其の國の事情に應じて、彼我共に之に依つて利益を受けることを十分諒解を付けて、初めて我が移民を送るやうに致して居るのであります、斯かる點は尙將來に於ても十分努力して參りたいと考へるのであります、内蒙古方面の問題に付ては、大體の趣旨は只今總理大臣より答辯に相成りました通りでありまして、蒙疆方面に於きましては、從來其の地方に居ります住民は、多年の支那の羈絆を脱して獨立體系の政治をしたいと言ふ素願を持つて居つたのであります、今日此の機會に斯かる趣旨に基く蒙疆の自治政府が成立するやうに相成りまして、著々其の進行を見て居りますことは、甚だ喜ばしいことであります、殊に親日主義に基いて此の獨立政權が發達して參ることは、我が國との關係のみならず世界平和の爲にも誠に結構なことと存じて居りますので、十分に之を援助して參りたいと考へて居るのであります、其の將來の發展振りは相當私は期待を賭け得るものと存じて居るのであります、又其の方面に成立致して參ります政權が、將來北支或は支那全體との關係に於てどう言ふ風になつて參るかと言ふことは、是は將來の發展に俟たなければならぬと謂ふのでありますけれども、大體に於て從來其の方面の住民の希望と言ふものもありませんので、是は別個の存在として發達して參ることであらうと存じて居るのであります、昨日御質問の要點は以上に依つて大體盡きて居ることと存じますので、以上御説明申上げます

### 朝鮮同胞の愛國精神

拓相・阪谷男に答ふ

○男爵阪谷男 本員は朝鮮半島の我が同胞諸君に對して、敬意と感謝の意を表する爲に一言質問を致す者でございます、拓務大臣より御答を願ひたい、近年朝鮮の事情は非常に進歩を示しますやうでございます、殊に製造工業、農商工其他一般に非常な進歩を示すに至りましたことは、御同慶の至りに存じます、是は日韓合邦の結果、其の宜しきを得たことの一に歸するものであります、此の日韓合邦と申すことは、内地の爲にも、朝鮮半島の爲にも非常に幸福である、又東洋の平和、延いては世界の平和の爲に非常な貢獻をしたものと認むるのであります、特に此の際御伺ひ致したいのは、日支事變以後朝鮮半島の我が同胞諸君が舉國一致、愛國の熱誠を示されたことと言ふものは、全く深ぐましい事情があつたと存じます、又近くは志願兵の制度を實施せられ之に對しても非常な熱心に應募者があり、又近くは教育の制度を内鮮の區別を撤廢せられたと言ふことであります、是も非常に結構なことと存じます、是等のことは内地、朝鮮の非常に接近致しましたことを示すもので、一應主務大臣より其の實情の最近の情況を御答辯を願ひたいのでございます、其の御答辯のありました後に尙一言致したいと存じます

○國務大臣(大谷尊由君) 阪谷男爵の御質問に御答を致しますでございますが、朝鮮の同胞は日韓合邦以來一視同仁の御精神を奉體致しまして、歴代總督其の治績を挙げましたので、各種の工業、商業、農業總て非常な發達を致しましたが、取分け朝鮮人の、我々は日本人であると言ふ所の自覺は、益々深まつて參つて居るのであります、滿洲

事件を契機と致しまして、其の自覺は進んで參つたのであります、殊に今次の事件の勃發に依りまして、益々其の時局の認識を強く致して參りました、帝國臣民と致しましての誇と熱意とを懐くに至つて參りましたのであります、之を具體的に申しますれば、國防獻金であるとか、或は軍需品の調達、出征兵士の見送、又は其の家族慰問等を初めと致しまして、有らゆる銃後の協力を致しまして、舉國一致の精神を披瀝致しまして、内鮮融和の實を遺憾なく發揮致しつゝあるものであります、此の事柄は只今仰せられました御説の如くであります、是が帝國の爲め、又東洋平和の爲に誠に欣快とする所でございます、其の赤誠に對しましては深く、之を多とすべきものがあるかと政府に於ても考へて居る次第でございます、又御尋の志願兵制度、此の朝鮮の現狀に鑑みまして、愈々近く實施の運びにならうと致して居るのであります、目下著々、其の準備を進めつゝあるものでございまして、此の事柄は内鮮一體の最も顯著なる具現でありまして、衷心慶賀に堪へない次第でございます、尙教育制度の刷新等に付きましては、それ、只今研究準備中でございます、時局の重大な折柄、朝鮮同胞が忠良なる皇國の臣民と致しまして、一致努力國運の隆盛に寄與する所あらむことを、切に私ば期待して居る次第でございます

○男爵阪谷男 本員は當局の大臣より明確な御答辯を得ましたことを深く感謝致します、固より日本帝國の一部分たる朝鮮半島のことでありますから、當然と申せば當然のことであります、併しながら合邦以來まだ半世紀を経ず、非常に此の度の事變に付ての愛國的誠意熱情と言ふものは、二千六百年歴史を同じうする内地人のそれに比して、優るとも劣らぬと言ふことに至りました、私と致しましては深く深く朝鮮半島同胞諸君に對して、敬意と感謝の念に堪へませぬ、此の觀念は滿場諸君も必ず御同感であり、又全國民に於ても同感であら

うと確信する者であります、尙今後朝鮮半島に對する所の施政に付ては、當局大臣に於て十分進歩改善の方針を以て力を致されむことを、切に御願ひ致す次第であります、終りに一言申上げたいのは、朝鮮半島に於ける參政權の問題も、當局の大臣に於て慎重に御考慮あらねばならぬ時期がもう遠くないと思はれるのであります、特に御留意を願つて置きます

### 豫算及法律案委員會報告

#### 裁判所設立に關する法律案

委員長 周布兼道君

裁判所設立ニ關スル法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

昭和十三年二月二十一日

委員長 男爵周布 兼道

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

大正二年法律第九號中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

昭和十三年二月二十一日

委員長 男爵周布 兼道

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

○伯爵周布兼道君 只今一括して上程になりました兩法案の特別委員會の經過並に結果に付て御報告を申上げます、特別委員會は二月十九

日及二月二十一日の二回開會致しました、先づ正副委員長の選挙を行ひまして、次いで兩案の提出理由の説明を司法大臣より承りました、次に質疑に入つたのでございます、是等兩案の提出の理由其他に付きましたは、先日本壇上から司法大臣の御説明がありましたから此處には省略致します、質疑應答の中、其の要領の二三を御紹介申し上げたいと思ひます、一は樺太全體として、此の知取町に區裁判所を設ける以外に、尙他にも裁判所を設置する必要はないかどうか、之に對しましては、今回設置せむとする知取町以外に、尙近來著しく發展して來て居る所の東海岸の數香町並に西海岸の惠須取町に對しても、其の必要を政府に於ては認めて居るからして、財政の許す限り成るべく早き機會に於て、此の兩地に設置を致したいと斯う云ふこととございませぬ、又一つには此の知取町に設置するに付ては、聞く所に依りますと十五萬圓ばかり寄附を以て出來たと云ふことであるが、一體近時學校或は諸官廳等の設立に當りては、其の地元にて、其の地方に於て招致運動と云ふことが段々盛になつて來るやうである、今回は運動がましいやうなことは無かつたかどうか、斯う云ふやうなこともございませぬ、之に對しまして司法當局は、此の寄附に付きましては、其の地元にて設置熱望の餘り前以て積立金をして居つたやうな譯で、司法省の方から之を強要したと云ふやうな點はなかつた、尙斯う云ふ點に付ては樺太廳とも能く協議をして行つたことである、斯う云ふこととございませぬ、尙又次に此の新設する、裁判所に於ては、判檢事が僅か一名の豫定であるが、樺太の如き土地柄に於ては一年の中降雪の時期が或時期に偏ると云ふことが有り勝ちである、さう云ふ場合には手不足を生ずるので、他から之を手助けに行くと云ふことは出來るかどううか、斯う云ふこととございませぬ、之に對しては、それは或はさう

豫算委員會報告

委員長 林 博太郎君

云ふことが生じた場合には、本廳若しくは裁判所構成法の規定に従つて、札幌控訴院管内からして、何とかして之を手助けして處理しなければならぬと云ふ答辯がございました、其他まだございませぬが、速記録に譲りまして申上げることが略します、討議に入りまして一員より、此の區裁判所設置の件は、貴族院に於て既に請願が採擇になつて居ることでもあり、尙今回政府は之を考慮の中に置いて此の事を運ばれたと云ふことは非常に満足する、樺太の如き土地は國防上より考へても北門の鎖鑰であつて、文化施設に付ては一日も忽せにすることはならない土地柄である、さう云ふ土地に對して今回新設さるゝと云ふことは、誠に贊成であると思ひました、尙他の一員より是亦贊成意見を表されまして、それと同時に此の土地柄として、或期間非常な事務の偏ると云ふことが確かに考へられるから、さう云ふ場合には極めて圓滑に其の事務の捗るやうにして貰ひたい、それには此の土地の長官初め一同援助をして、非常に圓滑に圓滑に、行くやうに篤と考慮をして貰ひたい、斯う云ふ希望もございまして、それに對しては政府委員より、其の希望に對しては篤と熱慮して、考慮して、成るべく之に副ひたいと思ふ、斯う云ふ發言がございました、採決に入りまして、何等異議なく兩案とも可決致されました、右を以て報告を終ります

貴族院議長伯耆松平頼壽殿

日本産金振興株式會社法案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

昭和十三年三月十四日

委員長 伯耆松平 道正

貴族院議長伯耆松平頼壽殿

の経過に結果を御報告を致します、植民地、即ち拓務の問題であります、移民が自由に出來るのは「ブラジル」と滿洲だけだ、二十箇年百萬戸、即ち五百萬人移住の計畫の此の數字は何處から生み出したのであるか、滿洲移民への非難は一、治安維持、二、生産の不適當、三日本人は滿人と競争することが出來ない、此の三點であるが、之を如何に克服するか、政府の答は、二十箇年百萬戸と云ふことは机上の空論ではない、滿洲に於ける統治上の計算から來たのである、五族協和の精神からも來たのである、一割以上の日本人が滿洲で指導者として居ることが必要である、即ち滿洲の人口は總て五千萬人となると云ふ見地から二十箇年百萬戸、即ち五百萬人は一割に當つて居る、即ち此の趣旨から生れたのである、尙移住計畫遂行上の諸問題、移民と金融の問題に付て詳細なる御答辯がありました、樺太を内務省の管轄に讓つて拓務省は宜しく今日大事な、海外發展の方に専念してはどうであるか、之に對しては、樺太は未だ十分に開發されて居りませぬ、此の故に今直ちに内務省に讓ることは困難であるが、併し將來は左様に考へる、其の他拓務に付て問題がありました

重要礦物増産法律案

日本産金振興株式會社法律案

委員長 副島 道正君

重要礦物増産法案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

昭和十三年三月十四日

委員長 伯耆松平 道正

委員會報告

した、其の次の質問は、朝鮮の如き外地に於ても、此の法を施行する積りであるかと云ふ質問でございましたが、之に對して政府委員は、總てはさうすることになると思ふと云ふ答でありました、其の次は鑛業権者が其の鑛區の採掘を完成したる後に、隣鑛區の讓渡を迫つた場合である、此の隣鑛區を持つて居る正當なる權利を擁護するにはどうするかと云ふ質問でございましたが、之に對して政府委員は、飽く迄も公正を主として兩方の事項を能く取調べて、然る後に裁定をするのであると云ふ答でありました、其の次の質問は、本法は現在の鑛業権者をして増産の途を圖らせるものであるが、尙更に進んで増産の獎勵助長するの考が何處にあるかと云ふ質問でございましたが、政府は之に對して、金以外の重要鑛物、例へば銅であるとか、鉛であるとか、亜鉛であるとか、斯う云ふ物の増産獎勵の爲には、既に探鑛獎勵金と云ふものがあるが、將來之を増加して益々發展を圖らうと思ふと云ふ答でありました、其の次は砂鑛の開發に付てでございますが、政府は之に答へて、砂鑛は、非常に澤山日本に砂鑛はあるのであるが、此の開發に付ては從來色々技術上の支障もあつたのである、大に研究されて居るのであるが、日本製鐵株式會社及製鐵事業法の運用に依つて、砂鑛鑛業の開發は、十分に今日迄努めて居ると云ふ御答でありました、其の次は探鑛獎勵金を得るもの以外の企業資金は、どうなつて居るかと云ふ御質問でございましたが、之に對して政府は鑛石の分折、或は鑛床の完全なる調査等をして、さうして其の眞價を能く調査して明かにして、特殊銀行などと連絡を取つて、資金の便を圖ることになつて居ると云ふ御答でありました、其の次は普通銀行が便宜を與へるやうな風にしてはどうかと云ふ質問でございましたが、銀行と云ふものは保守的なものであつて、預金者の大切な預金を預つて居るのであるからして、濫りに斯くの如き事業に投資は出來ないだらうが、

併し政府としては各鑛業者の状態を能く調べて置いて、さうして金融の途を圖らうと云ふ者があれば、それ等の事情を能く知らせてやると云ふ風な意味の御答であつたと記憶致して居ります、尙銅に付ての質問がございました、銅の増産は非常に必要であるからして、今日迄も十分に力を盡して來たが、將來は銅の増産並に配給統制等に付て、十分圓滑なる途を付けたいと考へて居ると云ふ答辯でありました、其の次は石炭に付てでございますが、今日石炭の饑饉である、之に對して政府はどう考へるか云ふ質問であるましたが、成る程今日石炭は非常に騰貴をしたが、此の騰貴をしたのは一つは需要が非常に殖えたのだ、一つは全國を通じて諸物價が非常に暴騰をしたし、又労働賃銀の如きも非常に騰つたし、又運輸の便も非常時の爲に幅狭して悪くなつて居るのである、従つて所謂石炭の饑饉と云ふやうなものが生じて居るけれども、將來出來得る限り運搬の便も協議の後に、さうして石炭需給の途を圓滑にしたいと斯う云ふ風な答でありました、それでも一つは非常に大事な質問であつたと思ひますが、今日内地の鑛物を開發してしまつては、非常なる有事にはどうするか、寧ろ外地に力を置いてはどうであるかと云ふ質問でありましたが、之に對して政府は、固より内地の開發若し之をすることが出來れば結構であるが、今日に寧ろ非常時の非常時であるので、内地外地共に非常に開發の途を圖らなければならぬと云ふ答である、其の次には、國立公園地帯に包含する鑛業權の出願をする者があつた場合にはどうするかと云ふ質問でありましたが、既往に於ては或は風致を害する、或は公益を害すると云ふ口實の下に、成るだけ許さぬことになつて居つたけれども、今日の非常時に於ては許すべきものは許さざるを得ぬのである、故に甚だしく公益を害し、甚だしく風致を害するもの以外には許可することになるだらう、又水力電氣を起すものの爲に邪魔になる所の睡眠鑛區等が

あれば是は或は取消さなくちやならぬやうになるかも知れぬと云ふ、それ等が鑛物増産法に對する質問應答の主なるものでございました、其の次は産金法に付ての質問でございましたが、國際決済の爲に金と云ふものが非常に必要であるが、今日此の法案を提出されたと云ふことは、寧ろ遲きに失しはしないかと云ふ質問でありましたが、之に對して政府委員は固より金の必要は早くから認めて居るのである、故に從來に於ても大いに産金の獎勵はして來たのである、將來に於ては此の産金會社をして益々産金獎勵の途を圖らせる積りであると云ふ答でありました、それから本會社の事業に付ての質問がありましたが、本會社は製鍊所の設備並に内地外地に於て十箇所に互る所の製鍊所を置いて、さうして出資金に依つて十分にやる積りである、其の處理鑛區は甚だ貧弱なものである、僅か百萬分の四か或はそれ以下のものもあると云ふ御答でありました、朝鮮に於ての質問がありましたが、朝鮮に於ける所の産金總額は幾らであるかと云ふと、今日では四十萬一キロトン位であるが、産金會社をして、其の外の發展に依つて七十萬一キロトン位に達する積りであると云ふ答でありました、最後に兎角半官半民の事業と云ふものは弊害が多いのであるが、之に對して政府はどう思ふかと云ふ質問でありました、政府は飽く迄も公正を主とする、さうして民間と協力してやる積りであるので、決して其の點に於ては心配はなからうと思ふ、尙大事な質問が一つございました、金鑛の取引と云ふものは、兎角從來に於ても不正なことが多かったのである、之に對して政府はどうする積りであるかと云ふ質問でありました、政府は之に答へて申しますのに、是は大なる問題である、本會社は鑛石の買入れ方針に付ては最も公正を主とする決心である、又産金法の規定を十分に善用して、萬遺憾なきを期し、公正以て事に當り官民協力一致して事業の範を示す積りであると云ふ御答でありました

た、質問が済みまましてから討論に移りまして、二三の委員が簡単な演説をされました、其の意味は大體同じやうであります、即ち兩案の重要なことは贅言を要しない、寧ろ其の提出の運きに失するの憾があつたやうな譯である、今日は非常時であるのである、此の産金初め各種の鑛物の必要なることは言を俟たない、日本は不幸にして面積は狭いけれども、又幸にして相當鑛物はあるのである、朝鮮又然りである、希くは本法案通過の際には其の實施に臨んで政府は飽く迄も其の運用に注意をして、さうして本法案の目的を達し、國力増進に盡されむことを望む、斯う云ふ風な演説でありました、採決に至りまして滿場全會一致で通過致した次第でございます、是で御報告を終ります

**樺太地方鐵道補助法中  
改正法律案**

委員長 高倉篤磨君

樺太地方鐵道補助法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

昭和十三年三月十四日

委員長 子爵高倉 篤磨  
貴族院議長伯爵松平頼壽殿

○子爵高倉篤磨君 只今上程に相成りました樺太地方鐵道補助法中改正法律案特別委員會の經過並に結果に付て御報告を申し上げます、本委員會は二回開きました、最初に拓務大臣の御説明がございましたが、是は過日本議場に於きまして大臣の御説明がございましたので、重ね

て茲に申上げること省略致したいと存じます。今其の質問の點二三に付きまして概要を申し上げますと、第一には現に補助を受けて居ります樺太鐵道株式會社に南樺鐵道株式會社の此の二つの鐵道の輸送を致します貨物の種類に其の増加率、それと此の沿線に住むる住民の人口數、此の乗客人員の過増數如何と云ふ御質問に對しまして、政府は此の樺太鐵道の輸送に係る第一のものは材木でありまして、次は「バルブ」製造工場の製品でございます。殊に數香に此の鐵道が延長致しました關係上、同地の人絹工場の製品が昨今又増加を致しました關係上、材木並に工場製品が多少増加を致しましたけれども、大體に於きましてさう異動はないと云ふことでございまして、それから沿線に居ります人口の數は昭和五年の末に於きましては七萬五千四百程でございましたが、五年後の昭和十一年末に於きましては八萬七千七百増加を致して居ります。併しながら樺太の部落に於きましては盛衰が甚だしいのでございまして、必ずしも殖えて居りまして、又減少を致しますこともあると云ふことでございまして、從つて此の部落の住民が鐵道を利用致しますことは割合に少くございまして、其の季節々々の事業に依りまして、寧ろ内地又は其の他の地方から参ります者の方が多いでございまして、殊に其の例を申し上げますれば、數香地方が鮭、鱒の非常なる漁場でございますが、其の季節には旅客も多うございまして、其の以外には少いと云ふことでございまして、又森林の伐材も此の數年開新なる契約を致しませぬ故に、是亦其の業務を減じ從つて旅行者も少いと云ふことでございまして、次に大體現在の程度で進めば、或年限で補助を要しない時代が來るを見込がありや否や、將來又此の鐵道を國有にする考があるかどうか、又此の鐵道の收益を増加致しますが爲に、産業の發達助成等をする爲に、何等か計畫をするかどうかと云ふ質問に對しまして、政府

は五年後に果して此の鐵道が獨立を致しますかどうか、其の邊に付きましては確實に御答辯は申上兼ねる。又此の鐵道は樺太の幹線でございまして、實は樺太廳の手を以て敷設する筈でありまして、其の事業は容易でございませぬ爲に、其の地方に相當の任務を持つて居ります者が糾合して其の建設に當りました實情でありまして、關係上、謂はば國有線の代行と申すべき意味で建設致しましたので、運輸系統の統一上又は改良と云ふ點から考へまして、將來之を國有に致す考はございまして、何分にも財政上の都合に依りまして、今日迄其の實現を見ませぬことは甚だ遺憾である。斯う云ふ御答辯でございまして、鐵道と産業との關係は兩々相俟つて開發を致し居りまするが、惠須取を中心にして將來五百萬「トン」の石炭を搬出する爲には、相當大規模なる計畫の實行を必要と致しまするので、是は目下政府に於て取調中で、二三年後には其の著手を致す考である。又氣屯を中心にして植民地を致す考で居りますが、是も其の中に著手をすると云ふことでございまして、又一委員からは現行法に於きましては年八分の割合を以て補助を致して居るが、今回改正に當りまして六分と云ふことと下げたのは如何なる理由に依るかと云ふ御質問に對しましては、政府は一般財界に於ける金利、企業利潤等に順應すべきものであと思ふ。又現下の低金利の趨勢に鑑みまして、臺灣、朝鮮の補助率との振合上、適當に之を取下げたのであると云ふ御答辯でございまして、又一委員より東西兩海岸の鐵道を連絡することは國防上非常に大事なことと思ふが、殊に眞鍮、久春内間の鐵道は、其の距離僅かに七里餘であるので、それを工事をするに於ては大體困難はないと思ふが如何と云ふ御質問でございました。勿論東西の線を繋ぐことは結構でございまして、寧ろ軍としては南北……更に北に延長致すことが必要であると考へる、併しながら現在道路の設備、自動車發達に依りまし

て、東西兩海岸を交通致すことは非常に開けて居りますので、必要の際は、貨物並に人員を輸送致すことは比較的容易と思ふ、必ずしも國防上東西連絡を此の際致す希望は持つて居らぬと云ふ御答辯でございました。其の他國防上二三の御質問がございましたが、是は速記を中止致しまして、軍務局長より詳細御説明がございました。其の他種々御質問等ございましたが、是は既に速記録が出て居りますので、其の方に譲りまして省略を致したいと存じます。質問が終りましたので、論に入りまして、何卒御意見の陳述もなく、採決の結果本案は全會一致を以ちまして可決致しました次第でございまして、以上を以て私の御報告を終ります

### 東洋拓殖株式會社法中 改正法律案

委員長 肝付兼英君

東洋拓殖株式會社法中改正法律案  
右可決スヘキモノナリト議決セテ依テ及報告候也  
昭和十三年三月二十二日

委員長 男爵肝付 兼英

貴族院議事録編輯部

○男爵肝付兼英君 只今上程致されました東洋拓殖株式會社法中改正法律案の特別委員の審議の經過に結果を御報告申し上げます。特別委員會は前後二回開かれ、慎重に審議を致されました。本法案の要旨は東洋拓殖株式會社の經營の進捗に伴ひまして、同社に副總裁に參與理事を設置致しまして、東洋拓殖債券の發行の限度を拂込資本金の十倍

より十五倍迄に擴張せむとするのでありまして、其の他營業地域に關します規定等に於て若干の修正削除を爲さむとするのでございまして、本法案には、衆議院に於きまして次のやうな附帯決議が附せられたのでございまして、即ち「東洋拓殖株式會社の總裁及副總裁は監督官廳の官吏より任命することを避くべし」と云ふのでございまして、次に本法案に關する質疑應答の要點に於て概略を申し上げますと、先づ第一條の營業地域に關する現行規定「朝鮮及外國」とございまして、これを、「朝鮮及内地以外の地域」と改正致されまます結果は、會社の營業地域が臺灣、樺太、關東州及南洋群島にも擴張せらるべきものと考へられるが、斯くの如く改正を爲さるるは如何なる御趣旨に基くものであるかとの御質問に對しましては、關東州及南洋群島に付きましては既に營業地域としての認可済でございまして、樺太に付きましては、同地の實情に鑑みまして、之が進出に付きましては十分考慮致して見たい考へである。又臺灣に付きましては先年臺灣拓殖株式會社が設立せられたので、強ひて東洋拓殖株式會社をして進出せしむる必要はない旨の御答辯がございました。次に東洋拓殖株式會社の今後主として進出すべき地域は如何であるか、又北支那開發株式會社等が設立せらるる趣であるが、是等の新設株式會社との關係は如何であるかと御質問に對しましては、東洋拓殖株式會社は今後朝鮮を主體とし、滿洲、北支那の方面に營業の主力を注ぐ方針でございまして、北支那開發株式會社を中心とする國策の線に副ひまして、各種拓殖事業の進展に參與せむとする旨の御答辯がございました。次に東洋拓殖株式會社をして未拂込株金を徴せしむるの意思がないかとの御質問に對しましては、東洋拓殖株式會社の業績は最近躍進的發展を遂げましたので、將來更に良好なる決算を爲し得ることと豫想せられますので、遠からず拂込の徴收も行ひ得ることと考へまするが、同社の現行配

當率は年五分でございまして、一般金融界の情勢から見まして、此の程度の配當率を以てしては此の際直ちに拂込を徴収することは相當困難であらうと認められますので、先づ以て社債の發行限度を擴張致しまして、同社資金の圓滑なる運用を期したいとの説明がございまして、又東洋殖産株式會社は過去に於て不良なる貸付があつたやうに聞及んで居りますが、政府は今後如何なる監督方針を執られる御考であるかとの質問に對しましては、拓務大臣より同社の不良貸付は殆ど整理をされましたが、今後とも十分嚴重に監督する旨の御答辯がございました、其の他政府委員よりは、會社の營業狀態、投資の現狀等に付きまして、詳細に數字を擧げての御説明がございましたが、是等の點は省略を致します、最後に副總裁の任免に關聯致しまして衆議院の附帯決議もあり、又貴族院の本會議に於きまする恩給金庫法案決議の際の意見もございまして、政府は東洋殖産株式會社の總裁、副總裁及重役の任免に關しましては、十分本會議に於ける前記の決議を尊重せらるゝや否やと云ふ御質問に對しましては、拓務大臣は十分尊重する旨の御説明がございまして、質疑を打ち切り、採決の結果、全會一致原案を可決せられたのでございまして、以上簡單ではございしますが、御報告を申し上げます

### 北支那開發株式會社法案 中支那振興株式會社法案

委員長 柳原義光君

北支那開發株式會社法案  
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

致すのでありまして、此の會社は日本の國籍を有する株式會社であります、而して本店は之を東京に置くのでありまして、資本金は三億五千萬圓であります、其の半額一億七千五百萬圓は政府より出資し、残りの半額は民間の出資に待つ次第であります、政府の出資は現金と現物とを以てするのであります、第二回以後の株金拂込に金銭以外の財産を以て充てることを得ると云ふ規定でありましたが、之に依つて會社成立後、大體一年以内には政府の引受株全部は拂込済の株にする豫定であるさうであります、民間からの株式は、設立當時四分の一の拂込を爲さしめて、當分それに止めて置くことと云ふ豫定ださうであります、此の會社の事業は法案第十四條の規定の如く、一定の事業即ち主として統合調整を要するやうな事業であります、之に對し、投資を爲し、又は資本を融通し、以てそれ等の事業の經營を統合調整しやうと云ふのであります、尤もそこに列挙してある事業には同條に列挙したものであります、尤もそこに列挙してある事業には細大漏さず投資、融資をしようとするものではありませぬので、其の主要なものだけに投資、融資をするのであります、北支那に散在して居る小さい個人事業に壓迫を加へるやうな結果になることは、努めて避ける心算であることとあります、此の會社の役員は總裁、副總裁が二人、監事、理事であります、副總裁の一人は現地に駐在せしめると云ふこととあります、尙顧問と云ふ者を法律上に認めてあります、是は其の地位を重くして重要な人物になつて貰ひたいと云ふことであります、此の會社は拂込株金額の五倍迄特別の社債券なる北支開發債券なるものを發行する権能を有して居ります、此の會社に對しては其の使命に鑑みて、政府は監理官を置き、特別の監督を爲すと共に、每營業年度に於ける投資及融資に依る収入が、投資及融資に對して年六分に達せざる時は、政府は初めの營業年度及其の後五年間、一定

昭和十三年三月二十五日  
委員長 伯耆原 義光  
貴族院議長 伯耆原 義光  
中支那振興株式會社法案  
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也  
昭和十三年三月二十五日  
委員長 伯耆原 義光  
貴族院議長 伯耆原 義光

○伯耆原義光君 只今上程されました北支那開發株式會社法案及中支那振興株式會社法案に付て、委員會の経過並に結果を簡單に御報告を申し上げます、秘密會を開きまして、夜相當晩く迄會議をしたのであります、秘密會のこととありますから、遺憾ながら其の内容を茲に御披露申上げる自由は持つて居りませぬが、要するに現地即ち支那に於ける治安維持のことに付て、政府當局から種々詳細なる御話を承つたのであります、而して又今日午前午後に互りまして開會を致しました、主として商工大臣が始終出席致されまして、質疑應答の衝に當られたのであります、外に總理大臣、陸軍大臣及拓務大臣も出席致されまして、各々其の所管の事に付て答辯をされたのであります、本案は提案の時、商工大臣より一應其の内容の説明を致されたのであります、其の、稍々其の時は簡單であつたかと存じますから、是は支那に對する重要な國策會社でありますからして、此の北支那開發株式會社法案、中支那振興株式會社法案の内容を、少々詳しく御紹介申上げる方が宜からうと存じます、先づ此の北支那開發株式會社と中支那開發振興株式會社との大要を申し上げます、北支那開發株式會社は北支那に於ける經濟の開發を促進し、其の統合調整を圖るのを目的と

の標準に依り配當し得べき利益金額が、政府以外の者の所有株の拂込金額に對し、年六分に達するまで不足額を補給すると云ふことになつて居ります、此の會社に對しては開業後十年間、所得税と營業税とを免除することになつて居ります、又地方税も此の事業に對しては課せないと云ふ方針であります、又設立に付きましては、設立委員を命じて、之をして定款作成其他設立に關する一切のことを處理せしめ、政府出資に付ては其の評価を政府出資財産評價委員會の議を経て定めることになつて居るのであります、次に又中支那振興株式會社法案は、中支那に於ける經濟の復興と開發とを助成することを目的とするものであります、日本の國籍を有する株式會社であります、尤も其の本店は之を上海に置く豫定であります、資本金は一億圓であります、其の半額は政府の出資とし、残りの半額を民間の出資に待つ次第であります、政府の出資は北支那開發株式會社と同様、現金と現物とを以てするのであります、此の方は設立に當つて現金拂込の分は民間の分と共に四分の一を拂込ましめ、現物出資の分は全額拂込にするのであります、暫くは其の儘置いて兩三年後必要ある時は現金の拂込を爲すのであります、是には北支那開發株式會社の如く、現物を以て拂込に當てしむると云ふやうな必要はないのであります、此の會社の事業は法案の第十二條に規定する所でありまして、同條に掲げた各事業に投資をなし、又資金の融通をなすのであります、此の方の會社の投資融資では、之を通じて事業の統合調整を圖ると云ふことは主眼としなないのであります、是は北支に於けると中支に於けると事業の種類範圍、又今同の事業に依る荒廢の程度と云ふものが、著しく異つて居りますからであります、主として個々の事業に力を入れる必要があるものであります、それ故に此の會社に於ては場合に依つては直接に事業

を行ふことを得ることもあります、此の會社の役員は總裁、副總裁一人、理事監事であります、法律上は顧問と云ふやうなものを置くことにはしてありませぬ、此の會社は拂込株金額の五倍迄特別の社債券なる中支振興債券を發行することを得ることにして居ることは、北支那開發株式會社の場合と異なる所がないのであります、又此の會社に對し政府が特別の監督をなし、又利益の補給をなす點は北支那開發株式會社と全然同一であります、此の會社に對しては所得稅、營業稅等に付特別の免稅規定を置かないのであります、是は本店が上海にある關係からであります、尙設立に當りましては設立委員を命じまして、之をして設立に關する一切の事務を遂行せしめ、政府出資財産に付政府出資財産評價委員會をして評價せしむる點は、是は北支那開發株式會社と同様であります、内容は大體右申上げたやうなことであります、而して此の兩案とも重要な國策會社でありまして、支那に對する最も重大なる使命を有する會社でありますが故に、其の質問も頗る重要な質問が澤山あつたのであります、其の質問應答を極めて簡単に要約して申上げますれば、此の國策見地より統制して、自由の開發は許さないと云ふ結論になる質問もあつたのであります、それから又他人の、外國の土地にする仕事であるからして、仕事の統一を圖ると云ふことが最も大切なことである、かるが故に使命の一元化が最も必要であるので、即ち使命が二途に出づるやうなことの無いやうに致さんければならぬと云ふことは、深く其の質問の中に力説せられたる質問であります、それから此の事務の監督の系統に付ても、相當に重大なる質問がありました、而して此の根本の國策は總理大臣が之を命ずると云ふ言明もあつたのであります、それから又質問の間に希望と云ふやうな意味に於きまして、先づ總てのことを現地に圖つて、それから現地から中央に及して、さうして中央から所謂命令の二

途に出でないやうに、一元化する命令を發した方が宜からう、斯う云ふ質問の應答の結果結論に達したのであります、尙又東洋拓殖株式會社と此の兩會社とは、事業を行ふに付て何か競ひ合ひして事務の遂行の上に支障を生ずるやうな憂はないかと云ふ質問に對しまして、多少さう云ふ懸念はあるかは知れないが、全般として統一したるものとして遂行したい、斯う云ふ返答があつたのであります、それから又現在の臺灣拓殖の規模は此の兩會社と比較して餘りに小過ぎはしないか、南支を考慮の中に置くと、此の臺灣拓殖株式會社を擴張するの必要はないか、之に對して當局が最初臺灣拓殖會社創立の際に、臺灣のみならず南支那、南洋に至る迄、日本の資源開發の必要を感じてやつて來たのであるが、今日のやうな事態に即應し、戦局の發展如何に依つては相當の考慮を拂ひたいと思ふ、斯う云ふ御答があつたのであります、又本會社を如何なる機關が監督するか、對支事務局が監督權を持つて居るのであるか、或は農林省であるか、陸軍省であるか、外務省其他各省等がそれ／＼監督することに相成るのであるかと云ふ、此の質問に對しましては、當局は本會社の仕事の範圍は非常に廣汎に互るので、多くの省に關係があるのであるが、事實上各省が主管事務を有するのであるからして、總理大臣が全責任を以て統一的に監督して、各省が別々に區々の監督權を行使するやうなことはないかと云ふ御答でありました、即ち命令が統一して、所謂一元的に出で、命令二途に出るやうな憂はないと云ふ言明を得たのであります、それから對支經濟調査機關は、現在各所に散在して、其の間に統一を缺いて居るが、兩會社の運用上に於ても其の點の考慮の必要はないかと云ふ質問に對しまして、御尤である、出来るだけ統一綜合する考であるとの御答でありました、尙其他細かい條文に關しての質疑應答があつたのであります、一々問答の應答を御紹介することは省きまして速

記録に譲ります、唯如何なる質問があつたかと云ふ、質問の事項だけを述べて見ますと、例へば此の北支、中支の地域の範圍如何と云ふやうな質問もあつたのであります、それから今は今申上げましたが、本會社の監督の系統如何、それから其の次には現地に於ける子會社の命令監督系統に如何、其の次には、支那側は本會社に對し如何なる關係を有するか、又南支の開發に對し、臺灣拓殖會社を増資する考はないか、それから又具體的の仕事の範圍は誰が決めるのであるか、副總裁二名にしたのは面白くないではないかと云ふやうな質問のやうな議論もあつたのであります、それから又先づ總裁を定めて、其の後の重役の任命は總裁に一任するのであるかどうか、對支事務局を廢し、もつと大きな規模の東亞省と云ふやうな、大規模のものを置く考があるかどうかと云ふ問がありました、是は考慮中であると云ふ返辭であつたと云ふことを特に申上げて置きます、それから又對支經濟調査機關を統一すべきものと思ふが、其の考があるかどうかと云ふやうな質問もありました、それから會社經營の根本方針、それから何故顧問を北支那會社の方にのみ置いて、中支那振興株式會社の方には置かないか、と云ふ質問もありました、それから中支那會社は何故經營の統合調整を除いたかと云ふ質問、それから事業は會社の獨占であるかどうか、それから交通事業の内容如何、それから礦物中に重工業を含んで居るか含んで居らぬか、何故北支では鹽のみに限つたか、それから政府監督の範圍、それから會社は事務豫算に付政府の認可を要するのであるかどうか、それから政府は國防上の必要以外のことに付て、利益の伴はざる國策遂行の爲の要求はするのであるか、しないのであるか、それから政府に大體何程の配當が出来る豫定を持つて居るかどうかと云ふやうな、極めて細微に互る質疑應答があつたのであります、是は細かいことは速記録で御覽を願ひたいと存じます、それか

ら中に又此の監督關係に付きまして北支那それから中支那開發に付、軍司令官が關與する制度は如何になつて居るか、是は統帥權との關係も大いにあることであるが、是はどうなつて居るかと云ふ、統帥權の關係のある質問もあつたのであります、大體質疑應答の概略は斯くの如きものでありましたが、尙又變つた質問は、此の法案は誠に巧みなる機械の如きものであるが、今少し之を一元化して力強きものにしてはどうであるかと云ふやうな思ひ切つた質問があつたのであります、是は見様に依りますと、専ら軍制を施して、軍制の下にやつたらどうかと云ふやうな質問のやうにも伺つたのであります、さうして思ひ切つた強力なるものにするが爲には、もう一遍此の案を撤回して、最初から練り直して遣り直して見たらどうかと云ふやうな、思ひ切つた御質問もあつたと云ふことも御紹介申上げて置きます、大體右申上げたやうな、微に入り細に入り、極めて多様多端な質問、それに對する應答があつたのであります、結局此の兩案其現時の時局に際し、最も必要な法案であるからと云ふ意味に於きまして、採決の結果全會一致を可決致したのであります、唯其の時に輕き意味の希望と承りました、斯くの如き重大なる案で、而して支那に對して初めて斯くの如き國策會社を拵へるのであるから、日本としても外國とする事業であるからして、細心なる注意を拂つて、總ての點に深甚なる考慮、注意を拂つて、萬遺憾なく此の内容に副ふやうに、十分の注意を拂はれることを望むと云ふ希望があつたのであります、之を以て御報告を終ります

### 意見書案

#### 廣島築港の朝、臺、支、南 洋航路發展策

意見書案

廣島港修築に關する件

廣島市長横山金太郎外一名呈出

右の請願は廣島港は地理的關係上朝鮮、臺灣、支那、南洋等に對し海路交通上の要衝にして工業資源に恵まれ産業貿易上幾多の好條件を具備し且軍事上重要な地點に拘らず現港灣設備は未だ其の機能を發揮するを得ざるに依り速に好適地なる廣島市沿岸地先水面をトし近代的工業港を修築すると共に臨海工業地帯を造成せられたしとの趣旨にして貴族院は願意の大體は採擇すべきものと議決致候因て議院法第六十五條に依り別冊及送付候也

昭和十三年 月 日

貴族院議長 伯爵松平 賴壽

内閣總理大臣公府近衛文麿殿

### 鮮臺の産金計畫

#### 朝鮮は五ヶ年七十五トン

- 松本(壽)委員 朝鮮、臺灣に於ける産金の状態如何
- 吉野國務大臣 資金に困つてゐるものに對しては今度出来る産金會社から三億圓程度融通する積りである、鑛石の運賃引下げも行つてゐる、現場の掛員の養成も専門學校の採鑛冶金科の擴張など凡ゆる方法を盡して多量の金を採掘したいへ考へてゐる
- 八角政府委員 朝鮮では産金五ヶ年計畫を樹て、五年間に七十五噸に引上げる様實施してゐる、臺灣に於ける産金は現在約五噸であるが昭和十六年度には六噸に増加する豫定である

### 南洋ダイバー船

#### 合同統制を企圖

- 岩倉委員 南洋に於ける眞珠採取潜水夫に就いては我が潜水夫の發展に伴ひ、他國潜水夫と衝突する慮れがあるが、これを取締る必要はないか、また特殊會社の傘下に統一する方針か
- 大谷國務大臣 南洋に於けるダイバー統制については國際問題を惹起するのでダイバー船を有する會社の合同を企圖してゐる

委員會報告、第一分科會、第六分科會

### 豫算委員會

#### 樺太の内務省移管

松村委員と大谷拓相問答

○松村委員 拓務省は國際事情の變化によつて重大な存在となつた、樺太を内務省の範圍に譲り拓務省は海外拓殖に専念した方がよくはないか

○大谷國務大臣 樺太に於ては内務省と連絡して私が全然責任を有してゐる、然し樺太は未だ土地が充分開發されて居らぬから直ぐ内務省所管に移す事は困難であるが同地の開發に伴ひ、御説の點は充分考慮する

#### 集團移民を奨励

○岡委員 内地人は内地を離れ外地に移住する事は極めて困難と考へるので出来るだけ多數一緒に移民させる様にされたい、尙土地を貸與するにしても成る可く豊饒な土地を貸與されたい、尙出稼き功勞者を國家として表彰されたい

○大谷國務大臣 日本人の移民は成る可くその地方色を失はぬ様に出身部落の名前をつける様にして居る、尙移住地には神社等も出来て居る、次に豊饒なる移住地貸與については充分考究し現在貸與して居るものは相當の土地である、尙功勞者表彰については直に實行に移す様にしたい

### 第一分科會(大藏)

#### 特別會計の一般

#### 繰入は臨時的

- 裏松委員 豫算をみると特別會計から一般會計に繰入れるものが相當多いが如何
- 廣屋國務大臣 それは臨時的なものである

### 第六分科會(拓務、鐵道)

#### アジヤ大陸の國策

#### 大藏男爵の質問

- 大藏委員 アジヤ大陸に對する國策如何
- 大谷國務大臣 全アジヤに向つて平和的或は經濟的に進むべきものとして調査研究してゐる
- 大藏委員 拓務行政の根本決定には官吏のみならず一般有識者の知識を集めるのが良策と思ふが如何
- 大谷國務大臣 民間の知識を充分吸收する手段をとりたい、海外拓殖委員會の機能を發揮したいと思ふ



### 臺灣總督と朝鮮總督の

#### 差異ある理由

○大藏委員 臺灣總督の地位が朝鮮總督に比し甚しい差異ある理由如何  
 ○大谷國務大臣 歴史上の理由に基くもので臺灣の重要性の高まるにつれて將來考慮さるべきものと思ふ

### 臺灣米の專賣

○大藏委員 臺灣米の專賣について  
 ○大谷國務大臣 臺灣米は臺灣の重要産業である、内地農業との調整を圖る爲出来るだけ早く調査して實行に移したい

### 朝鮮運輸狀況

○大藏委員 北鮮地方の共產黨の動向如何  
 ○大野政府委員 取り擧げる程の事もない  
 ○大藏委員 今次事變に於て朝鮮の鐵道運輸の不整備が唱へられてゐるが實情如何  
 ○吉田政府委員 運輸は圓滑を期し得たと信じてゐる、不整備などは誤傳である

### 臺灣の支那貿易

○大藏委員 臺灣と支那との貿易狀況如何

## 決算委員會

### 鮮農の滿洲移民を

#### 政府は極力助成す

○松平委員 拓務省の滿洲移民の方針と朝鮮總督府の朝鮮人の滿洲移民方針は、各々独自の立場で行はれてゐるか  
 ○副島政府委員 兩者は本質において差異がある、内地人の滿洲移民は内地の人口問題の解決の一助に資するものであるが、更に日滿兩國の不可分關係を移民により強化する、滿洲に於ける産業開發を促進せしめるといふ重要な意義が含まれてゐる、朝鮮人の滿洲移民には必ずしも前述の如き意味は持たない、併し朝鮮人による滿洲の産業開發を源開發は滿洲國としても勿論歓迎してゐる、この兩移民は滿洲拓殖會社、鮮滿拓殖會社がそれぞれ取扱ひ機關として設立されて居り、各種の指導援助を行つてゐる、現地に於いては關東軍或ひは在外公館その他により兩者の間に摩擦を來さぬやう連絡をとつてゐる

### 鮮農十五ヶ年

#### 十六萬戸を送致

永田政府委員答ふ

○松平委員 兩者の目的が違ふといふ意見であるが日滿支と言ふも、

○森岡政府委員 十二年度まで相當活潑を呈し年々増額して來たが、事變以來杜絶してゐる

### 敵機臺灣を盲爆

森岡臺灣總督府總務長官は二月廿三日午前十一時五分頃臺北飛行場上空に突如支那飛行機一、二機現はれ爆彈數約十個を投下した事件に關する議員の質問に對して、我が防空施設の完備におそれ、地上より敵影を認めざる高度より爆彈を投下し、内數個は臺北市東方松山莊民家に命中附近に在つた婦女子數名を殺傷したる外大なる被害はなく、全島は防空訓練の成果により極めて平穩で治安は十分維持され、民情は些も動搖なく、益々防衛の完全を期してゐる旨を答へた

### 群島のゴム栽培

#### 試験の積極化言明

○大藏委員 ゴムの栽培成績はどういふ具合になつてゐるか、成績が悪いならば如何なる點が悪いのか説明願ひたい  
 ○北島政府委員 ゴムに關しては試験場においても、民間においても從來試験らしい試験をやつてゐない、南洋のゴム栽培は事業として成り立つと専門家もいつて居るので、實は遅延しながらこれからその方面の調査を行ひたいと思つてゐる、熱帯産業研究所がコロールに在つたが試験栽培地も狭く、十分試験が出来ないので、パラオ本島に大規模の試験所用地をとりゴムの栽培などもやりたい、これは來年度豫算に計上した

日の中には朝鮮人も入つてゐるので、出来得れば或る程度までは朝鮮人の將來のため取扱上有利にするのが朝鮮統治上に於いても良いと思ふ

○柴田委員 朝鮮の方は移住希望者が多く、その割に滿洲の方であり歓迎してゐないといふが實情を承はりたい  
 ○水田政府委員 滿洲事變以來滿洲には間島も入れて百萬人が移住してゐる、全體としては好影響をうけたが當時の混亂のため安定を缺き、生業を失ふものが多かつたのでこれらを一定の土地に土著として生業を得せしめ將來の生活の安固を得せしめべく總督府では考へてゐた、漫然と滿洲に行くものには統制を行ひ、帝國臣民の一人として滿洲國人と協力してやつて行くやうに指導してゐる、安定性を與へるために鮮滿拓殖會社を設け、十五ヶ年十六萬戸八十萬人を一定の土地を選擇し内地人移民と軒格撞着を來さぬ範圍に於て着々實行中である、朝鮮人が滿洲でも毛嫌ひされるといふ話は滿洲事變以來朝鮮人が帝國臣民であるといふ自覺を持ち過ぎたといふ様なことで、多少の小競合もあつたかのやうである、不穩分子の關係もあり「ソ」滿國境地方の朝鮮人不穩分子については、總督府の警務當局において嚴重に取締つて居り、其地方に分散して住ませておくことは相互のためにも、朝鮮人自身のためにも宜しくないもので、軍の方とも連絡をとり最も住み良土地を選定して移住せしめる事になり、昨年から實行してゐる、鮮滿拓殖の手により統制ある移民を實行して居り、集團生活の方針を採つてゐるので色々な摩擦相剋といふ點は殆どない

### 樺太のバルブ 資材増伐は困難

○田原委員（バルブ調査と支那事變の關係から樺太に於けるバルブ資材の増伐量を繰上げ断行し、急激に膨脹しつつあるがバルブ需要に充當する計費はないか）

○今村政府委員 わが國バルブ資材の八割を供給してゐる樺太では百萬石増伐が限度でこれ以上の増伐はわが國バルブ事業の將來および樺太開發を考慮に入れた場合全く不可能である

### 豫算總會

### 茂山の鐵鑛場問題

豫算總會 滿洲の鐵産出量

○松本藤太郎君 日本製鐵株式會社では茂山（成鏡北道）に製鐵工場を造る事に決定し既に着手したと聞いてゐる又三菱工業の製鐵工場を造ると云ふが如何

○政府委員（佐藤謙之輔君） 茂山の埋藏量は相當ある、日本製鐵株式會社は現在敷地を買入れ測量を終つた程度である、三菱との關係は國策の線に沿ふてやりたい

まで参ります二百十五「キロ」區分であります、此の鐵道は一度に出来上つた鐵道ではないのであります、最初は知取まで昭和二年に開業致しましたのであります、其の次に知取から南新開までの間を開業致しまして、是が昭和四年かと存じます、更に延長致しまして、昭和十一年度南新開から敷香まで開通致しましたので、従つて貨物或ひは旅客の關係に於きましても、所謂開業年次の運びます關係上、違つては居ります、併し大體に於きまして、東海岸の方は木材の輸送が先づ第一であります、次に「バルブ」工場の製品、即ち「バルブ」並に新聞紙、殊に敷香まで延長致しましたので、敷香の人絹工場の貨物が昨今又殖えて参りました、さう云ふ關係で、是等の線に依つて運ばれます木材並びに工場製品と云ふものは、工場の増設に依りまして多少の増加はありますけれども、大體に於てさう異動はないのであります、それから人口の方の關係であります、是も敷香に入絹工場を造つて居ります當時は、相當の人が敷香の方へ集まつて居りましたけれども工場の完成と同時に漸次落着いて参りまして、従つてその當時居りました労働者その他の者は他に移住すると云ふ關係上、多少昨今は減つて居ります、減つて居りますが、落合から敷香に至る間の各部落の人口等に見ますと、僅かながらも増加致して居ります、樺太鐵道の方の沿線の人口を見ますと、最近五箇年間の總人口で申上げますと、昭和五年末にはその沿線に於ける總人口が七萬五千四百程でございまして十一年末には八萬七千七百と云ふ風に殖えて居ります、併し此の間における各部落の状態を見ますと、減つてゐるところもございませぬ、又殖えてゐる所もあるといふ様な形になつて居ります、元來樺太はこの部落の盛衰が實はまだ相當激しいのであります、従つて部落居住者が鐵道を利用すると云ふよりも、寧ろ内地、或ひは各地方から其の季節々々の事業に依つて旅行して参ります者が非常に多いのであ

○松本藤太郎君 滿洲の昭和製鋼會社の鐵の産出量は昨年末では七、八十萬噸で十六年度豫定は百七十萬噸の所年度を繰上げ一兩年中に二百五十萬噸を産出する計畫と聞くが如何

○政府委員（佐藤謙之輔君） 大體質問の通り進行してゐる、詳しい數字は發表出来な

○松本藤太郎君 近來鐵鑛は實際以上に痛感されてゐるのではないかと思ふ、十三年から十六年に至る需給關係の見込如何

○政府委員（佐藤謙之輔君） 鐵鑛については種々手段をつくし、採掘すべきは採掘し、輸入すべきは輸入してゐる、十六年までの需給關係は御心配はないと思ふ

### 樺太地方鐵道補助法中 改正法律案特別委員會

### 沿線住民及び旅客

山隈委員に今村長官答辯

○山隈委員 此の樺太鐵道株式會社、南樺太鐵道株式會社、この兩鐵道に依つて輸送致します貨物、即ち石炭、石油、材木其の他の主なる貨物の種類、其の貨物の最近二、三年増加の率、及び此の沿線に居ります住民の最近に於ける増加の數、及び乗客人員の増加の率、詳細の數字は御示しにならぬでも、大體のことだけで宜しうございませぬ御伺ひ致します

○政府委員（今村武志君） 御答へ致します、樺太鐵道は落合から敷香

ります、例へて申しますと、敷香地方は御承知の通り鮭、鱒の非常な漁場であります、是が又年に依つては必ずしも又さう盛況と云ふ譯ではありませんので、さう云ふ年月は減じて参ります、又森林伐採事業の如きも漸次北の方へ進んでをり是も數年來新しい契約を致しましてぬので、漸次その伐採量も減りつつあるやうな状況でありますので、従つて又さう云ふ旅行者も減つて來ると云ふ、斯ふいふやうな状況であります、どうも樺太の汽車に依つて輸送せられる貨物、人口……旅客と云ふやうなものはどうも地方だけでは論ぜられぬやうな状況であります、大體正確なことです

### 建設費と運賃歩合

○山隈委員 順序鐵道も延長をするやうであります、其の新たなる建設費に對します運賃等の収入の歩合は大體從來の率と大した變りはないのでございませうか、或ひは建設をすればするに順應されない収入と云ふやうな關係はないのでせうか

○政府委員（今村武志君） 只今新しく計畫致して居りますのは、私鐵にはございませぬ、樺太鐵道の國費を以て建設致しつゝありますのは、此の西海岸の方で久春内と云ふ處が中部にございませぬ、それから惠須取へ参ります百四十四「キロ」程の線を只今構案中でございませぬ、それから東海岸の方では敷香から氣屯と申す處がございませぬ、その途中に上敷香と申す處があります、其處迄の上敷香、敷香間の線を第一期工事として目下工事に着手致して居ります、此の西海岸の方の久春内、惠須取間の鐵道であります、是は惠須取地方が非常な石炭鑛區の多い所でございまして、恐らく久春内、惠須取の中心に數億「トン」の石炭が埋藏されて居りますので、目下非常な勢で採掘に従事して居りま

す、此の方は此の線が恐らく出来上りますれば、相當利用されるのちやないかと考へて居ります。それから東海岸の方の敷香から氣屯の方へ参ります線でございますが、是は氣屯地方に相當廣大なる農耕地がございますので、是等は將來さう云ふ方面に開拓しようかと考へて居ります。併しながら農耕地でありますから、西海岸の石炭のやうには非常に鐵道を利用する数が少いぢやないかと云ふ考を持つて居ります。その他には只今新線の計畫はございませぬ、左様に……

### 補助年限に見込

○山隈廣君 補助の年限を更に五ヶ年延長する、之に對して衆議院では、その補助の年限と云ふものは確なる見込みがあつて延長したものでない、と云ふやうな趣旨を御答ひになつてゐる様であります。御尤でございますが、大體現在の程度で進めば、凡そ將來或る年限を經過すれば補助を要しない時代が來るといふ大體の御見込みがついて居りますか否かと云ふ點と、今一つは將來國有にされるやうな御見込みがあるかどうかといふ點、第三の御尋ねと致しまして、鐵道の敷設は各種の産業の發達助長を來す所以であると思ひますが、又此の鐵道の收益を増加するやうな爲に、産業の發達若しくは其の他各種の施設に對して何か政府は御考へになつてお居でなるかどうか、鐵道と産業助長の國策と相照して、此の地方の發達を期すると云ふ様な御計畫があるかどうかと云ふことを伺つて置きたい。

○政府委員(今村武志君) 第一問の、五箇年の間に果して收益を擧げて獨立自營の域に達するかどうかと云ふやうな御質問と承りました。只今の情勢から申しますと、年々營業收入が増加を致して居ります。併しながら此の線は東海岸の……主に樺太鐵道の方であります。此

持つて居ります。従つてそれが爲に相當大計畫の築港を致しませぬと云ふ……さう云ふ多量の石炭を出す譯には参りませぬので、是は目下調査中でありまして、二、三年後には其の工事に着手をしたいと云ふやうな考を持つて居ります。又東海岸の方は先刻申上りました通り氣屯を中心として殖民地の計畫を持つてゐるのであります。是は若々今實行しつゝあるものであります。此の地方は開發致しますれば相當隆盛になるのぢやなからうかと云ふやうな考を持つて居ります。

### 三菱石炭油化工業 會社への補助問題

○山隈廣君 この三菱石炭油化工業會社に對しては補助がないのでございませぬ、是は補助なくとも十分に自營が出来るかと云ふ御見込なのであります。

○政府委員(今村武志君) 此の鐵道の建設の沿革を見ますに、此の鐵道は主として其の内幌の炭山から石炭を本斗に運ぶと云ふ目的で實は其の當時敷設したのであります。處が樺太廳の私設鐵道補助法に依りますと、支出し得る最高金額が決つて居ります。實は百二十萬圓と云ふ事に決つて居ります。従つて樺太鐵道と南樺太鐵道に補助致しましてもう手一ぱいであつたのであります。そんなこんな關係で會社の方と色々折衝した結果、會社の方では、それでは補助を貰はずに自分の炭を出すのだから自分で敷設しよう、併し矢張り一般條件に付ては他の鐵道同様取扱ひで輸送すると、斯う云ふことで此の鐵道が出来たやうであります。現在見ますと石炭が相當出ますので、又距離も短うございませぬ、此の鐵道が一番工合が宜いやうでございます。

の線は相當距離が長うございませぬと、地盤に於ても随分悪い所もあるのであります。御承知の通り樺太には「ツンドラ」地帯があります。斯う云ふ所はどうも路線がなか／＼固りませぬ、又地盤の底に泥の層があります。爲に地盤が滑ると云ふやうな場所でありませぬ、旁々相當の改良工事が必要であると云ふ考を持つて居ります。併しながら勿論私共と致しましては、出来るだけ早く獨立經營の域に達せしめたいと斯う云ふ考を持つて居りますが、只今より五ヶ年後に確實にそれで獨立し得ると云ふ御答を致し兼ねるやうな状況であります。又第二の御質問、將來國有と云ふやうな御話であつたと思ひますが、此の樺太鐵道は御實の通り樺太の幹線であります。之を其の當時建設致しまする時には、樺太廳の手で之を敷設すると云ふことはなかなか容易でありませぬのでした。其の當時其の地方に相當仕事を居ります者、併して此の鐵道を建設したやうな實情に在るのであります。謂はば政府の代行といふやうな意味で實は建設されたのであります。従つて運輸系統の統一とか云ふ點から見ましても、又相當其の土地の實情から見ましても、又此の鐵道の改良と云ふ點から見ましても、之を國有に直すと云ふことは最も適してゐるやうに考へて居るのであります。従つてさう云ふ事務を或程度まで取運んだ時代もあつたのであります。けれども、奈何せむ、財政との關係もあり實現せず今日に至つたのであります。尙此の鐵道の産業との關係と云ふ御話でございましたが、是は兩々相俟つて開發を致してゐる様な譯でありますけれども、鐵道のみと申しませうか業績を向上せしむる爲に、特殊の産業と云ふものは致して居りませぬ、唯其の地方の開發の爲に鐵道を持つて行き又他の施設もしたい、斯う云ふのでございませぬ、それは先刻申上げました惠須取の石炭の運搬であります。此の惠須取を中心にして將來約五百萬「トン」程度の搬出をせねばならぬのではなからうかと云ふ考を

う宜い譯でもございませぬけれども、他の鐵道に比較してまア悪い方ぢやないと承知致して居ります。

### 鐵道と國防問題

○子爵戸田忠庸君 鐵道問題と國防問題について御伺ひ致します。第一に御尋ねたいことは、此の現行法に於ては年八分の割合を以て補助する、斯ういふことになつて居りますのに、今度の改正案に於ては年六分の割合を以て補助する、會社の業績が十分でないの之を補助してゐるのにも拘らず、現行法に於ては八分とし、改正法に於ては六分とした、其の理由を承りたいのであります。鐵道問題に付きましては此の割合、敷香、此の間に於ける所の鐵道沿線と此の礦區の關係並に木材の搬出状況、之を一つ御説明を願ひたいと思ひます。それから次に此の樺太は冬季になりますると云ふと、各港が全部凍つてしまふのであります。その中で本斗のみが不凍港であります。本斗、豊岡間の鐵道は非常に是有利の鐵道のやうに考へますのに、豊原、眞岡を經由して本斗に鐵道を建設された理由を承りたいのであります。次に本斗並に南樺太鐵道の連絡線は、是亦重要なものではないかと思ふのであります。將來南樺太鐵道に對して之を延長させる考があるかどうかと云ふこと、此のことを承りたいのであります。次に國防の問題であります。過日衆議院の速記録を見ますと云ふと、此の兩海岸の鐵道の連絡線は要らぬと云ふやうに見たのであります。此の兩海岸の鐵道を連絡して置くと云ふことは、是は國防上非常に必要なことではなからうかと思ふのであります。殊に眞鍮、久春内間の鐵道と云ふものは其の距離が僅か七里二十四町であつて非常に短かいのであります。又工事もさうむづかしいものではないのでありますから、之を連絡し

て置きまるといふと、將來作戰の起つた場合に、或ひは海軍の脅威  
 或ひは飛行機の破壊等に依つて、片方の鐵道が或一度に於て運行の不  
 十分な場合に、此の線を連絡して居つたならば、國防上非常に有利で  
 あると考へるのであります。此の點に對する御考は如何でございますか  
 うか、又名好、數香此の間の詰り惠須取、數香間の連絡線も是は工事  
 が難工であると云ふ御話であります。國境線に於て作戰の起つた場  
 合に、此の間の連絡をして置くことと云ふことは、兵站の運用にしまし  
 て、兵力の移動の運用にしても、之を連絡して置くことが非常に必要  
 ではないかと考へますが、其の邊の御考を承りたいと思ふのであり  
 ます。次に南樺太に於ける兵備の問題であります。北樺太に  
 於ては現に兵營まで引て、兵備して居るに拘らず、南樺太に於ては何  
 等の兵備もない斯ふ云ふことになりますと云ふと、一朝事の有つた場  
 合に、直ちに此の南樺太は敵の爲に占領せられ、住民は悲惨な目に遭  
 ひ鐵道は敵の爲に利用され、更に軍としては、上陸作戰を計畫しなけ  
 ればならぬと云ふやうな立場になると考へるのであります。當局とし  
 ては何か御準備があるかと云ふやうなことを、速記録で拜見しましたが  
 如何なる御準備があるのか、その點を一つ、秘密會にされても宜しう  
 ございますから、承りたいと思ふのであります。自分の考と致しまし  
 ては、若し兵備をすることが出来ぬならば、諺くも在郷軍人を有利  
 に利用したかどうか、現在南樺太に於ける在郷軍人の數がどの位に上  
 つて居るか、それを承りたいと思ふのであります。唯、軍に聯隊區司令  
 部を設けただけでは、在郷軍人の數が少なかつたならば、是は何にも  
 ならぬと考へるのであります。然るに、緒戦に於て敵の南進を防  
 止するに足る所の兵備をして置くことが、當局としては必要でないか  
 と思ふのであります。又飛行機の著陸場を此の南樺太に何處か設置し  
 て置いて、一朝事の有つた際には、北海道方面より緒戦に必要な所

の兵力を空輸する所の御考はあるかないか、此の點を併せて承りたい  
 と思ふのであります。

○國務大臣(大谷喜由君) 補助率を引下げましたところの理由は、補  
 助率は一級財界に於ける金利、企業利潤等に順應すべきものであらう  
 と存じたのであります。現下の低金利の趨勢に鑑みまして、旁々  
 朝鮮、臺灣に於ける補助率との振合上、改正法に於ては之を適當に補  
 助率を引下げたのであります。尙ほ詳細に付きましたは、樺太長官  
 から御答申上げます。又國防の問題に付きましたは、是は軍務局長の  
 方から御説明申上げます。

○政府委員(今村武志君) 第二の御質問の落合、數香間に於ける木材  
 石炭の状況であります。石炭の方から申上げます。落合、數香間に  
 ある主なる炭礦は四箇所であり、一箇所は白浦と申す所でありま  
 す。次に樺保と申します。もう一箇所は泊岸村、もう一箇所は内川と  
 申す所であり、此の四箇所に纏つて礦區がございまして、白浦、  
 樺保炭礦は相當年數を経て居ります。併し主に此の炭は海岸から大部  
 分は内地の方へ搬出致して居りまして、一部落合及び豊原の方へ持  
 つて参るに過ぎませぬ。それから泊岸の炭礦は、相當礦量も多うござい  
 ます。昨日此の經營は日鐵の方に移譲されましたので、目下日鐵  
 の方でそれ／＼採掘の計畫を樹て、あるやうな状態でありまして、ま  
 だ石炭は出て居りませぬ。内川の炭田であります。是は保留炭田の  
 一部を、昭和四五年頃かと思ひますが、入札の結果、三井系統の會社  
 に落札致しまして年に十萬「トン」内外を掘つて居りますが、是は主と  
 して數香の人絹工場の用途に供給致して居ります。一部は民家の需要  
 にもなつて居ります。大部分は人絹工場に出て居ります。此の沿線で  
 毎年運ばれます石炭は大體五六萬「トン」と云ふ程度でありまして、他  
 は總て海岸から内地の方へ搬出致して居ります。木材の輸送量は是は

主として數香地方の森林から伐採する木であります。一部は數  
 香の川口から直ぐ需要致します工場の方へ直送を致して船で持つて参  
 りますが、冬期間に於ける木材は勿論此の線に依つて運ばれるのであ  
 ります。大體に於て昭和十年度には二十二萬「トン」昭和十一年度に二  
 十五萬「トン」昭和十二年度に二十九萬「トン」程の木材を輸送して居  
 ります。此の木材は主として數香の製紙工場、知取の製紙工場、それ  
 から落合の製紙工場及び豊原の製紙工場を持つて参ります。此の  
 木材であります。民間の個人の木材もありません。是は其の數  
 量が至つて少うございまして、以上のやうな状態でございます。それか  
 ら第二の、本斗、豊原間が重要な線でなければならぬが、それを豊原  
 眞岡の方へ持つて行つたのはどうかと云ふ御言葉のやうに拜聴致しま  
 したが、此の本斗、豊原線と云ふのは、之を建設致します當時相當議  
 が進んだやうでありましたが、其の後の調査の結果、本斗、豊原では  
 なく、豊原、眞岡間に變更致したやうであります。此の東海岸と西海  
 岸との經濟上の連絡は、先刻ちよつと御言葉にもありました如く非常  
 に少うございまして、と申しますのは、大體樺太へ参ります荷物  
 は小樽地方から参ります。小樽から出て参りますと、東海岸をすつと  
 上りまして數香に参ります。又小樽から惠須取の方へ参りますの  
 にも、船賃のことでありまして左程大なる違ひはないのであります。  
 従つて東海岸向きの物は東の方へ、西海岸向きの物は西海岸の方へ行  
 く現在の状況であります。従つて物資の運賃は至つて少うござい  
 ます。従つて豊原、眞岡間の鐵道も收支計算の上から申しますと、常  
 にはは貨物が少い爲に赤字になる状態であり、本斗の方は不凍港  
 であります。是とも本斗に揚がります品物はさう多くはな  
 いのであります。今日は碎氷等の装置がありますので、相當長くまで  
 船が入つて参ります。大泊の連絡船の如きは年中定期に稚内、大泊間

を航行して居りますやうな状況であります。であります。本斗地方  
 は相當漁業も盛んでありますので、旁々本斗、豊原間の連絡も便利に  
 する必要があると申すので、只今の處では豊原を基點にして本斗まで自  
 動車道路を開鑿致しまして、今日では自動車で十分に連絡致しまして  
 従つて諸貨物の如きは「トラック」を以て運搬して居る状態でありま  
 す。今日に於ては左程に不便を感じて居りませぬ。それから南樺  
 鐵道を延長させる意志があるかと云ふ御話であります。只今の所で  
 は其計畫を持つて居りませぬ。此の南樺鐵道の許可線は新場、留多加  
 間と云ふことになつて居ります。尙留多加から本斗地方に之を延長す  
 ると云ふことは、其の中間に山嶽地帯がありまして、非常な雜工事で  
 あります。或ひは必要があれば寧ろ留多加の方からすつと北の方に上  
 りまして、そうして迂迴して本斗に廻ると云ふことにする必要がある  
 かも知れませぬが、先刻申上げました通り只今の所では豊原、本斗間  
 は自動車で自由に連絡致しますので、又留多加、本斗間もその道路が  
 大部分利用されまして、僅かの所が分離して、又自動車で留多加を経  
 て大泊に行くことになつて居ります。只今の程度の旅客或  
 ひは物資と云ふやうな點から見ますと、此處に數百萬圓を掛けて鐵道  
 を急速に掛ける必要はないやうに存じて居ります。それから國防の方  
 は別と致しまして先刻御話にありました眞鍮、久春内間の連絡であり  
 ます。是は御尤のことであり、僅か七里そこ／＼しかないものであ  
 りますから之を連絡することは何かと便利であります。であります。が  
 只今の樺太廳と致しましては、必要緊切と考へまして、惠須取線を延  
 長してゐるやうな状態であります。旁々西海岸の惠須取線が完成し、  
 數香から氣屯に至る此の元が竣工致しました次には、恐らく眞鍮、久  
 春内間の連絡と云ふことになるかと考へて居ります。

○政府委員(町尻量基君) 國防に關しまする只今の戸田子爵の御質問

に御答へ致します。初めの國防上眞證、久春内、それから惠須取此の間の横斷線を架ける必要はないかと云ふ御質問だと承知致しましたが是は無論東西兩側の線と繋いで載りますことは結構なことではあります。が、より多く等々南北に、更に北の方に延ばして載く方が、北に向ふ作戦施行上には重要と考へますし、又現在在は道路の整備と自動車に依りますに東西兩海岸の交通が非常に開けて、必要な際に出る東から西に貨物或ひは人員の輸送と云ふことは、比較的容易に出来る状態にありませぬので、軍と致しましては特に國防上之を先にやつて載きたいと御願をするやうな程度ではないと思ひます。以下國防に關する事は速記を中止して載きたい

○委員長(子爵高倉眞磨君) 速記を止めて……(速記中止)

### 補助率の遞減

○委員長(子爵高倉眞磨君) 補助率の八分と云ふことは、金融界其他の事情に依つて必ずしも其の通りでないと思ふことですが、政府委員からでも結構でございますが、さう致しますと、現在はその位の程度になつて居りますか

○政府委員(今村武志君) 樺太の地方鐵道補助法は、年八分まで補助し得ることになつて居りますが、一面總額を百二十萬圓と抑へてあります。現在樺太の鐵道は、先刻來申上げましたやうに、まだ營業も不振でありますので、相當の欠損もありません。従つて八分とは申しませんが、實際に於きますと配當は五分程度になつて居ります。従つて今回六分と致しましても、其の配當には大なる變りはないと考へて居ります

### 在樺白系露人問題

○子爵戸田忠庸君 軍部の方に御尋ね致しますが、白系露人は樺太の方に居りますか

○政府委員(町屋量基君) 樺太長官の方から

○政府委員(今村武志君) 白系露人は、はつきりした数字は分りませぬけれども大體に於て百五十名程居るやうに記憶します。であります。是は中には日本人の妻になつて居るものもありません。極く穩やかな生活を致して居ります

○子爵戸田忠庸君 左様でございますか、軍としては白系露人を御利用になるやうなことはないのでしょうか

○政府委員(町屋量基君) 只今の所では、樺太の白系露人に關しましてはさう云ふ考は有つて居りませぬ。只陳報でございますが、陳報的には或は利用することを考へて居るかとも思ひますが……

### 改正の年限問題

○男爵橋本正輝君 一つ御尋ねしたいのですが、現行法の第一條には「設立登記の日より十五年を限り」と云ふことになつて居りますが、それから改正法の第一條には「營業開始の日より十五年」となつて居ります。さうしますと樺太鐵道の落合知取間の補助に付ては、現在在は設立登記の日より計算されて本年の四月二十二日に期限が来るのですけれども、此の改正案に依ると、營業開始の時から計算して昭和十七年の十一月十九日迄は、即ちあと四月ばかりは第一條の第二項を適用しなくとも宜いと云ふ譯になるのでございませぬか

○政府委員(植場鐵三君) 附則の方にその経過を實は詳細に書いて置

きましたのでございませぬが、附則の第二項の方を御覽に願ひますと「本法施行の際現に補助を受ける鐵道に對する補助の期間に付ては諸鐵道の建設費に充てたる資金に對し初めて補助を爲したる日を以て第一條第一項の營業開始の日と看做す」斯うやりました。營業開始の日を事實は遡らして認める、斯う云ふことに致して居ります

### 昭和十二年度法律第九十二號中改正法律案委員會

(輸出入品臨時措置法)

### 運用の實際情況

○男爵眞鍋安君 本法施行前に於ける運用の實際情況はどうなつてゐますか

○政府委員(寺尾鴻君) 右の法律は昭和十二年九月十日附を以て公布實施されたもので、同法第一條の規定に基き、臨時輸出入許可規則を設け、又同法第二條の規定に基き「ステイブル・ファイバー」等混用規則並びに鐵鋼工作物製造許可規則を制定し、本邦産業貿易上重要な物資の國際收支の適合を圖るため、或程度の輸入制限し又比較的不急不要のものは許可制を設けて原則として輸入を禁止したが、本法に於て供給の不足致す虞のあるものは其の供給を國內に確保するため輸入許可制を行つた。輸入許可の實際については業者をして十分に連絡協議せしめて、自治的に輸入を適當に割當て、又配給の統制を行つてゐる。例へば、棉花は輸入業者の團體である所の棉花輸入同業會それから棉花の消費者である紡績聯合會をして棉花輸入統制協會を組織し、棉花の割當其他棉花の輸入配給の統制を行はしめた。又羊毛

樺太地方鐵道補助法中改正法律案委員會、輸出入品臨時措置法律案委員會

### 國內パルプの増産

○稻畑勝太郎君 「ステイブル・ファイバー」は綿といふ値段から云へば、殆んど變らぬ、併し品が「ステイブル・ファイバー」を使用することによつてその利得と云ふものが、棉花とどの位差がある所から國として獎勵になるものでありますか

○國務大臣(吉野信次君) 「ステイブル・ファイバー」の糸と綿糸と云ふもの、値段を比較すれば、昨今はおつかつてございませぬが「ステイブル・ファイバー」を使ふことに依つて、そのことに依つて即ち「パルプ」が要る譯で「パルプ」を入れるのと綿を入れるのと其の比較になつて「パルプ」の方が綿を入れるより貿易の「バランス」から云へば

樺太地方鐵道補助法中改正法律案委員會

金額が少なく済む譯であります、更にその「パルプ」を国内の木材で自給しようといふ計畫を今立て、おます、現に十三年の年に於て、既に六萬「トン」ばかり国内で造らせる積りであります、十三、十四、十五と段々行つて十七年に於きましては既に二百萬「トン」の「パルプ」を国内の木材で使ふ、或ひは其の他の原料、新しい原料例へば臺灣の「ペガス」でございます、さう云ふ今迄の「パルプ」の原料になつてゐないものを段々やつて参る積りで、十三年だけに於ても三四千萬圓だけ「パルプ」が少なくて済む譯であります、斯の如くして「パルプ」で三四千萬圓備けたもので今度棉をそれだけ減らすことになる、棉の花が又三四千萬圓少なくて済む、この計算で行けば、六、七千萬圓位の國際收支の關係から棉を自由に入れるよりは得である、斯ういふ考で計畫を立て、居るのであります

### 臺灣のパルプ資源

○子爵我孫子君 臺灣に於て草であるか藪であるか、あゝ云ふものがある、日本の木材から取るより多い、何十年何百年の間に自然に繁茂してゐるところの藪であるとか云ふものは、澤山ありませう、併しながらそれを工業的に使つてしまひますと、初め二年なり三年なり、五年なりは十分でありませうが、今度工場が全力を擧げて働くといふことになると、後から伸びる原料は、所謂需要の原料が非常に違つたものになつて又足りないといふことが必ず五年なり七年なれば起ると思ひます、現在工場が出来てこの臺灣の藪の種類から取るとしても必ず不足の時代が来ると思ふがどういふ風に考へておますか  
○國務大臣(吉野信次君) 御話の點は御尤です、私が臺灣で申上げましたのは砂糖のもので藪については細かい問題でございますが二つの

説があります、津田君の如きは構はぬといふ御説、構ふといふ説、今年だけ工合がよいと云つてもそれが枯れて行つて自然の肥料になり翌年に行く關係のものぢやないといふ説が一方にある譯なんでありませう、其の點については一年生、或は二年生のものを原料とする場合には十分割引して計畫を立てるといふことになつて居ります

### 外地に於ける措置

主として棉花が重要

○山川端夫君 本案が實行されますと、日本の外地の方でどう云ふ措置をされるのでありますか、滿洲との關係はどうおやりですか  
○國務大臣(吉野信次君) 御承知の通り此の法律は前議會の御協賛を経まして勅令に依つて今外地にも其のまゝ施行して居ります、改正され、ば當然此の法律は外地にも施行される譯でございます、今主として棉花の問題が重要な問題となつて居りますが、之に付きましては朝鮮におきまして、それから滿洲におきまして、国内で純綿布を使はずに工業をするに云ふことならば朝鮮も滿洲も同じやうにして行く斯う云ふ風に打合せが済んで居りまして、唯實行する時期と種類などに付きましては多少現地の事情がこちらと違つてをりますが、併し根本方針は全然同じやうにやる建前になつておます、例へば棉花に付きましては、輸入を抑壓すると云ふことは滿洲でも同様になつて居ります、物は「ステール・ファイバー」を混用する建前になつて居ります、實際個々の品種に付ては多少違ふと云ふこともあり得ると思ひます、朝鮮は間もなくやりますが、時期も滿洲の方は内地より後れてやると云ふことにならうと思つて居ります

### 赤字公債特別委員會

#### 滿洲の事業を經濟的にせよ

○子爵大河内輝耕君 從來滿洲の事業は經濟的に行かなかつた、初め伺ひました時は永井拓務大臣の説明にも直ぐにでも算盤が採れる様な話でしたが私共はそれを信じてゐました、近頃になると、さういふ譯にはちつとも行つてゐない、まだ投資時代だといふ、實行されることも言つてをられることも前と合はない、今後こんなことのない様に滿洲政策をおやりになる上に於てはもう少し御考へになつて、經濟的におやりになるといふ必要があらうと思ひます  
○政府委員(原邦道君) 大體の傾向としてはさういふ風にしなければなりません、又漸次さういふ風になつて來ざるを得ないやうになつて來ると思ふのでございますが、最初滿洲國投資が利廻りが悪かつた是は事實でございます、最近漸次滿洲國の一般經濟が發達しまして相當の利潤を擧げつゝあるやうな情況に進みつゝあります

### 朝鮮の事業公債と鐵道の建設改良

○子爵大河内輝耕君 朝鮮總督府の事業公債の鐵道の建設と改良といふ赤字公債委員會

### 産金の金額

○伯爵後藤一藏君 七十五「トン」の産金は金額にしてどの位ですか  
○政府委員(大野緑一郎君) 「トン」三百七十七萬圓と計算致しまして二億八千圓ばかりになります

### 滿洲國の産業計畫

○遠藤柳作君 滿洲産業計畫について一應のお話を伺ひたい  
○政府委員(原邦道君) 滿洲の産業五箇年計畫は昨年から實行し大體順調に進捗してゐる、主なるものは鐵であります、鐵は大體昭和製鋼所の第三期第四期の増産計畫を樹てましてその計畫の準備は漸次整へまして本年の十月から全部第三期、第四期の増産計畫を實施すること、なつてゐる、石炭は撫順炭礦は殆んど開發の何んのと申しますが完成に近く、只今は滿洲炭礦株式會社がやつてゐる炭礦を主として開發の建前をとつてゐる、第一年度は豫期通り行かなかつたが、勿論第一年度でございますから各地の探鑛等に時日を取りまして第一年度の生産量としては不十分でありましたけれども本年から十分な計畫を實行することになり増産の出来の見込です、液體燃料は撫順に石炭液化工場を建て十四年度に完成するが目下工事中です、十四年度から生産することになつて居ります、それから四平街に滿洲液化工業株式會社を一

昨年創立し昨年未だ増資し規模を大きくし十四年度にこれも生産出来るのであります「ガソリン」を生産することになつてゐます、もう一つ阜新に石炭液化の工場を昨年計畫し目下工事中で十五年に完成することになつてゐます「バルブ」は現在四種あり、これも漸次増産計畫を樹てゐます、それから葦であるとか、豆殻から「バルブ」を造る計畫は是亦相當完成後に生産をする豫定になつてをります、電氣は本計畫の大きな部門になつて居ります、松花江に國營の水力發電所を作りました、これは工事を開始し近く竣工する豫定です、その外に鴨綠江水力電氣の計畫があります、農業は國として農民に近代的の耕作方法を教へたり或ひは農事合作所を作り、此處では金融の途を講じ、又肥料の購入、生産物の販賣等全部組合組織でなる計畫を立て農産物の増産を計畫してゐる、畜産は農耕用の馬等が非常に不足してゐる、昨年からは移民が年々北滿の方へ参りますと、農耕用の家畜が必要になつて来る、その準備と致しまして馬の増産を計畫して居ります

### 裁判所設立に關する法律案特別委員会

#### 惠須取敷香に將來區裁を設置

○岡田文次君 最近大分惠須取敷方面が發展した様に聞いてゐる、新開地に於ては權益の擁護、その他教育、衛生、所謂文化設備が不十分だと折角移民したのも定着せぬ様な憂ひがある様に思ふが、當局者の御意見はどうか

なるがそのこの觀念からいつて甚だ面白くないことであるが、適當な方法を講じてはどうか  
○政府委員(大森洪太君) 御尤な御話で恐縮に存する次第であります將來十分此の點は慎しみたいと存じます、知取町の寄附金は區裁設置の希望から従来より積立金を致し、それに有志の寄附を加へたものでござうで、この點については樺太廳とも十分協議して弊害の起らぬ様取計つたものであります

### 東洋拓殖株式會社法 中改正法律案委員会

#### 業務地域の擴張 樺太進出をも考慮

○山川端夫君 二、三の點を御尋ねしたいと思ひますが、此處にある参考資料は只今載いたのでまだ精讀する邊もありませんから、或は此の資料の中にあることも御尋ねするかも知れませぬから、御諒承願ひたい、第一點は第一條の改正の點、是は極く小さい問題であります、改正せられた條文の上から読んで見ますと、前の原案になかつた所を追加することになりますから、内地以外の地域と申しますと、臺灣、樺太、南洋諸島、關東州、それに外國などは皆入るのであります、それだけになるやうであります、臺灣、南洋諸島、樺太、關東州と云ふものを此の際特に御加へになる必要が能く分りませぬ、臺灣等に付いては御存じの通り特別の拓殖會社も現に出来てそこで仕事をして居

○國務大臣(鹽野季彦君) 現在樺太には豊原、眞岡の二箇所に裁判所があるが、これは南部に偏し北の方へ百數十里に亘つての地域を管轄致して居つたのであります、その後段々に發展して來まして知取町では十數年前から非常な發展を示し今回の裁判所を設けることに致したのであります、將來は西海岸の惠須取、東海岸の敷香の二箇所に裁判所を置かなければならぬと考へてゐます

○白根竹介君 知取區裁設置に要する經費と司法官の定員をお示し下さい  
○政府委員(大森洪太君) 廳舎の敷地は地元の人からの寄附であり、廳舎の新築豫定費用は確か十三萬五千五百圓見當と存じて居ります、敷地は二千八百二坪、價格大凡そ二萬圓位と考へますが以上は地元民の寄附の形式になつてゐます、それから判事、檢事の定員は、知取區裁設置のために特に増員するといふ費用は取れませぬでしたので唯在勤俸を請求しこれを計上しました、知取區裁判所は明年一月から開庭する筈であります、其の際には他地方の判檢事を此處に廻すことになつて居ります

### 地元民の寄附問題

○松本眞平君 近來學校でも裁判所でも新設するといふと、地元民が寄附金を提供しなければ承知出来ぬと官廳で考へてゐるのではあるまいか、その弊は甚だしいものがある様に私は考へてゐる、知取の問題でも十五萬圓の寄附が人口二萬とすれば、一人當り二四五十錢一家五人として三十七、八圓、かく一家で三十七、八圓宛も寄附するといふことは町村に大きな負擔をかける、寄附しなければ承知出来ぬから我儘して寄附するといふことは盛んに競争意識をそこに發揮すること、

る、更に此の會社の活動區域をさう云ふ地方に擴張されると云ふことが却て色々な對立關係を起すと云ふことで面白くないやうに思ひます、其の點を一つ伺ひたい

○政府委員(八角三郎君) 私から御答へ申上げます、此の地域に關しましては設立當時の明治四十一年には韓國となつて居りまして、それから大正六年の十一月の改正で關東州、滿洲、蒙古と云ふものが入つて大正八年の六月十日の改正で東部露領「アジア」支那直隸省、山東省、江蘇省、「フイリツピン」、南洋諸島、それから大正十三年に「マレー」半島、それから昭和十年に「ブラジル」昭治十二年に「シヤム」はだけ入つて居つたのであります、それで此の南洋群島、日本の委任統治領に對しましては、南洋諸島と云ふ解釋を擴めまして、さうして南洋興發會社、それから南洋拓殖會社等の株を以てさうして活動されて居つたのであります、それから臺灣に對しましては、臺灣拓殖株式會社の株を持つことになつて之をやつて居ります、斯う云ふ風に時々改正で認可を致しまして、さうして此の活動範圍を其の時々認可してやつて居ります、今回の機會に條文に纏めまして、内地以外の地域に致しましたのは、是等を整理致しまして、さうして南洋委任統治領の南洋諸島及臺灣に對しましては、是は南洋拓殖會社、それから臺灣拓殖會社もございまして、之が主として活動を致して居るのであります、今後の其の業務が一層擴大致しまするやうな場合、資本を餘計するやうな場合は、是は東洋拓殖會社として援助して、さうして其の目的を達成させることに努めまして、東洋拓殖會社自身は之と競争的な地位に立つと云ふことは致さない積りでありますけれども、之が資本金を要するやうな場合で之を強化致さなくちゃならない場合には東洋拓殖會社が資金を供給するなり何かしてやつて行かなければならぬ、それから樺太方面であります、是は今回どうしても是

は考慮しなくちやならぬと思ひます。それはどう云ふことであるかと申しますと、今迄は樺太に對しましては、北海道の拓殖銀行は主として金を貸して居りますけれども、是は御承知のやうに商業銀行でございます。此の拓殖事業に對しましては、資金を供給するやうなことは参りませぬので、尙時局の進展等に鑑みましても、此の東拓は樺太方面に進出致しまして、拓殖事業を授け、又隣接地方の何か或事業に對しても、援助しなくちやならぬ場合があると考へられますので、是はどうしても東拓を出してやらなければならぬ、それから關東州は前の認可事項では入つて居る、さう云ふやうなことでございまして、斯う云ふものを一纏めにする、其の都度々々の認可事項で許可致して居りました營業區域を之を一纏めに致す、斯う云ふ譯でございます。

○山川端夫君 御考へは分りましたが、南洋諸島、臺灣等には特殊の會社が既にやつて居るのであります。それに對して必要に應じて東拓から資本を援助してやると云ふ御趣意のやうに思ひますが、現に臺灣拓殖會社、南洋拓殖會社が出来て居て、其の會社で自らの資本を出し、造り得ると云ふことになるのぢやないかと思ふのであります。又一方から言ひますと、東拓の事業はさう云ふ特殊の會社の出来て居る所に必ずしも援助を與へると云ふことにしなくても、他に又朝鮮なり或は其の他の方面に於て仕事をすべき範圍は極めて廣いのぢやないかと思ふのですが、今迄既に南洋、臺灣等に投資をせられて居る關係から、此の地域を擴げて行くに云ふならば、私能く分るのであります。併し更に今から臺灣、南洋等にも仕事をすると云ふことになりますと、それ等の地方にある特殊會社の仕事と幾らか競争すると云ふやうなことも起りませうし、又東拓が他の方の事業に投資をする上に於ても幾らか手を大きく擴げ兼ねると云ふ事業も起りはしないかと斯う思

ふのであります。其の點を伺ひます。

○政府委員(八角三郎君) 是は先程ちよつと申したと思ひましたが、從來此の纏めました一點は、今御話のやうに南洋方面には資本を現に下して居るので、それから南洋興發の如きは其の本店を「サイパン」に御承知のやうに持つて居りますけれども、此の過半数の株は東拓で持つてゐる、それから南洋拓殖には設立の當時に既に株を持つて居る臺灣拓殖も株を持つてゐる、さう云ふことでは是はもう既に持つて居ります。將來是と競争すると云ふのではございませぬ、先程資金を要しますと申上げましたのは、それ等の會社が非常に擴大されて、若し東拓に援助を要せられる場合には致しても宜しい、斯う云ふ譯でございまして、強ひて是と競争してどう斯うと云ふやうな考へは持つて居らぬ積りでございまして、其の點は十分に氣を付けてやる積りでござい

### 臺拓南拓等に對し

#### 東拓で資金を援助

○山川端夫君 大體の御趣意は能く分りました、了承致します。唯南洋、臺灣等の方面に於ては將來新しい拓殖會社の方に肩替りをするさうして臺灣の拓殖會社が主としてやる、南洋は南洋の拓殖會社が主としてやる、さう云ふやうな御考へはないのでありませうか、其の點を一つ……

○政府委員(植場三君) 私から金の關係を申上げて見たいと思ひます。只今南洋群島方面に東拓が出して居ります金は、二千數百萬圓に上つて居ります。御承知の通り南洋拓殖會社が南洋方面に於きまして

は特殊の使命を持つて特殊會社として現存する譯でございするが、南洋拓殖會社と致しましても創立勿々でございするし、自分自身の考へて居る仕事をまだ色々やりたいと云ふ風に考へて居りますので、將來は勿論只今御話の通りに、臺灣は臺灣拓殖、南洋方面は南洋拓殖と云ふやうなものを中心にして行きたいと考へて居りますが、遽に資金等の關係に於きまして、東拓が手を引くと云ふことに無理がございしますから、當分は其の儘で行きたいと斯う云ふ風に考へて居ります。

### 投資額の地方別

○山川端夫君 能く諒解致しました。從來東拓が各地に投資して居る額を地方別に伺ふことが出来ま

○政府委員(植場三君) 私から簡単に申上げます。昭和十二年の十二月末現在の地方別の投資額の總計を申上げますと、朝鮮に對しましては、一億九千七百餘萬圓、それから滿洲に對しましては八千四百餘萬圓、支那方面に對しましては千五百餘萬圓、南洋、是は外南洋を含んでございしますが、全部に對しまして三千四百餘萬圓、其の他が約三千萬圓と云ふ斯う云ふ風になつて居ります。

○山川端夫君 其の内直接に金を事業に投資されて居ると云ふのもありませうし、又或は子會社と云ひますか、特別の會社に金を以て援助すると云ふやうなさう云ふ區別は分つて居りますか。

○政府委員(植場三君) 今の地域の中で朝鮮の例を取つて申上げますと、金融投資として其の中には貸付金を株券債券の引受、斯う云ふやうな區分は此處に持つて居りますが、一應申上げますと、金融投資が一億二千九百萬圓でございまして、貸付金の形を取つて居りますものが、一億二百萬圓、それから株券、債券の引受けが二千七百萬圓

其の金融投資以外に純事業投資としてやつて居りますのが五千四百萬圓ばかり朝鮮でもござい

### 東拓今後の方針

○山川端夫君 債券發行額を増加せらるゝ理由は大體伺ひましたが、將來此の東拓の事業を擴げられる地域、特に斯う云ふ方面に向つて仕事をしたいと云ふことを御考へになつて居るのが現にありませうか、伺ひたい、詰り問題は北支那、或は支那方面に對する仕事を云ふことを大分御考へになつて居るやうであります。支那に對しては別に最近政府で北支開發會社、中支振興會社、さう云ふものを御造りになつて、そこで事業を纏めておいでになる、斯う云ふやうな趣意に拜聴して居りますが、東拓の今後重きを置いて事業をなされるに付ての御方針を伺ひたい、どの地方に向つておやりになるかと云ふことを伺ひたい。

○政府委員(八角三郎君) 先づ第一に朝鮮で色々大きな事業を、譬へて申しますと、富寧水力電氣、江興水力電氣、それから朝鮮の産金其他の色々の鑛業等の爲に非常な電力が要りますから、是等を助長してさうして開發の目的を達する爲にやる、それから北支方面は山東から北支に掛けて、只今御説明申上げましたやうに約一千五百萬圓の投資を從來致して居ります。是は主として紡績事業、それから山東方面の石炭、それから天津、青島を中心と致しましたる市街地建設、斯う云ふやうなものに主として投資を致して居ります。今回出来ませう北支開發會社は是は大きな日滿支一體となりまする經濟開發の基礎を成す會社でございまして、勿論或る場合には並行して行く、さうして此の會社と協力致しまして、さうして目的を達せしめるのでございまして、斯く國策會社の方では大難把な大きな所を目標にして、さうしてや



つて行きます。細かい點に對しましては是は從來やつて居ります關係で、色々な此の紡績事業、棉花の栽培だとか、さう云ふやうだこと、既に土地を手に入れて居る所もございませぬから、斯う云ふ風に一緒にやつて行きたい、斯う云ふ考へで活動範圍が自然山東方面から北支方面に及ぶと考へて居ります。

○山川端夫君 今度政府が提案された北支開發會社と云ふものは、今御話の特許會社と申しますか、元締をする所であつて、さうして其の下で色々な會社なり個人なりに對して、仕事をやらせると云ふさう云ふ方法でやつて居られるやうであります。大體政府の御考へになる所は北支に於ける日本人の活動が、お互ひに自分で競争して、うまく行かぬと云ふ、さう云ふ弊を矯めて統制して最も都合がよいやうに事業を進めて行くことと云ふ風に伺つて居るのです。或は其の點が違つて居れば別ですが、さうすると其の統制の下に、矢張り東拓も北支に於ける事業に付ては起つと云ふことになりませぬか、或はそれと全然別に、東拓は東拓で自分の思ふやうに、自分のやつてゐる事業を進める、斯う云ふやうな主義でございませぬか、其の點は一つ伺ひたいと思ひます。

○政府委員(八角三郎君) それは只今御話のやうに、此の北支開發會社の方ではやつて居ります事業が大體決つて居ります。その範圍外のことは、是は矢張り開發會社と一緒にやつて、或は東拓が獨自でやらなければならぬ場合もございませぬ、さうして今迄やつて居りました中で統制會社の營業の項目に含まれて居ります事業は其の中に含まれて、さうして共同と申しますか、含まれて、進んで行くことになると思ひます。それは愈々あの會社が出来まして、さうして現にやつて居りました東拓ばかりではございませぬ、色々なものが含まれますから、それと一緒に是が検討せられて、さうして進んで行くものと斯う承知をして居ります。

た所に依りまして、朝鮮は最近非常に發達しつゝある、從來貧國と思つたが今日は寧ろ富國と云つても宜いぢやないかと思ふ、殊に資源と云ふ關係から言ふと、彼地に大いに開發すべき餘地があるのではないかと云ふ風に思はれるのであります。そこで今やつて居られることかどう云ふこととあります。是は何れ後で御説明を願ひたいと思ひますが、其の上に朝鮮に於てももつと力を入れられて資源の開發に當られる餘地が非常に多いやうであります。北支に特殊の會社を作つて仕事をやると云ふことがない場合には、是は矢張り北支に向つて發展すると云ふことも必要であります。東拓本來の使命たる朝鮮の開發がまだ力を用ひる餘地が非常に多いのでありますから、其の方を主としたらどうかと考へるのであります。殊に我々の見る所では、北支の方に於きまして色々な會社、色々な人が彼地に行つて仕事をする場合に、どうも日本人の特性と考へますか、常に對立競争と云ふやうな弊が餘計に見えるのであります。其の爲に却て日本人の發展を阻害するとは言へなくとも、もつと餘計に發展すべきものを少くすると云ふやうな弊が常にある、東拓に付ても他の會社との關係上さう云ふことは餘程注意をせねばならぬことぢやないかと思ふのであります。さうして又此の債券額の發行高を増加致しませぬ、どの位までやれますか、餘り大して北支迄に力を及して今後大いに發展すると云ふだけに十分な金額とは思はれないのであります。それで東拓の方では何方に重きを置いて今後やるかと云ふ點を御尋ねする意味は其處にあるのであります。

○政府委員(橋本三三君) 私から數字に付きまして少し御説明申し上げます。先程大臣政務次官から御説明になりました通り、今回社債限度を擴張して敷きまことにありますと、約一億七千五百萬圓の限度擴張が出来るのであります。それに先程大臣からも御説明になりました。

### 債券發行の擴張

○山川端夫君 仕事のやり口に付ては今の御話で分りましたが、債券發行額を十五倍に増加されると云ふ點に付て、其の仕事は朝鮮は無論であります。北支方面にも大いに今後進出されると云ふやうな御考であるのであります。どちらを主にしてやられるのか、それが若し伺へるならば伺ひたい。

○政府委員(八角三郎君) 先程提案についての大體から御説明になりましたやうに、只今債券の發行餘力が一億一千萬圓位しかございませぬ、其の中の二千萬圓は、昨年度に於て既に債券の前借のやうな形で金を使つて居ります。残る所は九千萬圓であります。さうして是は本年度の上半期が凡そ三千三百萬圓位資金が要るのであります。それから下半年は四千四百萬圓要ると云ふやうな目處を持つて居ります。來年度は一億一千萬圓以上要る、それは既に根を下ろしました仕事に對する資金繰りがさう云ふことゝなつて居るのであります。そこで今度の債券を發行致しますのは、此の餘力を持ちまして、北支の方に先程も御話がありましたやうに出掛けて参りますに致しまして、今迄根を下ろしたものを擴張致しまするにしても、もう既に金には餘力がなかと云ふ譯でありますから、そこで債券發行の改正を致しまして、今後數年の間の目處を付けて、さうして仕事をやつて行きたい斯う云ふ風に考へて居ります。其の主な使ひ途は、只今早速要るのは、朝鮮に仕事を致して居るものが主でございませぬ、併し北支には勿論、其の餘力を以ちまして出て行くことになりませぬが、其の詳細は又御説明申上げることと致します。

○山川端夫君 私も能く分りませぬが、ちよつと朝鮮に行つて一瞥しやうに、現在の餘力が約一億五千萬圓であります。其の他の方法と致しましては拂込徴收と云ふ問題も引續いて出て来るのであります。拂込徴收の額は一千五百萬圓残つて居りますから、自然今回社債限度擴張の法律が施行されますと、更に二億數千萬圓が又出て來ると云ふことにはなるのでございませぬ。處が東拓の資金繰りと致しましては十三年度以降大體五年間位の見當を一應立て、見たのであります。處が先程政務次官から御説明になりましたやうに、既に手を着けて居ります仕事で二億以上の金が要る、斯う云ふ計算になりますのであります。其の中に大體貸付金の如きも、一期内に……年二期でございませぬが、一期内に約七百萬圓位づゝの純増の傾向に最近でございませぬ、五箇年と致しますと十期間でございませぬ、是だけで既に七八千萬圓の金が増加する見込になります。それで此の十三年度以降の只今申上げました二億餘萬圓の中で先づ十三年度分だけを取上げて見ませぬ、十三年度分は是亦先程御話のありました通りに、大體只今の所では上期が三千三百萬圓程度の資金不足を來し、下期は四千萬圓程度不足を來すと云ふ計算になつて居りますが、増大の投資高を見て見ますと云ふと、上期の投資高が一億二千九百餘萬圓と云ふ數字になるのであります。其の中朝鮮に豫定されませぬのが八千三百餘萬圓と云ふ數字になるのであります。それから滿洲に豫定されませぬのが二千三百餘萬圓、支那方面には此の點では未だ三百五十萬圓ばかりしか豫定されませぬ、斯う云ふやうな状態をございませぬ、目下直ちに金を豫想し得る設置に付きましては、殆ど大部分が朝鮮に投下される、斯う云ふ數字になつて居ります。

○山川端夫君 今の御話の未拂の額がまだ千五百萬圓、之を拂ひ込ませると云ふやうな御考があるのですか、さう云ふ點を……

○政府委員(種場三君) 實は本改正案を議會に提出致します前に、種々其の點に付ては、會社當事者とも研究を重ねたのであります。處が差當つて今申上げました通り、一億近くの金が此の年間に要る、斯う云ふことを考へますと云ふと、現在の經濟界の事情、或は東拓は御承知の通り五分配當しかやつて居りませぬ、彼是考へまして拂込徴收を即刻行ふ譯にも行かぬぢやないかと云ふ風の見當が付きましたので、近き將來には當然此の問題は考へなければならぬ問題だと考へますが、即刻拂込徴收を取ると云ふ氣持はございませぬ

### 北中支兩會社法案委員会

## 東拓との事業競争

○藤田主計君 東洋拓殖會社と本兩會社との間に事業が競争して事業の支障を來す事はないか  
○國務大臣(吉野信次君) 競争する事は多少あるが、バラ／＼になる事はないかと思ふ、國策は全般として統一したものととしてやつて行きた  
○男爵大藏公望君 現在の臺灣拓殖會社の規模は兩會社と比較して餘りに少過ぎる、臺拓を擴張する考へはないか

## 臺拓の擴充考慮

○國務大臣(大谷喜由君) 臺灣拓殖を設立する時は臺灣のみならず南洋支、南洋まで日本の資源を開拓して行かうと考へてゐた、併し今日の

事態に於ては相當考慮せねばならぬと思ふ、戦局の發展如何によつては臺拓についても考慮を拂ひたい

## 兩會社の監督

○男爵大藏公望君 本兩會社の監督は對支事務局が一手でやられるのですか、それともバラ／＼でやられるのであるか  
○國務大臣(吉野信次君) 形式的には一切對支事務局が之に當る、實質的なものについてはそれに對する機關を作りたい  
○國務大臣(杉山元君) 會社の指導方針を決定するには良く現地の事情に適應する様に現地の軍と協調して行きたい  
○男爵大藏公望君 新聞で見ると政府は眞に對支機關として重要な機關を設けられ様としたが外務省の反對に逢ひ逢に對支事務局なるものが本會社を監督するのみの機關となつたと聞いてゐる、近く支那に關する重要な機關を設けられる意志ありやに聞いてゐるが首相の所見如何  
○國務大臣(公野近衛文麿君) 對支問題の全般につき如何なる中央機關を設けるかについて政府部内に種々議論があり東亞省の如き大きな機關を設ける事につき世間でも一部の要望があつた様である、今日政府としては尙ほ研究中で具體案は出来てゐない、今後現地の状況、事態の推移に即應し遺憾無きを期したい、重要問題であるので内閣全般の責任で當るが、實際問題を取扱ふ如何なる機關を設けるかは充分研究し一日も速かに實現したい

## 第七十三議會 審議成績

- ▲政府提出案
- 一、豫算案 一四件(可決)
  - 一、決算案 三件(承認)
  - 一、承認を求むる件 七件(承認)
  - 一、法律案 八六件
  - 一、原案可決 七四件
  - 一、修正可決 一二件
- ▲衆議院
- 一、議員提出法律案 五一件
  - 一、成立 一件
- (俱し三件を併合修正して一案とし可決)
- 本會議に於て原案可決 一件  
同修正可決 五件  
撤回 二件  
審議未了 三〇件
- 一、上奏案 三件(可決)
- 一、建議案 二九九件
- 一、原案可決 二一四件
- 一、修正可決 七一件
- 一、審議未了 一四件
- 一、請願 九四一件

採擇 八一九件

政府参考送付 三二件

(但し内三件は採擇せるものより分轄處理せるもの)

不採擇 八九件

取 下 一件

審議未了 四件

一、決議案 八件

可決 六件

議決不要 二件

一、質問主意書提出 二二件

▲貴族院

一、上奏案 一件(可決)

一、決議案 二件(可決)

一、質問願 八一件(全部採擇)

一、質問主意書 一件

▲成立豫算

△豫算案十四件

一、昭和十三年度歳入歳出總豫算案並に昭和十三年度各特別會計歳入歳出豫算案

一、豫算外國債の負擔となるべき契約を爲すを要する件

一、(第一號)昭和十二年度歳入歳出總豫算追加案

一、(第二號)昭和十二年度歳入歳出總豫算追加案

一、(特第一號)昭和十二年度各特別會計歳入歳出豫算追加案

一、(追第一號)豫算外國債の負擔となるべき契約を爲すを要する件

一、(臨第一號)臨時軍事費豫算追加案

一、(第一號)昭和十三年度歳入歳出總豫算追加案

- 一、(特第一號)昭和十三年度各特別會計歳入歳出豫算追加案
- 一、(第二號)昭和十三年度歳入歳出總豫算追加案
- 一、(追第二號)豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲すを要する件
- 一、(第三號)昭和十三年度歳入歳出總豫算追加案
- 一、(特第二號)昭和十三年度各特別會計歳入歳出豫算追加案
- 一、(追第三號)豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲すを要する件

▲決算三件

- 一、昭和十一年度歳入歳出總決算
- 一、昭和十一年度各特別會計歳入歳出決算
- 一、昭和十一年度歳入歳出決算検査報告

▲承諾を求むる件七件

- 一、昭和十一年度第一豫備金支出の件
- 一、昭和十一年度特別會計第一豫備金支出の件
- 一、昭和十一年度特別會計豫備費支出の件
- 一、昭和十一年度滿洲事件第一豫備金支出の件
- 一、昭和十二年度第二豫備金支出の件
- 一、昭和十二年度特別會計第二豫備金支出の件
- 一、昭和十二年度特別會計豫備金外に於て豫算超過及豫算外支出の件

政府提出通過法律

【原案可決】

▲内閣

- 一、國家總動員法案
- 一、北支那開發株式會社法案

- 一、臨時利得稅法中改正法律案
- 一、臨時租稅措置法案
- 一、日滿國稅徵收事務共助法案
- 一、昭和十二年法律第八十四號中改正法律案(支那事變に關する臨時軍事費支辨のため公債發行に關する件)
- 一、關東局、朝鮮總督府、臺灣總督府及樺太廳の各特別會計に於ける租稅收入の一部に相當する金額を臨時軍事費特別會計に繰入ることに關する法律案
- 一、昭和十三年度一般會計歳出の財源にあつる爲公債追加發行に關する法律案
- 一、本邦内に於いて蒐集したる外國債の優遇に關する法律案
- 一、有價證券引受業法案
- 一、臨時通貨法案
- 一、關稅定率法中改正法律案
- 一、擔保付社債信託法中改正法律案(司法省と共同提案)
- 一、印刷局据置運轉資金補足に關する法律案
- 一、昭和九年法律案第七號中改正法律案(滿洲事件に關する一時賜金として交付する公債發行に關する件)
- 一、昭和十三年度法律第六號中改正法律案(昭和十三年度一般會計歳出の財源に充つる爲公債發行に關する件)
- 一、兌換銀行券の保證發行限度の臨時擴張に關する法律案

▲陸軍省

- 一、兵役法中改正法律案
- 一、兵役の義務なかりし者等にして支那事變に於いて陸軍部隊に編入せられたるもの、身分取扱に關する法律案
- 一、昭和十一年勅令第廿一號(東京陸軍軍法會議に關する件)廢止

- 一、中支那振興株式會社法案
- ▲外務省
  - 一、對支文化事業特別會計法の特例に關する法律案(大藏省と共同提案)
- ▲内務省
  - 一、國民健康保險法案
  - 一、市街地建築物法中改正法律案
- ▲大藏省
  - 一、昭和十三年度一般會計歳出の財源に充つる爲公債發行に關する法律案
  - 一、昭和七年法律第一號(滿洲事件に關する經費支辨の爲公債發行に關する件)中改正法律案
  - 一、造幣局東京出張所廳舎その他の新營費に關する法律案
  - 一、支那事變に關する臨時軍事費の財源に充つるため特別會計より爲す繰入金に關する法律案
  - 一、朝鮮事業公債法中改正法律案
  - 一、軍の需要充足の爲の會計法の特例に關する法律案
  - 一、臨時租稅増徴法中改正法律案
  - 一、所得稅法中改正法律案
  - 一、登録稅法中改正法律案
  - 一、酒造稅法中改正法律案
  - 一、酒精及酒精含有飲料稅法中改正法律案
  - 一、麥酒稅法中改正法律案
  - 一、大正九年法律第十二號(所得稅法の施行に關する件)中改正法律案
  - 一、無盡業法中改正法律案

▲司法省

- 一、商法中改正法律案
- 一、商法中改正法律施行法案
- 一、有限會社法案
- 一、民法中改正法律案
- 一、民事訴訟法中改正法律案
- 一、外國裁判所の囑託に因る共助法中改正法律案
- 一、裁判所の設立に關する法律案
- 一、大正二年法律第九號(裁判所管轄區域に關する法律)中改正法律案

▲農林省

- 一、不動産融資及び損失報償法中改正法律案
- 一、産業組合中央金庫法中改正法律案
- 一、漁業法中改正法律案
- 一、産業組合中央金庫特別融通及び損失報償法中改正法律案
- 一、産業組合自治監査法案
- 一、農業保險法案
- 一、飼料配給統制法案
- 一、硫酸アンモニアの増産施設に關する法律案
- 一、臨時農村負債處理法案

▲商工省

- 一、特許法中改正法律案
- 一、商標法中改正法律案
- 一、不正競争防止法中改正法律案
- 一、辨理士法中改正法律案

- 一、昭和十二年法律第九十二號中改正法律案（輸出入品等に関する臨時措置に関する法律案）
- 一、商業組合法中改正法律案
- 一、重要礦物増産法案
- 一、日本産金振興株式會社法案
- 一、石油資源開發法案
- 一、工作機械製造事業法案
- ▲通 信 省
  - 一、航空機製造事業法案
  - 一、電氣事業法中改正法律案
- ▲拓 務 省
  - 一、樺太地方鐵道補助法中改正法律案
  - 一、東洋拓殖株式會社法中改正法律案
- ▲厚 生 省
  - 一、社會事業法案
  - 一、商店法案
  - 一、簡易生命保險法中改正法律案
  - 一、職業紹介法中改正法律案
  - 一、入營者職業保障法中改正法律案
- 【修正可決】
- ▲内 閣
  - 一、恩給金庫法案（大藏省と共同提案）
  - 一、恩給法中改正法律案
- ▲大 藏 省
  - 一、庶民金庫法案
  - 一、支那事變特別稅法案

- 一、相續稅法中改正法律案
- ▲司 法 省
  - 一、日滿司法事務共助法案
- ▲農 林 省
  - 一、農地調整法案
- ▲商 工 省
  - 一、有價證券取締法案
- ▲鐵 道 省
  - 一、陸上交通事業調整法案
- ▲通 信 省
  - 一、電力管理法
  - 一、日本發送電株式會社法案
  - 一、電力管理に伴ふ社債處理に関する法律案
- ▲議員提出通過法律案
  - 一、支那事變に際し召集中の者の選舉權及被選舉權等に関する法律案
- 【決議案】
- ▲衆 議 院
  - 一、陸海軍に對する感謝の件
  - 一、戦死者に對する敬弔の件
  - 一、檢察權行使に関する件
  - 一、石油資源開發に関する件
  - 一、航空擴充に関する件
  - 一、武道振興に関する件
- ▲貴 族 院
  - 一、陸海軍將兵に對する感謝の件
  - 一、永年在職議員に對する表彰の件
- 【懲罰事犯】
- 一、西尾末廣議員懲罰（議長宣告）除名

編輯後記

戦時下に閉會された第七十三議會は終始緊張裡に審議を進められた拓務關係についてみれば、滿洲移民に關しては、從來まで殆んど悲觀的な質問であつたし、政府部内でもさうした氣運が包藏されてゐたが、一、二の異例は除き殆んどが、これを支持し激勵してゐることが觀取されるし、一方拓殖計畫に對する貧困性についても眞剣に討論されてゐることは、拓務省の存在に對する認識の昂揚ともいふべきで我々關係者としては慶賀に堪へぬところだ、當局者としても、これに力を得て一段の奮闘を誓ふべきであらう、本書に輯録した以外のものは多少はあらうけれども殆んど採録した、重複するものはこれを割いた程度である、編輯上不満な點も多々あるが、追々に改めて行きたい本書を編纂に當つて御配慮に與つた拓務控室の鈴木、根本兩氏、拓務省殖産局及び、堤代議士等に對して厚く御禮申上ます

（大森生）

昭和十三年五月十日印刷納本  
昭和十三年五月十五日發行

【定價金參圓五拾錢】

編輯人 中央情報社編纂部

東京市麹町區内幸町二ノ二二

發行人 菱 沼 右 一

東京市神田區三崎町一ノ三  
印刷人 金 子 次 雄

東京市麹町區内幸町二ノ二二

發行所 中央情報社

電話銀座(57)〇七六七番  
振替東京六七八〇〇番

土木建築請負業

遠藤組

遠藤實

樺太豊原市

王子製紙專屬

請負業 渡邊組

樺太知取町 渡邊福市  
樺太落合町 渡邊一郎

渡邊彦太郎

樺太大泊町榮町大通り

電話三二六番

吉川商會

吉川平八

自宅本町大通り六

電話一〇九番

木材輸出業  
並に船舶業

增田合名會社

增田久五郎  
增田龜吉

小樽市山ノ上町

支店(東京、名古屋、大阪、大泊)

樺太知取町

大鋸回酒店

大鋸友吉

資本金五十三萬圓(全額拂込)

敷香海陸運輸株式會社

本社 東京市芝區芝口ビル内

營業所 樺太敷香港

社長 鶴澤宇八

專務取締役 余井勝

取締役 余井勝

取締役 余井勝

監査役 余井勝

監査役 余井勝

資本金 五千萬圓

(滿洲移住地建設並に經營其他)

滿洲拓殖公社

總裁 坪上貞二

新京市大同大街康德會館

滿洲拓殖公社東京支社

支社長 生駒高常

東京市麴町區内幸町大阪ビル

滿洲移民事務  
現地監督機關

滿洲拓殖委員會事務局

局長 稻垣征夫

新京市大同大街康德會館

電話二ノ五四三三番

滿洲移民事業

財團法人 滿洲移住協會

理事長男爵 大藏公望

東京市麴町區内幸町大阪ビル

電話銀座三二七九番

資本金 一千萬圓

日南産業株式會社

社長 平生飢三郎

取締役 武田寬一

海外興業株式會社

日伯協會

東京市芝區芝公園地内

資本金 五千萬圓  
 創立 明治四十一年  
 業務 拓殖事業の融資、及事業經營  
 及植民事業等

### 東洋拓殖株式會社

總裁 安川雄之助  
 副總裁 池邊龍一  
 本店 東京市麴町區内幸町東拓ビル  
 電話銀座 自五五六〇番  
 至五五六四番

創立 昭和十一年  
 資本金 二千萬圓

業務 拓殖事業の經營、拓殖資金の供給、鑛探掘  
 漁業、水産、眞珠採取、鳳梨製造、ボーキサイト探掘

### 南洋拓殖株式會社

社長 深尾隆太郎  
 本店 南洋群島パラオ諸島コロル島  
 東京支店 東京麴町區丸ノ内興銀ビル  
 電話丸の内 自四五三一番  
 至四五三三番

創立 昭和十一年  
 資本金 三千萬圓  
 業務 臺灣、南方に於ての各種  
 拓殖事業融資

### 臺灣拓殖株式會社

社長 加藤恭平  
 副社長 久宗重  
 本店 臺灣臺北市  
 東京出張所 東京市麴町區丸ノ内仲通十二  
 電話丸の内 五四六四・五〇二〇

資本金 八億圓

鐵道總局(奉天)北鮮鐵道管理局(羅津)  
 北支事務局(天津)

### 南滿洲鐵道株式會社

總裁 松岡洋右  
 副總裁 大村卓一  
 本社 大連市東公園町  
 東京支社 東京市赤坂區溜池町滿鐵ビル  
 電話赤坂 二二二番

### 木原商船鑛業株式會社

東京市丸の内海上ビル新館八  
 電(丸の内) 三三七一番  
 樺太大泊町東一條南二ノ一二  
 株式會社 木原商店  
 代表取締役 木原豊治郎  
 電(長) 一二二番

### 株式會社 佐々木商店

機關車、客車、貨車、タクマボイラー  
 フォード自動車、火藥、石炭、セメント  
 本店 東京日本橋區吳服橋  
 支店 樺太豊原市大通り  
 出張所 樺太大泊榮町  
 同 樺太惠須取町濱町

邦文パイラフ



能率の點からも  
 鮮明の點からも  
 正確の點からも  
 手書に勝ること  
 一目瞭然

日本パイラフ株式會社  
 東京市銀座區一丁目

王子製紙株式會社

樺太分社

樺太豊原市北二線

總務部理事 山内 幾馬  
工務部理事 山内 幾馬  
山林部理事 梅澤 源吉  
總務代理 杉本 孝作  
總務部長 井村 正榮  
作業部長 根本 龜次郎  
警備部長 新井 又市  
會計部長 加藤 清一郎

樺太分社山林部

大泊出張所

所長心得 篠原 爲一

豊原出張所

所長 大島 小謹 吾

落合出張所

所長 菱沼 勇三

知取出張所

所長 谷村 進

真岡出張所

所長心得 日比野 肇

野田出張所

所長心得 岡田 武雄

泊居出張所

所長 中平 信吉

惠須取出張所

所長 原田 悦治

敷香出張所

所長 五十嵐 勇

惠須取運輸出張所

所長代理 橋本昇之助

大泊工場

工場長 杭村 永稔

豊原工場

工場長代理 庄野 養造

工場長 宇宿 勇輔

工場長代理 中村 茂樹

工場長 山本 省吾

落合工場

工場長 山本 省吾

知取工場

工場長(兼) 山内 幾馬

工場長代理 米澤 節衛

工場長代理 水永 毅

真岡工場

工場長 長澤 漸

工場長代理 山本 猪藏

工場長 末廣 耕三

野田工場

工場長 金子 三明

泊居工場

工場長 相馬 末吉

工場長 相馬 末吉

王子關係會社

王子證券株式會社

社長 藤原 銀次郎  
專務取締役 足立 正  
東京市豊町區有樂町三信ビル  
電話銀座五七四一

日本人絹パルプ株式會社

社長 高島 菊次郎  
常務取締役 光澤 義男  
同 溝口 新平  
取締役工場長 木下 又三郎  
本社 樺太豊原市  
東京事務所豊町區有樂町三信ビル  
電話銀座四六九四・五四九五

北鮮製紙化學工業株式會社

社長 藤原 銀次郎  
副社長 足立 正  
專務取締役 藤原 喜藏  
同 横井 半三郎  
本社 朝鮮咸鏡北道吉州  
東京出張所豊町區有樂町三信ビル  
電話銀座一四六九

日露木材株式會社

社長 高島 菊次郎  
常務取締役 岡 信止  
東京市豊町區有樂町三信ビル  
電話銀座四一四七・四一四八

共榮起業株式會社

會長 門野 重九郎  
社長 藤原 銀次郎  
常務取締役 横井 半三郎  
滿洲國吉林省城外商埠地

鳴鶴江製紙株式會社

會長 大倉 喜七郎  
副會長 長谷川 太郎吉  
專務取締役 足立 正  
常務取締役 幸田 吉之助  
同 河原 三郎  
本社滿洲國安東省安東六道溝  
東京出張所豊町區有樂町三信ビル

樺太鑛業株式會社

社長 藤原 銀次郎  
專務取締役 田中 治朗  
常務取締役 山内 幾馬  
同 戸田 薫一  
本社 樺太豊原市  
東京出張所豊町區有樂町三信ビル

日滿巴爾普製造股份有限公司

董事 藤原 銀次郎  
經理 人石 和柏藏  
本社 滿洲國新京豐樂  
路一〇五號一郡ビル内  
東京出張所豊町區有樂町三信ビル

山陽パルプ工業株式會社

社長 高島 菊次郎  
專務取締役 田中 治朗  
常務取締役 溝口 新平  
取締役 井上 憲一  
富田治郎右衛門  
小林 準一郎  
早房 長徳  
青山 與一  
渡部 道太郎  
本社東京豊町區有樂町三信ビル

北海道力電氣株式會社

社長 藤原 銀次郎  
副社長 田中 治朗  
專務取締役 櫻井 久我治  
常務取締役 後藤 國明  
本社札幌市大通一丁目二  
東京出張所豊町區有樂町三信ビル  
電話銀座一七五七番

樺太電氣株式會社

社長 藤原 銀次郎  
專務取締役 山内 幾馬  
常務取締役 杉本 孝作  
本社 樺太豊原市

樺太鐵道株式會社

社長 藤原 銀次郎  
專務取締役 足立 正  
常務取締役 山内 幾馬  
同 野依 次郎  
本社 樺太落合町

樺太鐵道株式會社

社長 藤原 銀次郎  
專務取締役 山内 幾馬  
常務取締役 杉本 孝作  
本社 樺太豊原市

樺太酒精工業株式會社

社長 高島 菊次郎  
專務取締役 田中 治朗  
常務取締役 山内 幾馬  
常務取締役 西 濟  
本社 樺太豊原市

王子造林株式會社

社長 高島 菊次郎  
本社東京市豊町區有樂町三信ビル

東北振興パルプ會社

會長 藤原 銀次郎  
社長 高島 菊次郎  
副社長 田中 治朗  
同 金森 太郎  
常務取締役 光澤 義男  
同 石上 林二郎  
同 山中 鍊治  
相談役 八田 嘉明

